

# てだこ・ゆいぐるプラン

第6次浦添市地域福祉計画・第7次浦添市地域福祉活動計画  
第1次浦添市再犯防止推進計画

【令和6年度～令和10年度】



令和6年3月  
浦添市  
浦添市社会福祉協議会



## はじめに



全国的に少子高齢化や世帯の小規模化がさらに進行しており、若いまちとして知られてきた浦添市においても全国同様に少子高齢化が進行し、地域での住民相互のつながりが希薄化しており、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応やヤングケアラーへの支援、生活困窮者・障がい者の自立支援など求められる福祉ニーズも複雑・複合化してきております。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう住民、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政など地域に関わるすべての人が互いに協力して、支援が必要な人を支える仕組みをつくる「地域福祉」の重要性が一層高まっています。

こうした中、本市におきましては制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて地域住民がつながる「地域共生社会」の実現に向け、地域課題の把握・解決力の向上や包括的支援体制の整備等を進めております。

また、令和2年10月に「浦添市福祉のまちづくり条例」を施行し、全ての市民がまちづくりに関する理解を深め、積極的にまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図っております。

本計画『てだこ・ゆいぐるプラン』（第6次地域福祉計画・第7次地域福祉活動計画）は、地域福祉を推進する上での本市全体の理念や仕組みづくりの指針となる行政の「地域福祉計画」と地域住民等が相互に協力して地域福祉の推進を目的とする実践的な活動計画である社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、さらに地域福祉と関連のある「再犯防止推進計画」も包含しています。

本計画の推進にあたりましては、行政・社会福祉協議会や地域を構成する住民、関係機関・団体、企業の皆様と「自助・互助・共助・公助」の連携を図り、参加と協働により各事業を実施していくことが重要と考えておりますので、今後とも、地域福祉の推進へのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました福祉保健推進協議会委員・専門部会委員をはじめ、関係機関・関係団体の方々、そして市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

浦添市長 松本 哲治



ごあいさつ

近年、私たちの生活は技術革新やグローバル化により便利さ、豊かさが確保されてきている反面、地域福祉を取り巻く環境は少子高齢化や地域における人と人とのつながりの希薄化により、経済的困窮などを背景にこれまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが難しい課題を抱え、制度の狭間で支援を必要としている人たちが見受けられます。

さらに、令和2年4月に発令された1回目の緊急事態宣言以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済状況の悪化は人々の「生きづらさ」を増大させ、虐待や孤立化、DV被害及びひきこもりなど、個人や世帯が抱える福祉課題はより複雑化・複合化し、深刻な日常生活上の課題が顕在化しています。

国はこのような状況に対応していけるように、従来縦割りだった福祉分野の各制度をつなぎ、支援の受け手と担い手に分かれるのではなく、多様性を尊重しながら、互いに支えあう「地域共生社会」の実現を目指しています。

本計画は社会的背景や国の方針を踏まえ、第五次浦添市総合計画を上位計画のもと、社会福祉法107条に定める市町村地域福祉計画として、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。さらにこのたび地域福祉と関連の深い「再犯防止推進計画」も包含した計画となっております。

計画の策定にあたり、市内で活動している福祉・ボランティア団体、関係機関等へのヒアリングや中学校区コミュニティづくり推進委員会等を開催し、多くの皆様の実践と今後のビジョンについて拝聴いたしました。多くの方々のご協力をいただき、計画を策定することができましたことに、心から感謝申し上げます。

私ども社会福祉協議会は、これから先、その時々を担うすべての地域住民が「安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、今後とも地域住民の皆様をはじめ、行政や民生委員・児童委員、自治会関係者、福祉・ボランティア団体、企業の皆様とともに「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

今後とも、より一層のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年3月

社会福祉法人浦添市社会福祉協議会

会長 久貝 宮一

# 〈目 次〉

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 地域福祉とは.....	1
2. 計画策定の趣旨.....	1
3. 一体的策定の意義.....	2
4. 計画の位置づけ.....	4
5. 計画期間.....	5
<b>第2章 浦添市の地域福祉を取り巻く状況</b> .....	<b>7</b>
1. 基礎データからみる本市の状況.....	7
2. 市民アンケート結果からみる本市の状況.....	20
3. 団体ヒアリング結果からみる本市の状況.....	32
4. 前計画の目標指標達成状況.....	39
5. 本計画で取り組む主要問題.....	41
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>43</b>
1. 基本理念.....	43
2. 基本方針.....	43
3. 目標指標等と進行管理.....	44
4. 重点施策.....	48
5. 施策体系.....	54
6. 地域福祉の推進に向けた役割.....	55
7. 地域福祉の圏域と支え合いのネットワーク図.....	57
<b>第4章 本計画で取り組むこと</b> .....	<b>61</b>
計画内容の見方.....	61
基本方針1. 地域の困りごとに取り組む市民の増加.....	63
基本方針2. 複雑化する困りごとへの対応強化.....	74
基本方針3. いつまでも住み続けられるまちの実現.....	95
<b>第5章 中学校区別地域福祉活動プラン</b> .....	<b>104</b>
<b>第6章 浦添市再犯防止推進計画</b> .....	<b>117</b>
1. 計画策定の趣旨.....	117
2. 再犯防止に関する現状と課題.....	118
3. 具体的な取組み.....	128

資料編.....	137
1. 条例・会議規則・規程・要綱.....	137
2. 計画策定の経緯.....	147
3. 用語解説.....	149
4. 主な相談先.....	154

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 地域福祉とは

「福祉」という言葉から、高齢者・障がい者・子どもなどを対象とした制度や行政によるサービスをイメージするかもしれませんが、「福祉」は特定の方のためだけではなく、すべての住民を対象とした「生きやすさ」を実現する取組です。そして「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、住民、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政などがお互いに協力して取り組むことです。「地域福祉」を進めるためには、住民に加えて福祉分野以外の様々な企業・事業者、まちづくりの団体なども地域に参画して自分の持つ力を発揮し、地域づくりに関わるのが不可欠です。

## 2. 計画策定の趣旨

「福祉」や「地域福祉」を取り巻く社会状況は年々厳しさを増しています。特に、2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大による経済状況の悪化は、人々の「生きづらさ」を増大させ、助けを求めることができなくなる社会的孤立をより深刻にしています。

国はこうした状況に対応していけるように、従来縦割りだった福祉分野の各制度の間をつなぎ、支援の受け手と担い手とに分かれたままになるのではなく互いに支え合う、「地域共生社会」の実現を目指してきました。2020年に社会福祉法が改正され、地域の特性や事情に合わせて複雑化・複合化した福祉課題に対応するための「重層的支援体制整備事業」が、市町村の任意で実施できるようになりました。複数の福祉分野にまたがる課題に対し、どこがどのような役割を担うのか、どういった専門機関との連携が必要なのか明確にし、関係者間で共有しておくことが重要です。

この間、本市においては全行政区でコミュニティづくり推進委員会が立ち上がったほか、中学校区コミュニティづくり推進委員会を中心に積極的な地域活動が展開されてきました。一方で、本市も全国同様に「超高齢社会」となり、地域社会や家族のあり方、ライフスタイルが変化する中で、家庭や地域内の支え合いの低下が懸念されています。

複雑化・複合化した福祉課題に対応していくためにも、住民による支え合い活動の推進、相談支援の専門職や機関同士の連携・協働が、より一層重要となっています。行政及び社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉団体、ボランティア、NPO団体など、地域に関わるすべての人たちと協働して、誰もが安心して暮らし続けられるよう、本市における「地域共生社会」を実現することが求められています。

そのため、行政と社会福祉協議会が本市の福祉を総合的に推進していく計画として、第6次浦添市地域福祉計画と第7次浦添市地域福祉活動計画を一体的に策定します。

### 3. 一体的策定の意義

#### (1) 地域福祉計画、地域福祉活動計画との関係と役割

地域福祉は住民参加が基本となる一方で、地域福祉を推進するための方針をまとめた「地域福祉計画」と、住民などの実践的な活動を支援する「地域福祉活動計画」があります。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域の支え合いによる地域福祉」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」や「共に生きる地域社会づくり」などを目指すための「理念」と「仕組み」などの基本的な考えを示す行政計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉協議会が策定する計画で、「すべての住民」や「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」、「企業」などが相互に協力して、地域福祉の推進を目的とするための実践的な活動計画です。

地域福祉を進める上での本市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

#### (2) 計画を一体的に策定することの意義

前述したように、地域福祉計画、地域福祉活動計画は、ともに地域での助け合いなどの実現をめざすために必要な取り組みを位置づけたもので、それぞれの計画に位置づけられる内容は異なる部分もあるものの、いわば車の両輪と言えるでしょう。

2つの計画を一体的に策定することで、行政や社会福祉協議会の目指す地域福祉の目標や、地域を構成している住民、各種関係機関・団体、企業・事業者などの役割を明確に示し、より実効性の高い地域福祉の取り組みをともに進めることが期待されます。



## ■地域福祉計画、社協の位置づけ

### 〈社会福祉法 第 107 条 市町村地域福祉計画〉

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### 《社会福祉法 第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）》

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

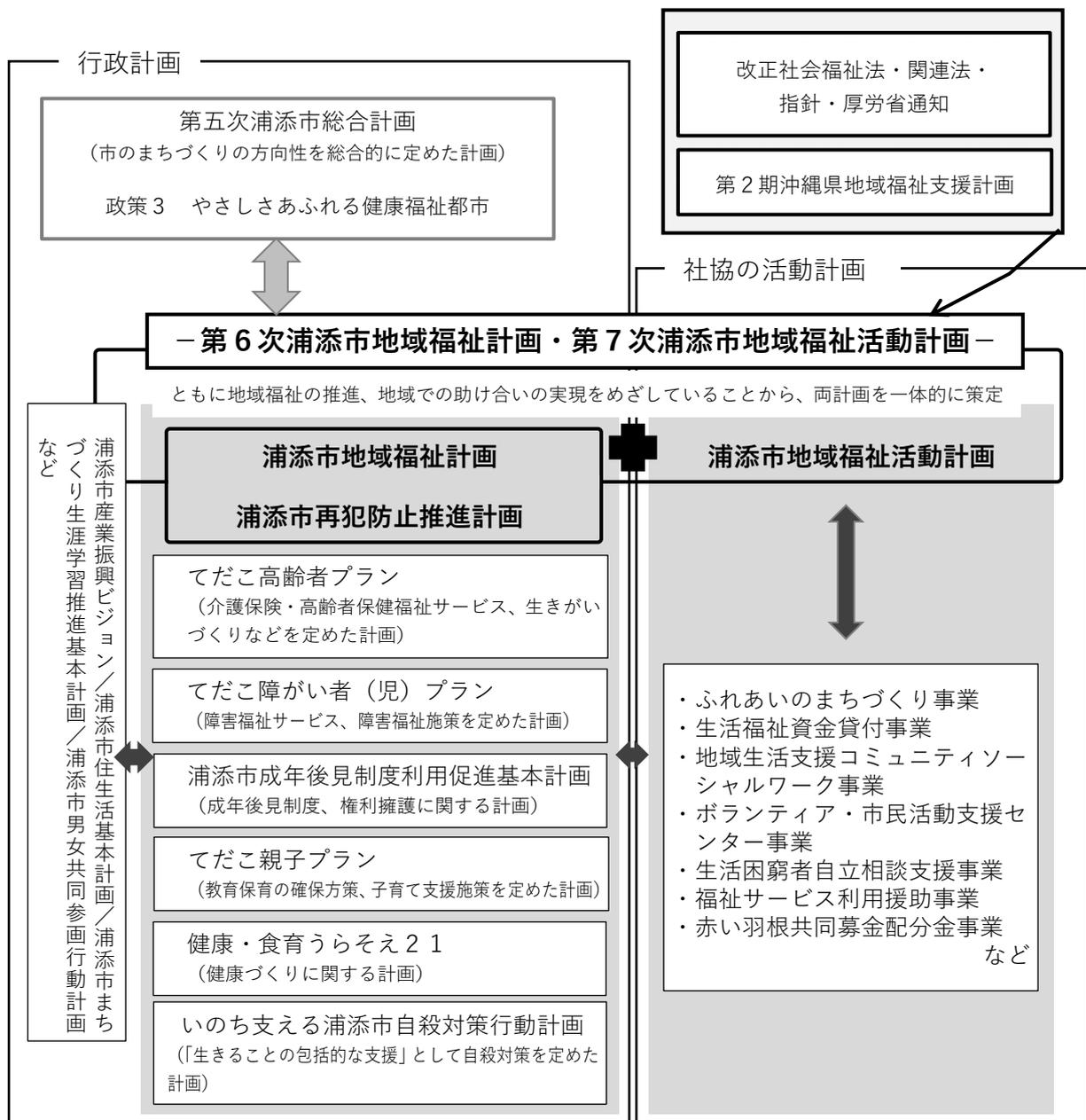
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 4. 計画の位置づけ

本計画は、第五次浦添市総合計画のもと、社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画として、福祉部門の各種個別計画の上位となる計画で、健康・食育や自殺対策の計画とも関連をもちながら本市の福祉を推進するものです。また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

さらに、産業、教育などのあらゆる部門の計画と関係していることから、行政の各分野のまちづくり計画とも調整を図り、本市と浦添市社会福祉協議会、関係機関との連携のもとに進めていきます。

また、地域福祉活動計画として、地域における福祉活動を進める住民や関係機関・団体、民間企業・事業者などの取組に活用いただける内容を位置づけています。



## 5. 計画期間

本計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和10（2028）年度を目標年度とする5年計画とします。社会情勢の変化に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

計画名	年度	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
浦添市総合計画 基本構想（10年間） 基本計画（5年間）	第五次基本構想	→				
	第五次前期基本計画	→		第五次後期基本計画		
	基本計画（5年間）	→				
てだこ・ゆいぐるプラン 浦添市地域福祉計画・ 浦添市地域福祉活動計画		● →				
浦添市再犯防止推進計画		● →				
てだこ高齢者プラン 高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第七次	→			第八次	→
	第9期	→			第10期	→
てだこ障がい者(児)プラン 障害者計画(障害者基本法) 障害福祉計画(障害者総合支援法) 障害児福祉計画(児童福祉法)	第5次	→				
	第7期	→			第8期	→
	第3期	→			第4期	→
浦添市成年後見制度利用促進基本計画	第2期	→				
てだこ親子プラン 子ども・子育て支援事業計画	第4次	第5次	→			
	第2期	第3期	→			
健康・食育うらそえ21	第2次	第3次	→			
いのち支える浦添市自殺対策行動計画	→	→				

※点線：将来的に策定される計画の計画期間（予定）



## 第2章 浦添市の地域福祉を取り巻く状況

### 1. 基礎データからみる本市の状況

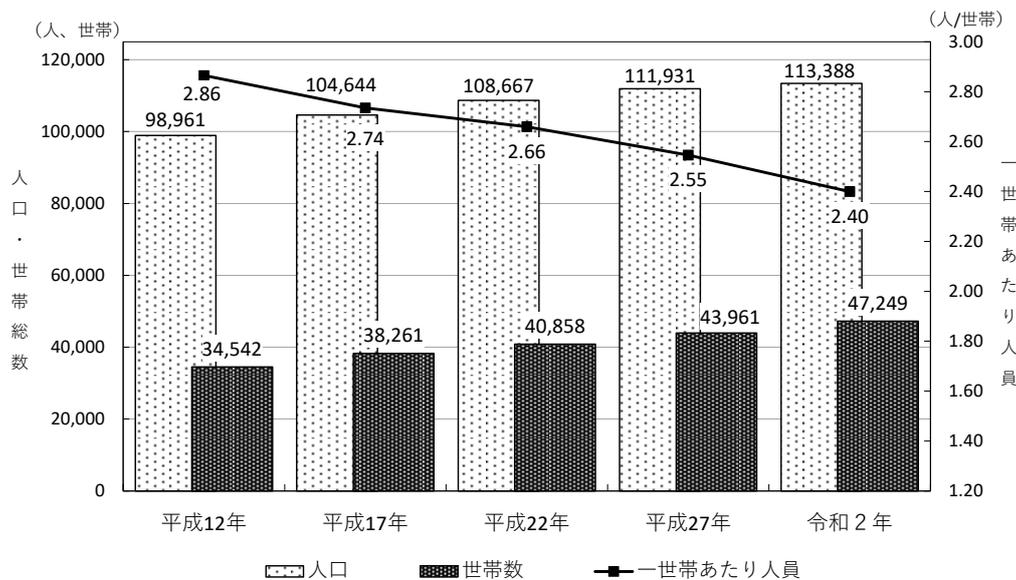
#### (1) 支援ニーズの増加

各種統計データから、本市において支援に対するニーズが増加していることがうかがえる状況を整理しました。

#### ○総人口と世帯の推移

- ・本市の人口は一貫して増加していますが、一世帯あたり人員が減少していることから、単身世帯の増加や世帯規模の縮小が進んでいます。
- ・単身世帯の増加や世帯規模の縮小は、家族間による支えあいが困難になることを示しており、支援を求める人々が増加することが想定されます。

■図 人口の推移



出典：総務省統計局「国勢調査結果」

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
<b>人口</b>	98,961	104,644	108,667	111,931	113,388
人口増加数	4,272	5,683	4,023	3,264	1,457
人口増加率(%)	4.5%	5.7%	3.8%	3.0%	1.3%
<b>世帯数</b>	34,542	38,261	40,858	43,961	47,249
世帯増加数	3,208	3,719	2,597	3,103	3,288
世帯増加率(%)	10.2%	10.8%	6.8%	7.6%	7.5%
<b>一世帯あたり人員</b>	2.86	2.74	2.66	2.55	2.40

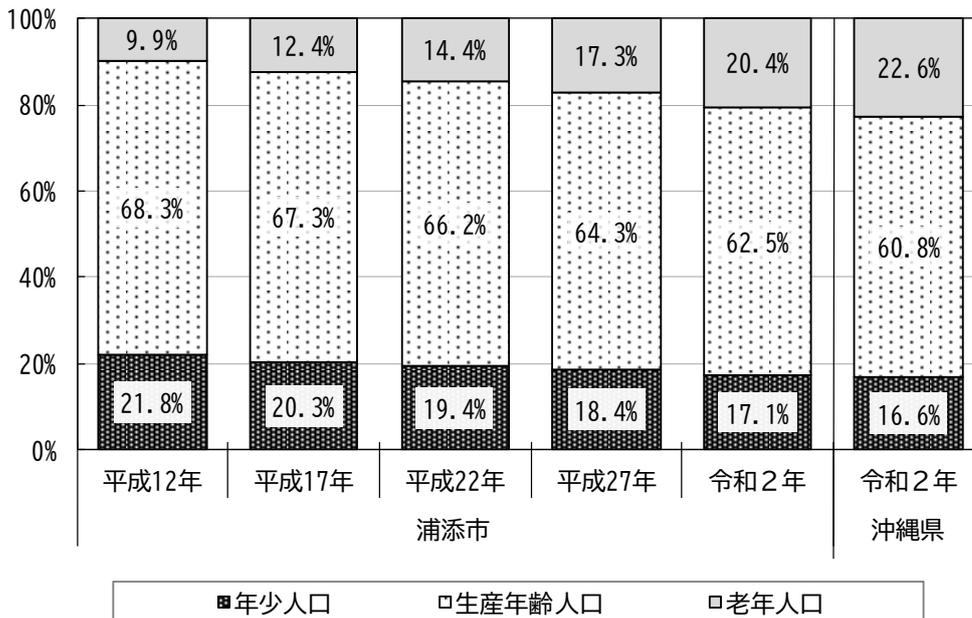
※人口及び世帯数は施設入所者等を除いた数値。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

## ○年齢3階層別人口

- ・人口の内訳をみると、令和2（2020）年の本市の人口は年少人口（15歳未満）が17.1%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が62.5%、老年人口（65歳以上）が20.4%となっています。平成12年から令和2年の20年間で老年人口の割合（高齢化率）は2倍以上になっています。
- ・一方で、現在の福祉の担い手である生産年齢人口と、将来の担い手である年少人口の割合は減少し続けており、増加する福祉のニーズに対して担い手が不足することが懸念されます。

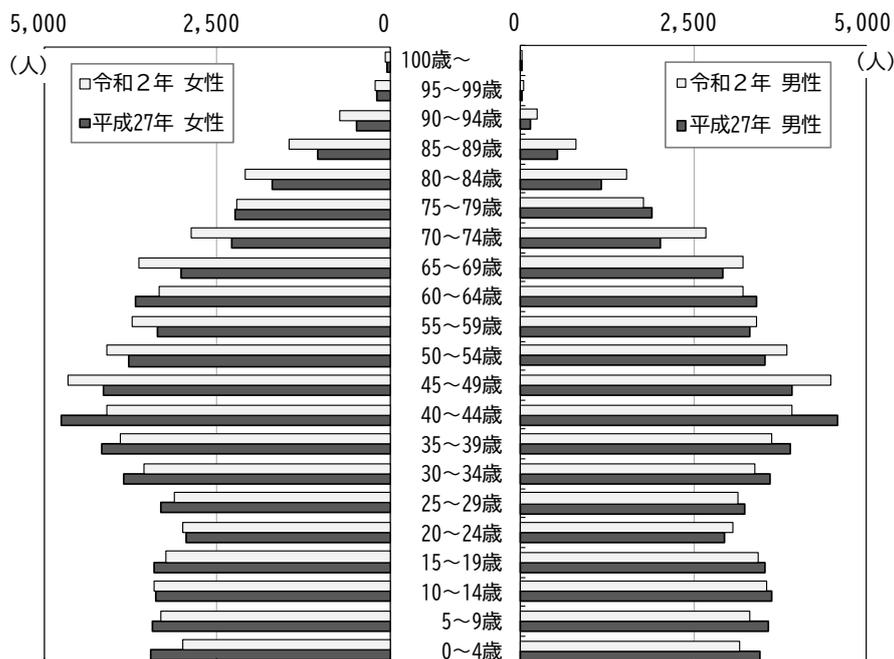
■図 年齢3階層別人口の推移



※平成12～22年の割合は、人口総数から年齢不詳を除いて算出。  
平成27年、令和2年の割合は不詳補完を用いた。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

■図 5歳階級別男女別人口の推移



出典：総務省統計局「国勢調査結果」

## ○中学校区別世帯数・人口

- ・世帯数・人口は仲西中学校区が最も多い一方で、浦西中学校区が世帯数・人口ともに最も少ないです。
- ・令和2（2020）年の国勢調査結果では本市の高齢化率は20.4%でしたが、住民基本台帳を基にした高齢化率は令和5（2023）年9月末現在で21.1%と、超高齢社会に突入しています。
- ・浦添中学校区では他の中学校区よりも高い高齢化率（22.1%）となっていることから、支援に対するニーズが他と比較して高い地域であることが予想されます。

2023年9月末現在

	世帯数	人口	年少人口 (15歳未満)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
			人口	割合	人口	割合	人口	割合
浦添中学校区	9,346	20,851	3,533	16.9%	12,714	61.0%	4,604	22.1%
仲西中学校区	15,476	31,660	4,880	15.4%	20,094	63.5%	6,686	21.1%
神森中学校区	11,113	23,930	3,771	15.8%	15,149	63.3%	5,010	20.9%
港川中学校区	11,087	24,576	4,099	16.7%	15,388	62.6%	5,089	20.7%
浦西中学校区	6,386	14,380	2,483	17.3%	8,933	62.1%	2,964	20.6%
市全体	53,408	115,397	18,766	16.3%	72,278	62.6%	24,353	21.1%

浦添中学校区：仲間、安波茶、経塚、前田、茶山、浦添ニュータウン、浦添グリーンハイツ、前田公務員  
宿舎、浦添ハイツ、県営経塚団地

仲西中学校区：城間、屋富祖、宮城、仲西、大平、浅野浦、キャンプキンザー

神森中学校区：小湾、勢理客、内間、沢岬、神森、県営沢岬高層住宅

港川中学校区：伊祖、牧港、港川、緑ヶ丘、浦城、牧港ハイツ、港川崎原、上野、マチナトタウン、浦添  
市街地住宅、県営港川団地

浦西中学校区：西原一区、西原二区、当山、広栄、浦西、安川、当山ハイツ、陽迎橋

出典：住民基本台帳

- ・参考までに、前計画に掲載した中学校区別世帯数・人口と比較すると、市全体では世帯数・人口ともに増加していますが、中学校区によっては人口が減少したところもあります。

実人数は平成30（2018）年9月末現在

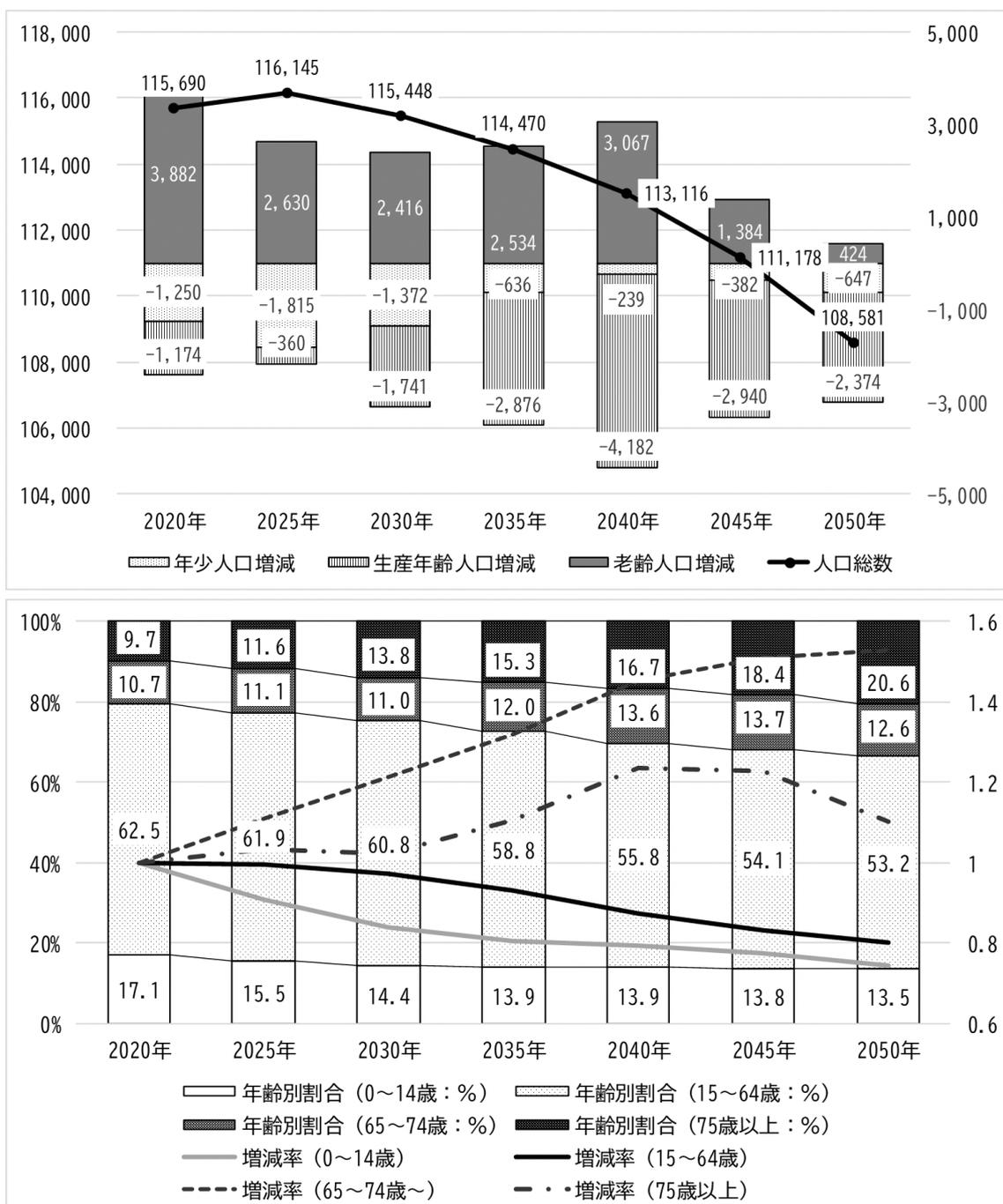
	世帯数			人口		
	実数	増減数	増減率	実数	増減数	増減率
浦添中学校区	8,532	+814	9.5%	20,174	+677	3.4%
仲西中学校区	14,462	+1,014	7.0%	31,776	-116	-0.4%
神森中学校区	10,402	+711	6.8%	24,077	-147	-0.6%
港川中学校区	10,092	+995	9.9%	23,804	+772	3.2%
浦西中学校区	5,885	+501	8.5%	14,419	-39	-0.3%
市全体	49,373	+4,035	8.2%	114,250	+1,147	1.0%

出典：住民基本台帳を基に作成

## ○将来の人口推計

- ・国立社会保障・人口問題研究所が、2020年の国勢調査結果をもとに推計した本市の将来人口をみると、2025年までは人口が増加するものの、その後は一貫して減少する見通しとなっています。老年人口（65歳以上）は増加し続けますが、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳以上64歳以下）は、2015年から2020年の時点ですでに減少しています。
- ・年齢階層別の割合の推計をみると、2025年時点で高齢化率は22.7%となるほか、75歳以上の割合が65～74歳の割合を上回っています。団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には高齢化率が30.3%に達する推計となっています。

■図 将来推計人口および年齢階層割合



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」をもとに作成

## ○世帯の家族類型

- ・令和2（2020）年の本市の世帯総数は47,249世帯で、いわゆる核家族世帯が全体の58.0%、単独世帯（一人暮らし世帯）が34.4%となっています。世帯数は10年前と比べて約6,400世帯増えていますが、そのうちの多くは単独世帯（約5,000世帯増）です。
- ・核家族世帯についてみると、夫婦のみ世帯が5年ごとに1割以上増えているのに対し、夫婦と子供から成る世帯は微減傾向にあり、令和2（2020）年には全体の約3割に減っています。

		世帯数			割合			
		2010年	2015年	2020年	2010年	2015年	2020年	
総数		40,858	43,961	47,249	100.0%	100.0%	100.0%	
親族のみの世帯	総数	29,083	29,732	29,946	71.2%	67.6%	63.4%	
	核家族世帯	総数	26,084	27,027	27,425	63.8%	61.5%	58.0%
		夫婦のみの世帯	6,023	6,666	7,512	14.7%	15.2%	15.9%
		夫婦と子供から成る世帯	14,819	14,693	14,064	36.3%	33.4%	29.8%
		男親と子供から成る世帯	702	740	801	1.7%	1.7%	1.7%
女親と子供から成る世帯	4,540	4,928	5,048	11.1%	11.2%	10.7%		
非親族を含む世帯	総数	611	688	962	1.5%	1.6%	2.0%	
単独世帯	総数	11,116	13,382	16,256	27.2%	30.4%	34.4%	
不詳	総数	48	159	85	0.1%	0.4%	0.2%	

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

- ・また、母子及び父子世帯の推移をみると、母子及び父子世帯ともに平成27（2015）年までは横ばいでしたが、令和2（2020）年に減少しています。
- ・本市における令和2（2020）年の母子世帯の割合（8.1%）は、県内市部や沖縄県と比べて少ないですが、全国に比べると多くなっています。父子世帯の割合（0.8%）は全国とほぼ同じとなっています。

	世帯数			割合		
	2010年	2015年	2020年	2010年	2015年	2020年
20歳未満世帯員のいる核家族世帯	12,940	12,844	12,314	100.0%	100.0%	100.0%
母子世帯	1,238	1,264	998	9.6%	9.8%	8.1%
父子世帯	120	122	96	0.9%	0.9%	0.8%

※母子（父子）世帯：未婚、死別又は離別の女親（男親）と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

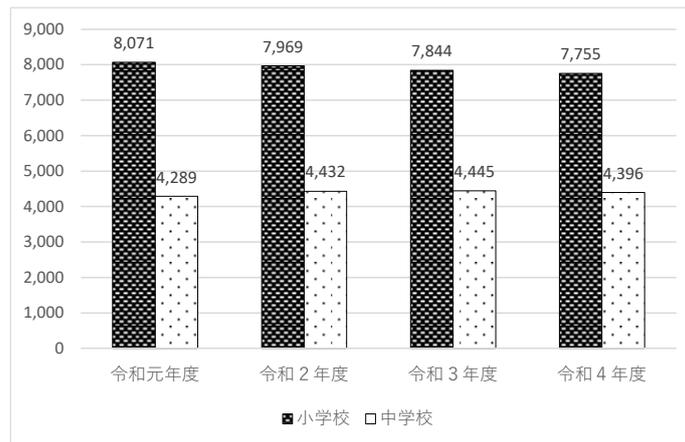
	浦添市	市部	沖縄県	全国
20歳未満世帯員のいる核家族世帯	12,314	111,356	143,841	10,124,964
母子世帯数	998	10,394	13,575	646,809
母子世帯の割合	8.1%	9.3%	9.4%	6.4%
父子世帯数	96	1,217	1,651	74,481
父子世帯の割合	0.8%	1.1%	1.1%	0.7%

出典：総務省統計局「令和2年国勢調査結果」

## ○次世代の状況

- ・本市の生徒数（中学生）は横ばいで推移していますが、児童数（小学生）が減少傾向にあることから、将来的には減少傾向になると想定されます。
- ・児童との交流や児童を対象にしたイベントの開催は、地域の活力や活性化につながっていることが多いことから、今後も児童の減少が続くと地域コミュニティの脆弱化を招くおそれがあります。

■図 児童生徒数の推移

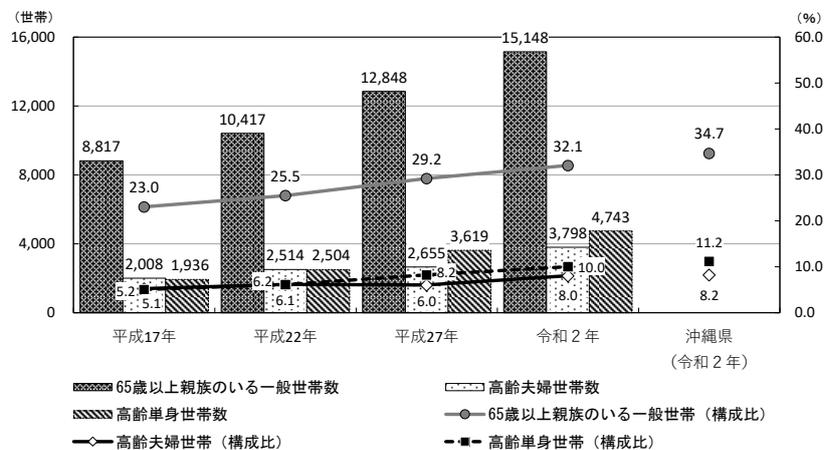


出典：統計うらそえ（教育委員会総務課）  
（各年共5月1日現在）

## ○高齢者の状況

- ・高齢者のいる世帯は年々増加しており、なかでも高齢単身世帯・高齢夫婦世帯が増えています。高齢単身世帯は全世帯の10%を占めており、今後も増加が見込まれます。
- ・高齢単身世帯や高齢夫婦世帯に何か異変があった場合に、周りが気づける見守り体制の必要性がますます高まることが想定されます。

■表 高齢世帯（構成比）の推移

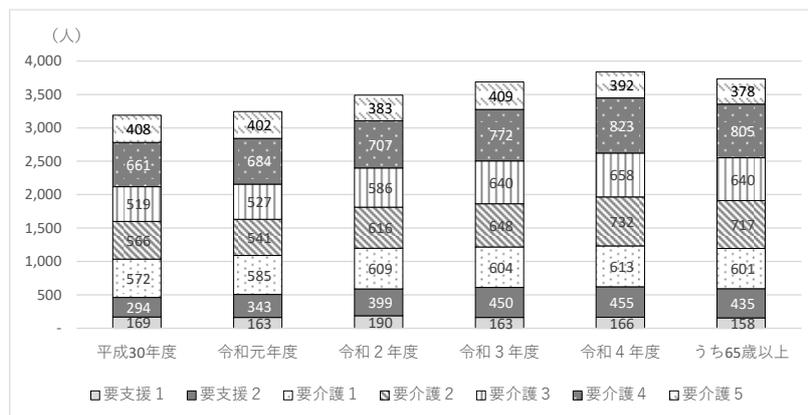


出典：総務省統計局「国勢調査結果」

## ○要介護度別認定者・高齢者の状況

- ・要支援・要介護認定者、高齢者のいる世帯は年々増加しており、支援ニーズの増加が想定されます。
- ・今後は、健康寿命の延伸や、要支援・要介護度を悪化させないための事業を進めることがよりいっそう重要です。

■表 要介護度別認定者の状況

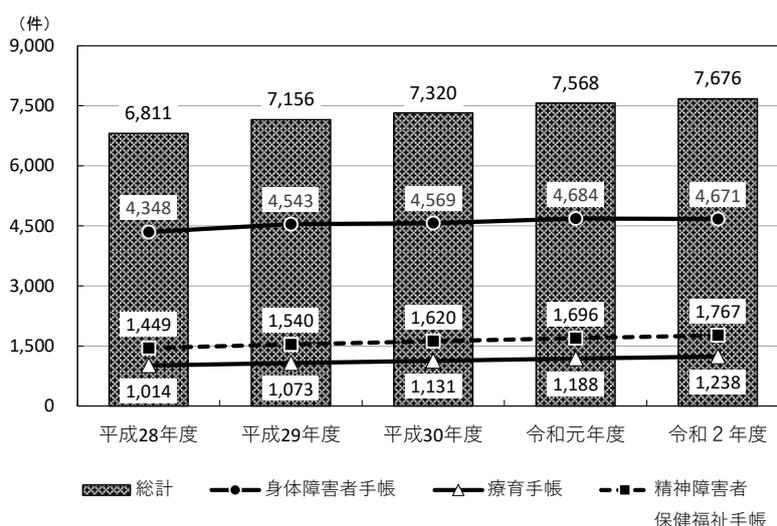


出典：介護保険事業状況報告（暫定）

## ○障がい者の状況

- ・身体障害者手帳の交付状況は横ばいで推移していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。
- ・各種相談支援に対するニーズの増加が想定されます。

■図 障害者手帳交付状況の推移



出典：統計うらそえ、障がい福祉課

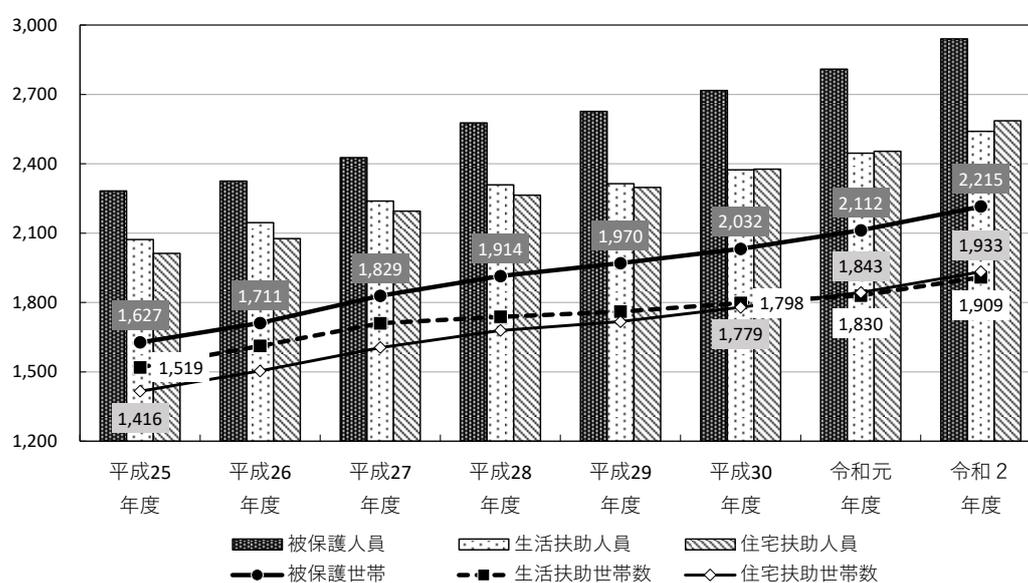
## ○その他のデータからみる住民の状況

### 生活保護の状況

- ・被保護世帯がこの間一貫して増加しています。平成30年度までは生活扶助世帯数が住宅扶助世帯数を上回っていましたが、令和元年度から住宅扶助世帯数のほうが多くなっています。
- ・賃貸住宅に住む生活保護世帯が増加してきており、住宅セーフティネットの整備を進める必要性が高まっています。

■ 図 生活保護世帯の推移（各年度3月末現在）

(人、世帯)



出典：保護課

## ヤングケアラーの状況

- ・沖縄県では、令和3年に県内小中学校の学級担任などを対象にヤングケアラーに関する調査を実施しています。その結果、「担任する学級に、ヤングケアラーと思われる子どもがいるか（学校生活に支障がない子ども及びヤングケアラーの確証が持てない子どもも含む。）」に対して、「現在いる」との回答が685件（22.2%）ありました。
- ・ヤングケアラーと思われる子どもの人数は合計で約1,088人、そのうち学校生活に影響が出ていると思われる子どもの人数は約523人となっています。

### ■沖縄県による学級担任への調査結果

学年	ヤングケアラーと思われる子どもの人数	児童生徒総数	割合
小学校5・6年生	239人	34,002人	0.70%
中学校	508人	49,716人	1.02%
高校	341人	43,221人	0.79%
全体	約1,088人	126,939人	0.86%

学年	学校生活に影響が出ていると思われる子どもの人数	児童生徒総数	割合
小学校5・6年生	119人	34,002人	0.35%
中学校	257人	49,716人	0.52%
高校	147人	43,221人	0.34%
全体	約523人	126,939人	0.41%

出典：沖縄県ヤングケアラーに関するアンケート（学級担任等向け）結果（令和4年2月）

### ■ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、例えばこんなこともたちです



出典：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>

- ・令和4年度には県内の児童生徒13万人を対象とした実態調査が行われ、結果が令和5年度4月に公表されました。
- ・それによると、「ヤングケアラーと思われる子ども」は小学5年生～高校3年生の児童生徒全体の5.5%（約7,450人）、その中でも家族の世話により日常生活に影響がでている「何らかの影響が出ていて、支援が急がれる子ども」は1.8%（約2,450人）と推定されています。

## （２）支援の担い手不足

各種統計データから、本市において支援の担い手が不足していることがうかがえる状況を整理しました。

### ○民生委員・児童委員の委嘱状況

- ・民生委員・児童委員は年々減少傾向にあり、一斉改選を迎えた令和4年度には充足率が5割台に下がっています。
- ・この傾向が続けば、増加する福祉のニーズに応える地域福祉の機能を維持できなくなるおそれがあります。

■表 民生委員・児童委員の推移

各年度1月1日現在

	定数	委嘱数	充足率	欠員数
平成30年度	133	116	87.2%	17
令和元年度	133	103	77.4%	30
令和2年度	133	100	75.2%	33
令和3年度	133	95	71.4%	38
令和4年度	141	77	54.6%	64

出典：福祉保健の概要

### ○自治会加入率の推移

- ・加入率は平成29年以降一貫して減少を続けています。これまで加入促進に向けた様々な取組みを行っていますが、歯止めがかかっていない状況です。
- ・自治会は地域活動の基礎となることから、加入率の減少が続くと地域の担い手不足によって見守りや相談といった地域づくりができなくなることが懸念されます。

■表 自治会加入率の推移

各年1月31日現在

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自治会加入率	24.4%	24.0%	24.3%	23.9%	20.7%	20.3%	19.8%	19.4%	19.0%	18.5%

出典：市民生活課

## ○母子保健推進員の配置状況

- ・母子保健推進員の人数は増減を繰り返しており、令和4年には95.0%と過去5年間で最も高くなっていましたが、令和5年には80.0%に下がっています。
- ・母子保健推進員の活動は、いわゆる孤育て（孤立した状態での子育て）を防ぐうえでも重要な活動ですが、担当区によってはやむを得ず不在が生じるなど全域での確保が難しくなっています。

■表 母子保健推進員の推移

各年3月31日現在

	定数	配置数	充足率	欠員数
平成31年	40	35	87.5%	5
令和2年	40	36	90.0%	4
令和3年	40	31	77.5%	9
令和4年	40	38	95.0%	2
令和5年	40	32	80.0%	8

出典：福祉保健の概要

## ○食生活改善推進員の配置状況

- ・食生活改善推進員の人数は令和2年度以降減少し続けており、令和元年度には50名だったのに対し令和4年度には32名となっています。
- ・食を通じた健康づくりと食育の普及などを担う食生活改善推進員は主に女性が担ってきましたが、母子保健推進員と同様にその確保が難しくなっています。

■表 食生活改善推進員の推移

	配置数	前年比
平成30年度	41	—
令和元年度	50	9
令和2年度	48	-2
令和3年度	45	-3
令和4年度	32	-13

出典：福祉保健の概要

## ○ボランティアの登録状況

- ・支援の担い手であるボランティアの登録団体数は増減を繰り返しながら50～60後半を維持しており、継続的な増加には至っていません。
- ・一方で、個人ボランティアの新規登録者数は毎年確認できることから、ボランティアへの関心は一定程度あるものと考えられます。

■表 浦添市ボランティア・市民活動支援センターへの登録状況

単位：件・団体・人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
活動幹旋件数	23	21	38	48	71	152	726	153	47	61
活動幹旋人数	626	481	572	552	724	605	736	644	125	273
登録団体数	53	50	56	58	58	64	65	68	68	56
個人ボランティア 新規登録者数	31	35	40	19	44	15	118	54	74	25

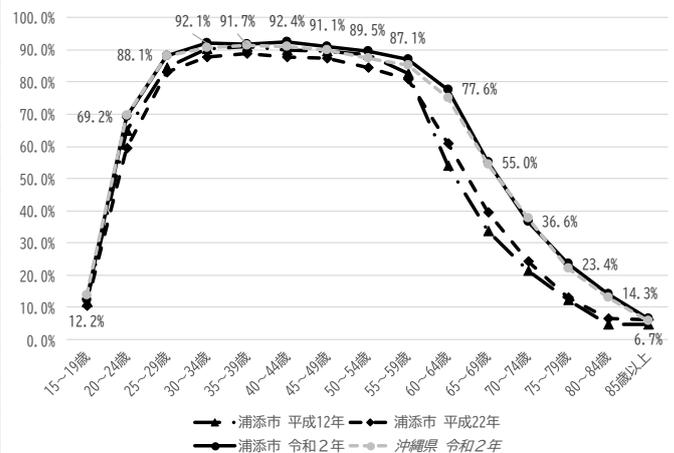
出典：浦添市社会福祉協議会『設置65周年・法人化50周年記念誌』令和5年3月

## ○男女別・年齢別就業率の推移

- ・近年は雇用されて働く女性の割合が増えたり、働く高齢者の割合が定年延長などによって増えたりしていることから、これまで地域活動の主な担い手となってきた層が地域に関わる時間をもてなくなっていることが考えられます。
- ・令和2年の国勢調査結果から就業率(15歳以上人口に占める就業者の割合)をみると、本市の男性の就業率は10年前と比べて特に60代以上で大きく増加しています。また、本市の女性の就業率は多くの年代で大幅に増加しており、特に60代では10年前と比べて約20ポイント上昇しています。

### ■男性の年齢別就業率の推移

年齢	浦添市					沖縄県
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年
15～19歳	11.5%	9.0%	10.4%	12.4%	12.2%	13.8%
20～24歳	65.0%	57.8%	59.5%	61.9%	69.2%	69.7%
25～29歳	84.6%	80.4%	82.9%	83.2%	88.1%	88.1%
30～34歳	90.3%	86.7%	87.8%	89.7%	92.1%	90.8%
35～39歳	90.9%	87.1%	88.7%	90.4%	91.7%	91.3%
40～44歳	90.1%	88.0%	87.6%	91.2%	92.4%	90.9%
45～49歳	89.4%	86.0%	87.4%	89.5%	91.1%	89.8%
50～54歳	88.4%	83.8%	84.3%	88.3%	89.5%	87.3%
55～59歳	82.8%	81.5%	80.9%	84.3%	87.1%	85.1%
60～64歳	53.9%	52.7%	61.0%	68.6%	77.6%	75.0%
65～69歳	33.9%	34.1%	39.7%	47.3%	55.0%	54.4%
70～74歳	21.3%	19.2%	24.3%	26.9%	36.6%	37.7%
75～79歳	12.4%	11.0%	13.0%	16.0%	23.4%	22.2%
80～84歳	4.9%	9.1%	6.4%	8.4%	14.3%	13.1%
85歳以上	4.8%	3.3%	6.2%	5.4%	6.7%	5.8%
全体	69.8%	65.5%	65.9%	67.1%	69.3%	67.7%

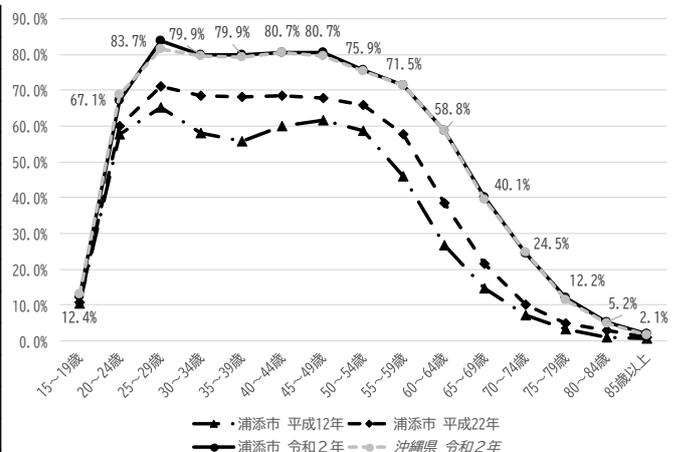


※平成27年及び令和2年の就業率は不詳補完による。それ以前の就業率は、15歳以上人口から「労働力状態不詳」を除いた人口で就業者数を除いた数値。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

### ■女性の年齢別就業率の推移

年齢	浦添市					沖縄県
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年
15～19歳	10.3%	10.7%	10.9%	12.4%	12.4%	13.2%
20～24歳	57.6%	56.7%	60.0%	61.5%	67.1%	68.9%
25～29歳	65.3%	64.4%	71.2%	76.4%	83.7%	81.5%
30～34歳	58.1%	61.4%	68.6%	75.4%	79.9%	79.5%
35～39歳	55.7%	58.9%	68.1%	75.2%	79.9%	79.3%
40～44歳	60.0%	61.5%	68.4%	76.6%	80.7%	80.7%
45～49歳	61.7%	63.0%	67.9%	73.6%	80.7%	79.5%
50～54歳	58.7%	59.0%	65.9%	71.1%	75.9%	75.4%
55～59歳	46.1%	52.9%	57.7%	65.4%	71.5%	71.5%
60～64歳	26.7%	29.4%	38.5%	47.2%	58.8%	58.9%
65～69歳	14.8%	14.9%	21.7%	29.9%	40.1%	39.3%
70～74歳	7.2%	8.3%	10.0%	14.3%	24.5%	24.9%
75～79歳	3.2%	4.3%	4.9%	7.3%	12.2%	11.6%
80～84歳	1.1%	1.4%	2.9%	4.5%	5.2%	5.0%
85歳以上	0.8%	1.0%	1.0%	1.8%	2.1%	1.8%
全体	45.3%	45.5%	49.2%	53.0%	56.8%	54.9%



※平成27年及び令和2年の就業率は不詳補完による。それ以前の就業率は、15歳以上人口から「労働力状態不詳」を除いた人口で就業者数を除いた数値。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

## 2. 市民アンケート結果からみる本市の状況

本アンケート調査は令和5年2月に、市民の地域福祉に対する意識と実状を把握することを目的に実施しました。16歳以上79歳以下の市民2,500人（無作為抽出）に調査票を配布し、551件（回収率22.0%）の回答を得ました。アンケート結果の概要は以下の通りとなっています。

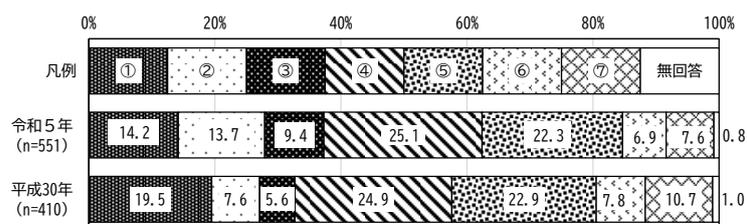
### （1）回答者の属性

- ・回答者は男性が36.8%、女性が61.7%で、女性の割合が高い傾向にあります。また、年齢は10～30代が27.0%、40～50代が40.0%、60代以上が32.3%となっており、若年層の割合が低い傾向にあります。
- ・居住する中学校区は、仲西中学校区が24.9%、浦添中学校区が23.4%、港川中学校区が19.2%、神森中学校区が18.0%、浦西中学校区が12.0%となっています。
- ・世帯の要配慮者について、「65才以上の方」がいる世帯は35.8%と最も高く、次いで「6才以上15才以下の方」（27.2%）、「6才未満の方」（18.1%）、「障害のある方」（13.4%）、「介護を必要とする方」（10.7%）と続いています。なお、要配慮者に「該当する方はいない」世帯は27.2%となっています。

### （2）近所づきあいや自治会加入、地域活動への参加について

- ・近所づきあいについて、「顔をあわせたとき、あいさつをする程度のつきあい」が66.4%で最も高く、これに「簡単な頼みごとをしあう」（5.8%）、「家族同様のつきあい」（3.1%）を合わせた割合は8割弱（75.3%）となっています。なお、「近所づきあいはしていない」（15.1%）となっています。
- ・自治会への加入状況は、加入している割合が27.9%、加入していない割合が71.5%となっています。20代と30代では加入していない割合が9割を超えており、若年層の加入率の低下がうかがえます。
- ・自治会に加入していない方にその理由を尋ねたところ、「時間にゆとりがないから」が25.1%と最も高く、次いで「自治会からの勧誘がないから」が22.3%、「活動内容が分からないから」が14.2%となっています。このことから、自治会加入の促進に向けては、積極的な勧誘と活動内容の周知に取り組む必要があります。

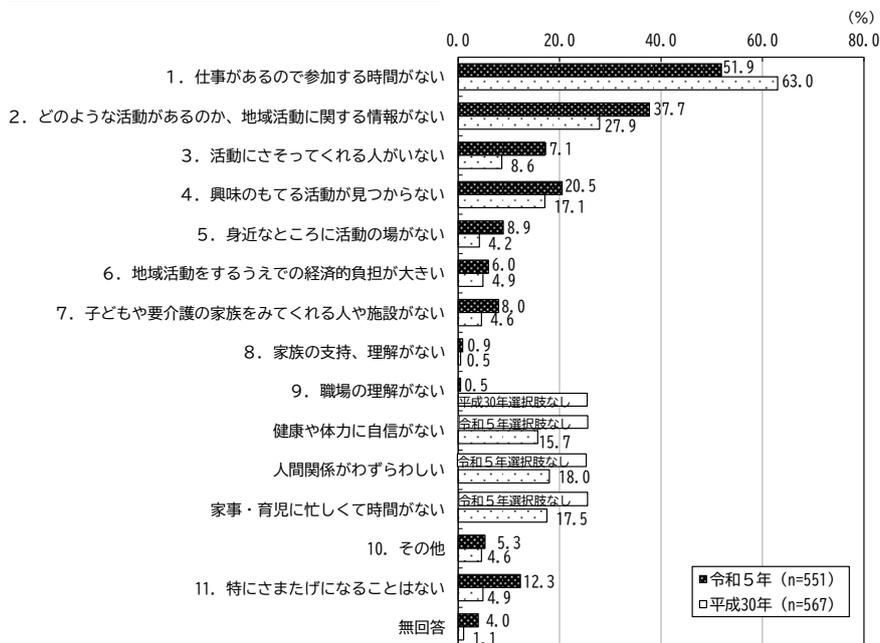
問4 自治会に加入していない主な理由



- ①活動内容が分からないから（H30年①必要性を感じないから）
- ②人間関係がわずらわしいから
- ③ずっと住む予定ではないから
- ④時間的にゆとりがないから
- ⑤自治会からの勧誘がないから
- ⑥会費などの出費がかかるから
- ⑦その他
- 無回答

- ・自治会に加入している方に参加している地域活動を尋ねたところ、「地域活動にはほとんど参加していない」割合が51.9%と最も高くなっており、加入していても実際に活動する人は多くないと推測されます。参加が最も多い活動は「自治会・町内会活動」(37.0%)となっています。
- ・すべての回答者に、地域活動に参加するうえで支障になっていることを尋ねたところ、「仕事があるので参加する時間がない」が51.9%と最も高く、次いで「どのような活動があるのか、地域活動に関する情報がない」(37.7%)、「興味を持てる活動が見つからない」(20.5%)、「活動にさそってくれる人がいない」(17.1%)となっています。なお、20代、30代では「どのような活動があるのか、地域活動に関する情報がない」が5割前後で、ほかの年齢よりも割合が高くなっています。
- ・このことから、地域活動への参加を促すためには、活動内容を積極的に周知するとともに、興味を持ってもらえるよう活動内容を工夫する必要があります。

問6 地域活動に参加する際に支障となること(複数回答)

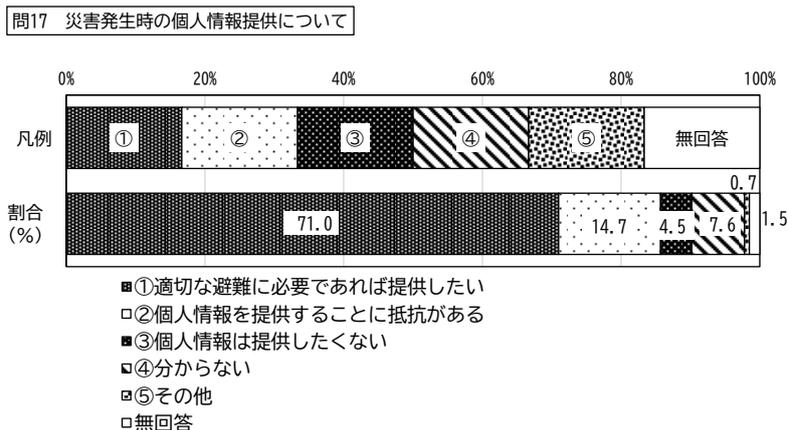
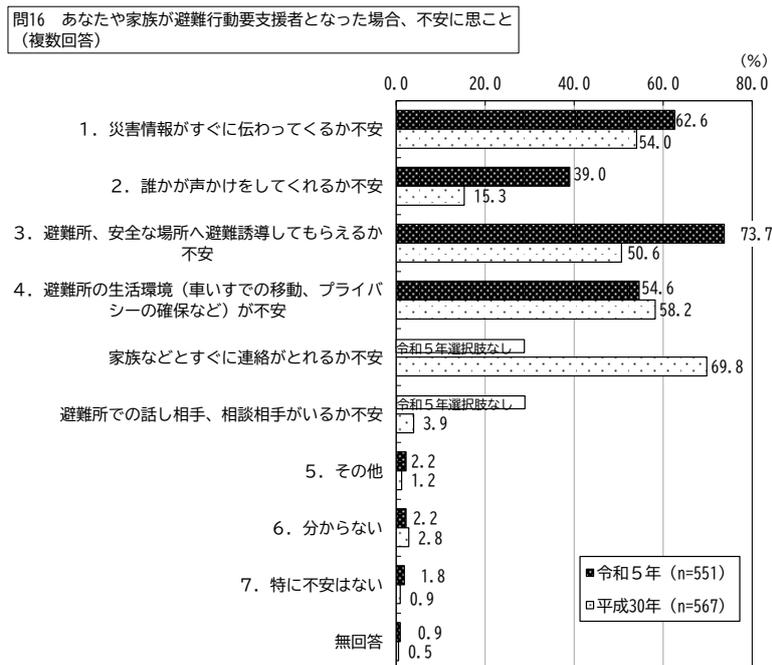


### (3) 地域での助け合い

- ・回答者と同じ地域に高齢や病気、子育て、介護等で困っている世帯がいた場合、回答者ができることを尋ねたところ、「安否確認の声かけ」が71.5%と最も高く、次いで「話し相手や相談相手」(28.9%)、「ちょっとした買い物」(25.2%)などとなっています。
- ・その半面で、回答者が困った際に地域にしてほしいことは、「安否確認の声かけ」が57.2%と最も高く、次いで「ちょっとした買い物」(23.8%)、「話し相手や相談相手」(34.5%)となっています。
- ・以上より、地域住民に対してできることと、地域住民に求めることはおおむね合致しており、地域住民同士で助け合える仕組みをつくることが求められます。

## 1) 災害時の避難支援

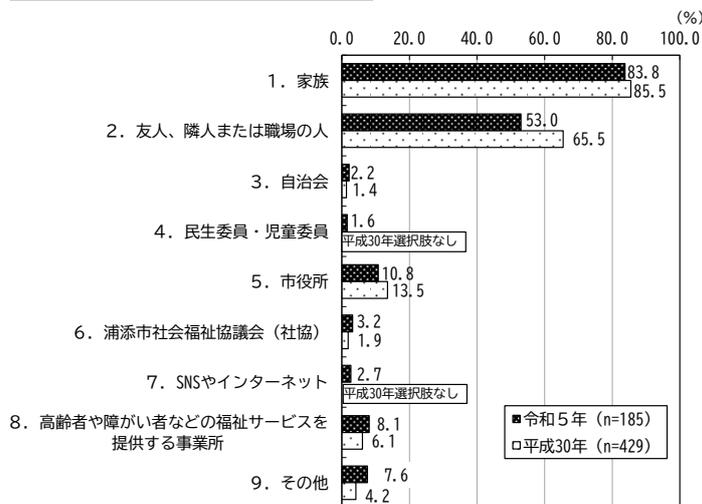
- ・「浦添市災害時要援護者避難支援計画」について、79.5%が「知らない」と回答しています。一方で、要介護者や高齢者、障がい者といった要配慮者がいる世帯では、「計画の名前は知っているが、内容はよく知らない」割合が2割～3割と、名前についての認知度は比較的高くなっています。
- ・災害時の備えとして早急に必要なことを尋ねたところ、「地域に居住する避難行動要支援者の把握」との回答は17.6%にとどまっており、避難支援に関する市民の関心は必ずしも高くはないと考えられます。地域住民で助け合うためにも、要支援者も含めた避難訓練の実施や福祉教育による助け合いの意識醸成が求められます。
- ・回答者自身や家族が避難行動要支援者になった場合に不安に思うことを尋ねたところ、「避難所、安全な場所へ避難誘導してもらえないか不安」が73.7%で最も高く、次いで「災害情報がすぐに伝わってくるか不安」(62.6%)、「避難所の生活環境(車いすでの移動、プライバシーの確保など)が不安」(54.6%)などとなっています。
- ・災害発生時の個人情報提供についてみると、「適切な避難に必要であれば提供したい」が71.0%と最も高く、次いで「個人情報を提供することに抵抗がある」(14.7%)となっています。



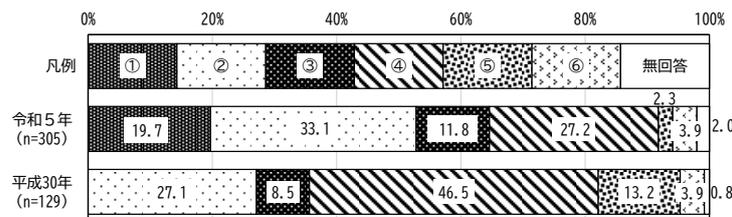
## 2) 日常の悩み・不安と相談状況

- ・日常生活の中での悩みや不安についてみると、「老後の生活や介護に関すること」が43.2%と最も高く、次いで「経済的な問題」(40.3%)、「家族の健康に関すること」(37.7%)、「自分の健康に関すること」(32.7%)となっています。
- ・日常生活の中での悩みや不安の相談状況についてみると、「相談していない」が61.5%と高く、「相談している」は37.3%となっています。
- ・相談している方に相談先を尋ねたところ、「家族」が83.8%と最も高く、次いで「友人、隣人または職場の人」(53.0%)となっています。一方、「市役所」(10.8%)や福祉サービス事業所等の公的・専門的支援機関は1割未満となっています。
- ・他方で、相談していない方に相談していない理由を尋ねたところ、「誰に(どこに)相談したらよいか分からないから」が33.1%と最も高く、次いで「誰かに相談する必要があると思っていないから」(27.2%)、「自分で対応できるから」(19.7%)となっています。
- ・以上のことから、相談先が分からずに悩みや不安を抱え込んでいる方がいると考えられ、相談した場合でも公的・専門的支援機関と必ずしもつながっていないと推測されます。そのため、相談窓口を広く周知するとともに、支援が必要な方が公的・専門的支援機関と適切につながるような体制をつくる必要があります。

問20 誰に(どこに)相談しているか(複数回答)



問21 相談していない理由



- ①自分で対応できるから
- ②誰に(どこに)相談したらよいか分からないから
- ③相談する余裕や時間がないから
- ④誰かに相談する必要があると思っていないから
- ⑤相談したくないから
- ⑥その他
- 無回答

- ・日常生活の中での悩みや不安のうち、特に回答の多かった「家族の健康に関すること」（208件）、「老後の生活や介護に関すること」（238件）、「経済的な問題」（222件）について、相談状況をみると、「家族の健康に関すること」ではおおむね2人に1人が相談している（45.2%）状況です。相談する相手は、「家族」が9割強と最も多く、次いで「友人、隣人または職場の人」が5割強となっています。
- ・一方、「老後の生活や介護に関すること」、「経済的な問題」では約3人に2人が相談していない（64.3%、64.4%）状況です。
- ・なお、「経済的な問題」に関して、相談している場合の相談相手は「家族」が最も多くなっているものの、全体と比べて約6ポイント低く、家族にも相談しにくいことが推測されます。また、相談していない理由では「相談したくないから」が6件あり、ほかの悩みや不安と比べて件数が多くなっていることが特徴です。

問18 日常生活の中での悩みや不安×問19 相談について (単数回答)

		上段：実数 下段横：%	合計	1. 相談している	2. 相談していない	無回答
全体			496 100.0	185 37.3	305 61.5	6 1.2
日常生活 の中での 悩みや 不安	1. 自分の健康に関すること		180 100.0	77 42.8	103 57.2	0 0.0
	2. 家族の健康に関すること		208 100.0	94 45.2	112 53.8	2 1.0
	3. 自分や家族の生活（進学・就職・結婚など）		139 100.0	60 43.2	78 56.1	1 0.7
	4. 育児に関すること		58 100.0	32 55.2	25 43.1	1 1.7
	5. 老後の生活や介護に関すること		238 100.0	80 33.6	153 64.3	5 2.1
	6. 経済的な問題		222 100.0	76 34.2	143 64.4	3 1.4
	7. 友人との関係		5 100.0	3 60.0	2 40.0	0 0.0
	8. とおり近所との関係		28 100.0	10 35.7	18 64.3	0 0.0
	9. 地域の安全（防災・防犯）に関すること		88 100.0	27 30.7	60 68.2	1 1.1
	10. 騒音などの公害		29 100.0	7 24.1	22 75.9	0 0.0
	11. その他		13 100.0	6 46.2	7 53.8	0 0.0

問18 日常生活の中での悩みや不安×問21 相談していない理由 (単数回答)

		上段：実数 下段横：%	合計	1. 自分で 対応できる から	2. 誰に （どこに） 相談したら よいか分 からない から	3. 相談す る余裕や時 間がない から	4. 誰かに 相談する必 要がある と思ってい ないから	5. 相談し たくない から	6. その他	無回答
全体			305 100.0	60 19.7	101 33.1	36 11.8	83 27.2	7 2.3	12 3.9	6 2.0
日常生活 の中での 悩みや 不安	1. 自分の健康に関すること		103 100.0	29 28.2	34 33.0	10 9.7	26 25.2	0 0.0	3 2.9	1 1.0
	2. 家族の健康に関すること		112 100.0	31 27.7	27 24.1	12 10.7	34 30.4	1 0.9	3 2.7	4 3.6
	3. 自分や家族の生活（進学・就職・結婚など）		78 100.0	10 12.8	27 34.6	7 9.0	28 35.9	3 3.8	2 2.6	1 1.3
	4. 育児に関すること		25 100.0	1 4.0	13 52.0	6 24.0	4 16.0	1 4.0	0 0.0	0 0.0
	5. 老後の生活や介護に関すること		153 100.0	25 16.3	55 35.9	20 13.1	39 25.5	4 2.6	7 4.6	3 2.0
	6. 経済的な問題		143 100.0	20 14.0	48 33.6	22 15.4	37 25.9	6 4.2	6 4.2	4 2.8
	7. 友人との関係		2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
	8. とおり近所との関係		18 100.0	1 5.6	7 38.9	2 11.1	6 33.3	1 5.6	1 5.6	0 0.0
	9. 地域の安全（防災・防犯）に関すること		60 100.0	10 16.7	26 43.3	7 11.7	15 25.0	0 0.0	1 1.7	1 1.7
	10. 騒音などの公害		22 100.0	5 22.7	7 31.8	3 13.6	6 27.3	0 0.0	1 4.5	0 0.0
	11. その他		7 100.0	0 0.0	3 42.9	0 0.0	1 14.3	1 14.3	2 28.6	0 0.0

## (4) ひきこもりの実態

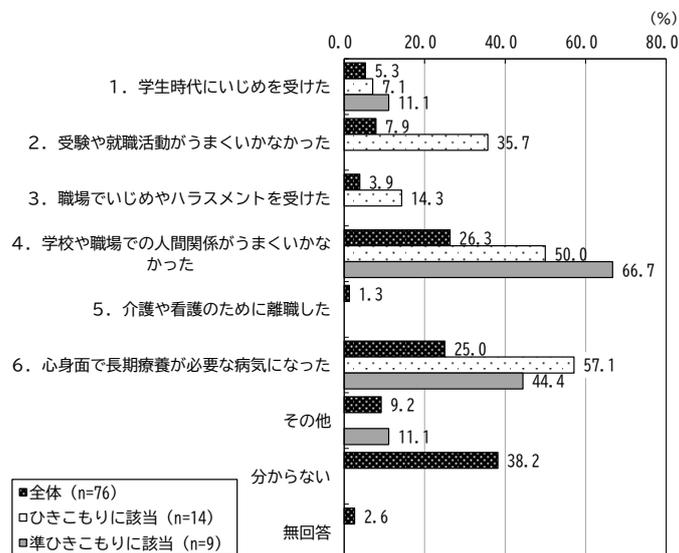
### 1) 市民アンケート調査からみる実態

- ・「仕事や学校に行かず、人との交流がほとんど見られない方」について、「いる・見聞きしたことがある」は13.8% (76人) となっています。
- ・「仕事や学校に行かず、人との交流がほとんど見られない方」(76人) の状況について、年齢は16歳以上49歳以下が5割(38人)を占めています。外出状況では、「ほとんど外出しない」が25.0%(19人)と高く、次いで「一人で買い物に行く以外は外出しない」21.1%(16人)となっています。また、その状態になってからの期間では、1年未満の短期が13.1%(10人)に対し、1年以上5年未満が30.3%(23人)、20年以上の長期が13.2%(10人)となっています。
- ・これらの回答をもとに、下記のひきこもり判断基準に沿って精査した結果、いわゆるひきこもりに該当すると判断される方は14人、準ひきこもりに該当すると判断される方が9人、不登校に該当すると判断される方が3人となります。

年齢	16歳以上～60代に該当
間柄	ひきこもりに該当する方が「近隣住民」の場合、重複回答がないか確認
外出状況	「ほとんど外出しない」、「一人で買い物に行く以外は外出しない」に該当
年数	6か月以上
経緯	「学生時代にいじめを受けた」、「受験や就職活動がうまくいかなかった」、「学校や職場での人間関係がうまくいかなかった」、「心身面で長期療養が必要な病気になった」

- ・ひきこもり等に至った経緯について、ひきこもりに該当すると判断される方(14人)では、「心身面で長期療養が必要な病気になった」、「学校や職場での人間関係がうまくいかなかった」などが高くなっています。また、準ひきこもりに該当すると判断される方(9人)では、「学校や職場での人間関係がうまくいかなかった」が顕著に高くなっています。このことから、ひきこもり対策では、こころの健康をはじめとする相談支援の拡充を図り、社会生活の中で抱えた悩み等を早期に相談できる体制づくりが求められます。

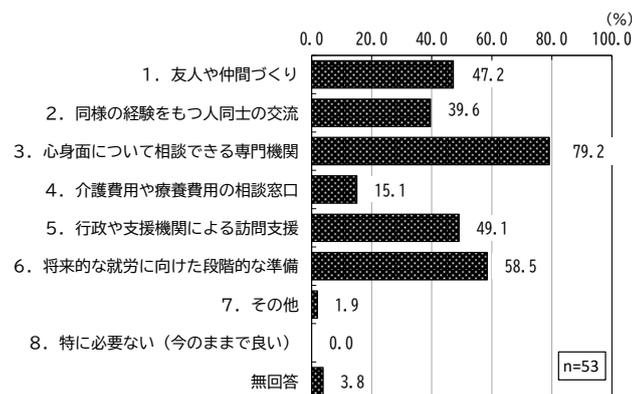
問30 ひきこもり等に至った経緯 (複数回答)



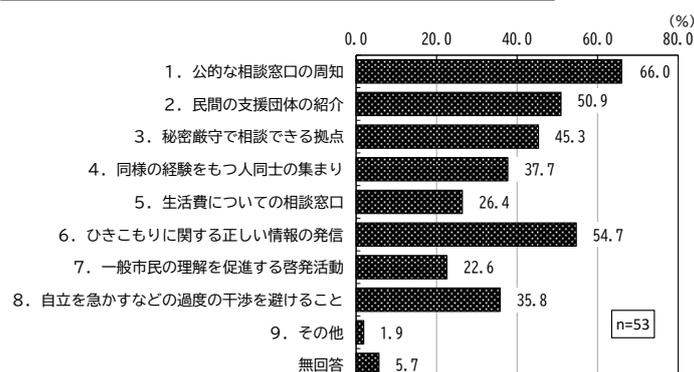
## 2) 民生委員・児童委員ひきこもり調査からみる実態

- ・民生委員・児童委員を対象にひきこもり調査を実施したところ、「仕事や学校に行かず、人との交流がほとんど見られない方」33人分の回答が寄せられました。
- ・「仕事や学校に行かず、人との交流がほとんど見られない方」(33人)の年齢は40代と50代がそれぞれ7人と高く、次いで10代で6人となっています。外出状況では、「ほとんど外出しない」が9人、「一人で買い物に行く以外は外出しない」が7人となっています。その状態になってからの期間では、「3年～5年未満」が7人で最も高く、10年以上の合計も同じく7人と、長期化の傾向がみられます。
- ・ひきこもり等に至った経緯については、「分からない」を除き、「学校や職場での人間関係がうまくいかなかった」が9件と最も多くなっています。
- ・該当者について、他機関に相談したことがあるのは33人のうち19人で、相談先は「社会福祉協議会」(7件、36.8%)、「地域包括支援センター」(6件、31.6%)となっています。なお、支援を受けているのは33人中14人で、その内容としては「民間団体による相談・支援」が7件(50.0%)と最も高く、次いで「医療機関等による支援」、「行政機関等による相談・支援」がそれぞれ5件(35.7%)ずつとなっています。
- ・ひきこもり状態にある方への支援として今後必要と思われるものは「心身面について相談できる専門機関」が79.2%と最も高く、次いで「将来的な就労に向けた段階的な準備」(58.5%)となっています。また、ひきこもり状態にある方の家族や周囲の方への支援としては、「公的な相談窓口の周知」が66.0%と最も高く、次いで「ひきこもりに関する正しい情報の発信」(54.7%)、「民間の支援団体の紹介」(50.9%)となっています。

問6 ひきこもり状態にある方への必要な支援(複数回答)



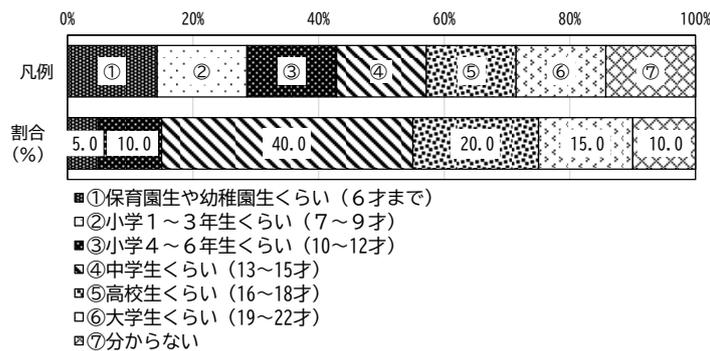
問7 ひきこもり状態にある方の家族や周囲の方に必要な支援機関(複数回答)



### (5) 家族のケアを行う子どもの状況

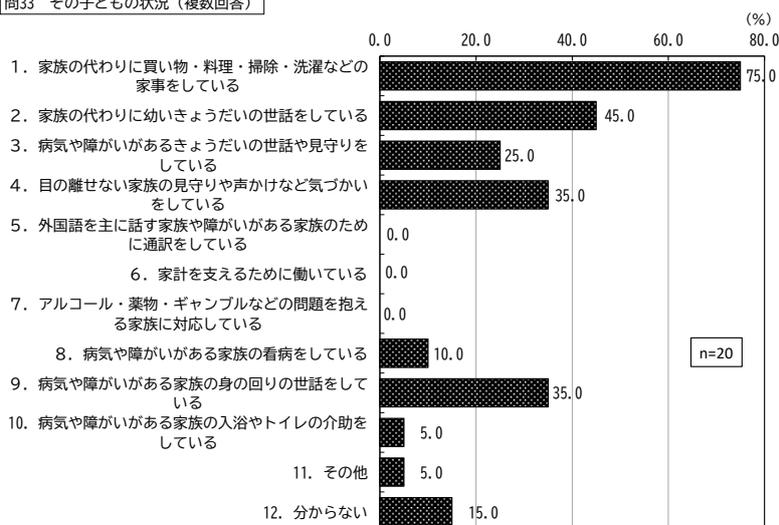
- ・「大人に代わって日常的に家事等を行っている子ども」がいるか尋ねたところ、「いない・分からない」が94.4%と大半を占めています。一方、「いる・見聞きしたことがある」は3.6%（20人）となっており、中学校区別でみると、浦添中学校区と港川中学校区で比較的多く、それぞれ9人となっています。
- ・「大人に代わって日常的に家事等を行っている子ども」（20人）の状況について尋ねたところ、年齢は「中学生くらい（13～15才）」が40.0%（8人）と最も高くなっており、小学生以上高校生以下で70.0%（14人）となっています。

問32 その子どもの年齢 (n=20)



- ・また、大人に代わって行っていることでは、「家族の代わりに買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」が75.0%（15人）と最も高く、次いで「家族の代わりに幼いきょうだいの世話をしている」（45.0%、9人）、「目の離せない家族の見守りや声かけなど気遣いをしている」、「病気や障がいがある家族の身の回りの世話をしている」（それぞれ35.0%、7人）となっています。

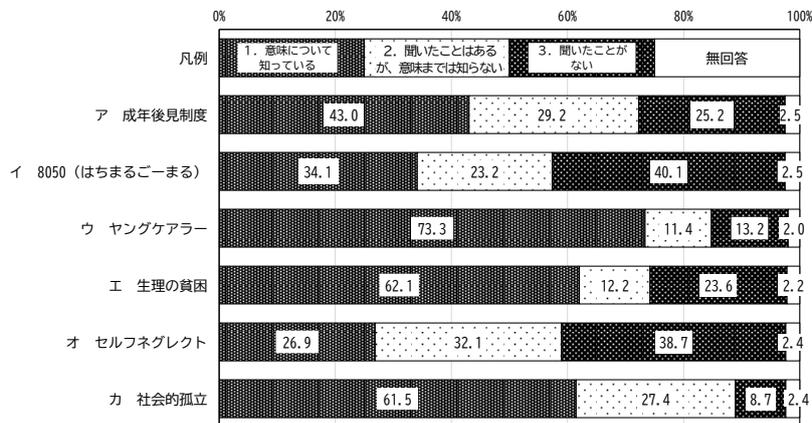
問33 その子どもの状況（複数回答）



## (6) 社会課題の認知度

- ・社会問題に関する新たな制度や用語の認知度についてみると、ヤングケアラー、生理の貧困、社会的孤立では「意味について知っている」が6割以上と認知度の高さがうかがえます。一方で、8050、セルフネグレクトでは「聞いたことがない」が4割前後となっています。成年後見制度では『意味を知らない』が54.4%となっています。

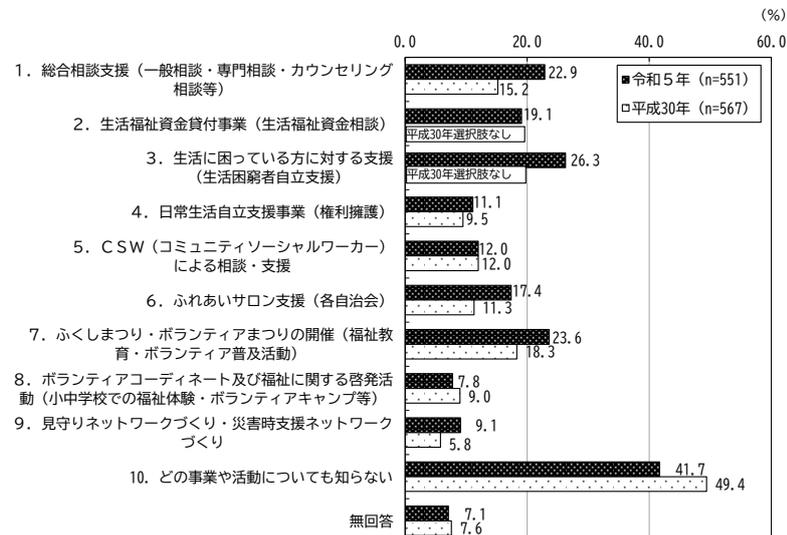
問36 制度や養護の認知度



## (7) 浦添市社会福祉協議会の取組み

- ・社会福祉協議会の認知度については、「聞いたことがあるが、どのような仕事をしているかはよく知らない」が55.7%と最も高く、「どのような仕事をしているか、だいたい分かる」は30.7%となっています。
- ・社会福祉協議会が行う事業や活動について尋ねたところ、「どの事業や活動についても知らない」が41.7%を占め、年齢別では、10代~30代で6割前後と高くなっています。
- ・一方、何かしらの行事や活動を「知っている」または「利用・参加したことがある」割合は51.2%となっています。その内容をみると、「生活に困っている方に対する支援(生活困窮者自立支援)」が26.3%と最も高く、次いで「ふくしまつり・ボランティアまつりの開催」が23.6%、「総合相談支援」が22.9%となっています。

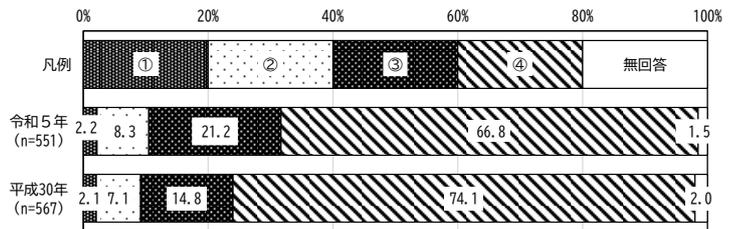
問38 「知っている」「利用・参加したことがある」事業や活動(複数回答)



## (8) 地域資源の認知度

・中学校区地域保健福祉センターの認知度について、「名前も聞いたことがない」が66.8%を占め、次いで「聞いたことはあるが、どのようなことをしているかはよく分からない」が21.2%となっています。一方で、同センターの取組み内容を知っている割合は約1割(10.5%)にとどまっています。なお、利用・相談経験があるのは2.2%となっています。

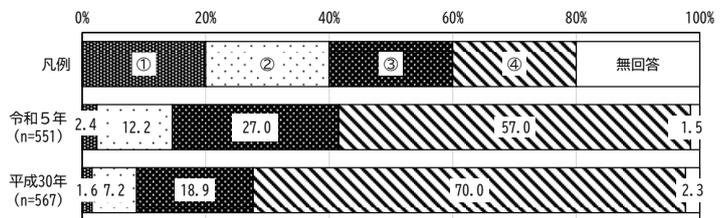
問39「中学校区地域保健福祉センター」の認知度



- ①どのようなことをしているか知っており、実際に利用・相談したことがある
- ②どのようなことをしているか、だいたい分かる(実際に利用・相談したことはない)
- ③聞いたことはあるが、どのようなことをしているかはよく分からない
- ④名前も聞いたことがない
- 無回答

・CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の認知度について、「名前も聞いたことがない」が57.0%を占め、次いで「聞いたことはあるが、どのような仕事をしているかよく知らない」が27.0%となっています。一方で、CSWの活動内容を知っている割合は1割強(14.6%)となっています。なお、相談経験があるのは2.4%となっています。

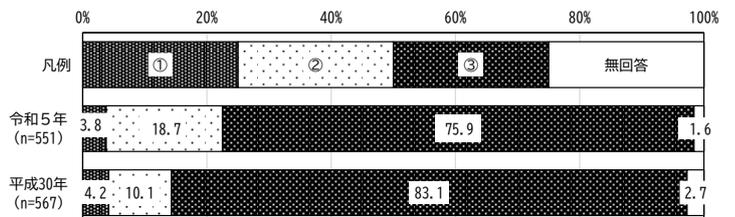
問40「CSW(コミュニティソーシャルワーカー)」の認知度



- ①どのようなことをしているか知っており、実際に相談したことがある
- ②どのような仕事をしているか、だいたい分かる(実際に相談したことはない)
- ③聞いたことはあるが、どのような仕事をしているかはよく分からない
- ④名前も聞いたことがない
- 無回答

・行政区コミュニティづくり推進委員会の認知度について、「名前も聞いたことがない」が75.9%を占め、次いで「名前を聞いたことはあるが、どのような活動をしているかよく知らない」が18.7%、「どのような活動をしているか、だいたいわかる」が3.8%となっています。

問41「行政区コミュニティづくり推進委員会」の認知度



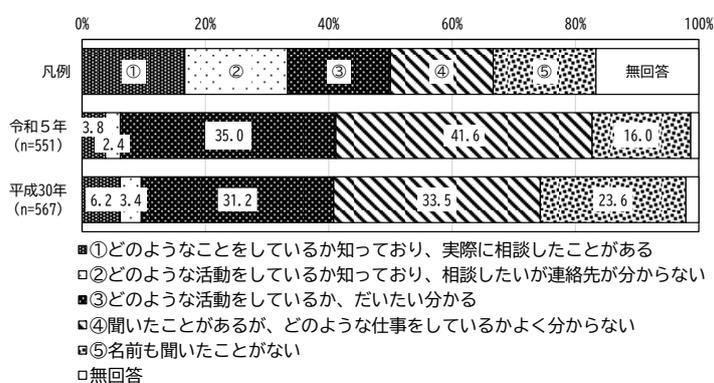
- ①どのような活動をしているか、だいたい分かる
- ②聞いたことはあるが、どのような活動をしているかはよく知らない
- ③名前も聞いたことがない
- 無回答

・前回調査(平成30年)と比べて、

中学校区地域保健福祉センター、CSW、行政区コミュニティづくり推進委員会の認知度は、「名前も聞いたことがない」割合がいずれも減少しています。特にCSWでは減少幅が大きく、社協だより等での周知や実際の活動による一定の効果が表れたものと推測されます。他方で、取組みや活動内容の認知はいずれも高くないことから、引き続き周知活動の充実が求められます。

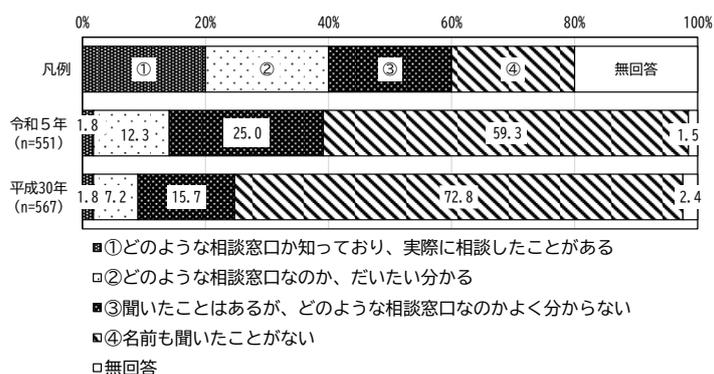
- ・ 民生委員・児童委員の認知度について、「聞いたことはあるが、どのような仕事をしているかよく分からない」が41.6%、次いで「どのような活動をしているか、だいたい分かる」が35.0%、「名前も聞いたことがない」が16.0%となっています。活動内容を知っている割合は4割強(41.2%)となっています。相談経験についてみると、相談したことがある割合は3.8%、相談したいが連絡先が分からない割合が2.4%となっています。
- ・ 前回調査と比べて、活動内容を知っている割合に変化はほとんど見られないものの、相談したことがある割合、相談したいが連絡先が分からない割合が減少しています。民生委員・児童委員の不足による活動規模の縮小やコロナ禍における対面相談の自粛のほか、連絡先の周知不足などが影響しているものと考えられます。

問42「民生委員・児童委員」の認知度



- ・ 自立サポートセンター・てだこ未来の認知度について、「名前も聞いたことがない」が59.3%を占め、次いで「聞いたことはあるが、どのような相談窓口なのかよく分からない」が25.0%となっています。一方で、取組み内容を知っている割合は1割強(14.1%)となっています。相談経験についてみると、相談したことがある割合は1.8%となっています。
- ・ 前回調査と比べて認知度は高まっているものの、実際に相談するケースは限定的であると推測されます。

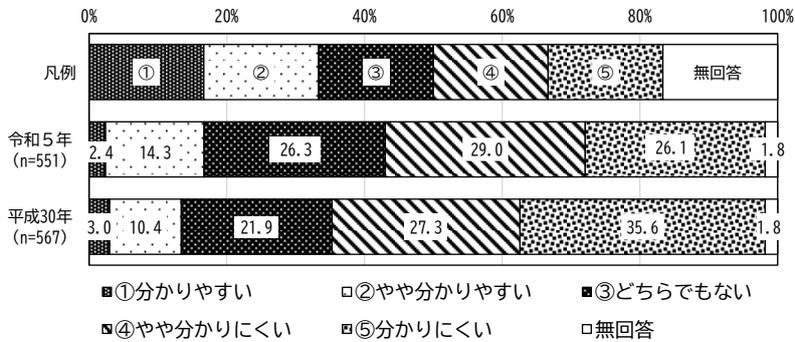
問43「自立サポートセンター・てだこ未来」の認知度



### (9) 福祉サービス・制度の分かりやすさ

・福祉サービスや制度の仕組みの分かりやすさについて、『分かりにくい』との回答が55.1%を占め、『分かりやすい』(16.7%)との回答を38.4ポイント上回っています。

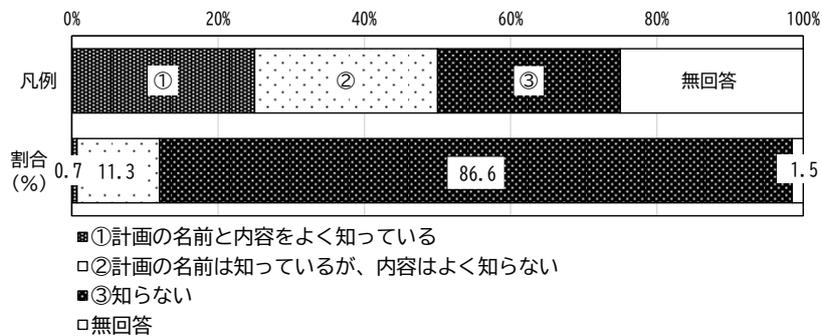
問48 福祉サービスや制度のしくみについて



### (10) 本計画の認知度

・浦添市地域福祉計画・浦添市地域福祉活動計画(てだこ・ゆいぐるプラン)の認知度について、「知らない」86.6%と最も高く、「計画の名前は知っているが、内容はよく知らない」(11.3%)を合わせると、約10人に9人が計画の内容を知らない状況となっています。

問49 「てだこ・ゆいぐるプラン」の認知度



### 3. 団体ヒアリング結果からみる本市の状況

地域福祉支える支援や援助の担い手である関係団体等を対象に、団体の活動状況や貴重な意見を伺い、新たな計画づくりにいかしていくため、ヒアリングシートの配布回収及び対面でのヒアリングを実施しました。

#### ■ヒアリングシート配布団体

No.	対象団体等	配布数	回収数	回収率
1	浦添市ボランティア連絡協議会	5	2	40%
2	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会	5	3	60%
3	浦添市身体障がい者福祉協会	5	1	20%
4	浦添市女性団体連絡協議会	6	4	66.7%
5	浦添市母子寡婦福祉会	5	2	40%
6	浦添市老人クラブ連合会	5	5	100%
7	浦添市自治会長会	41	23	56.1%
8	浦添市子ども会育成連絡協議会	—	3	—
9	浦添市民生委員児童委員連絡協議会	10	10	100%
10	浦添市民生委員・児童委員	85	53	62.4%
11	浦添市地域見守りネットワーク協力団体	—	9	—
12	地域学校協働活動推進員	10	9	90%
13	浦添市児童センター	11	11	100%
14	浦添市地域包括支援センター	5	5	100%

#### ■対面ヒアリング実施団体

No.	団体名	ヒアリング日時
1	浦添市母子寡婦福祉会	令和5年3月16日18時～
2	浦添市老人クラブ連合会	令和5年3月17日11時～
3	浦添市自治会長会	令和5年3月20日14時半～
4	浦添市民生委員児童委員連絡協議会	令和5年3月20日15時半～
5	浦添市女性団体連絡協議会	令和5年3月24日14時～
6	浦添市ボランティア連絡協議会	令和5年4月6日9時～
7	浦添市地域包括支援センター※	令和5年5月中

※てだこ高齢者プラン策定業務において実施

浦添市ボランティア連絡協議会



浦添市母子寡婦福祉会



浦添市老人クラブ連合会



浦添市自治会長会



浦添市民生委員・児童委員



浦添市地域見守りネットワーク



浦添市児童センター



浦添市地域包括支援センター



## (1) 各団体の回答概要

### 1) 浦添市ボランティア連絡協議会 (シート回収2件、対面ヒアリング)

- ・加盟団体数に変化はない。団体員の高齢化などで役員、若い世代の担い手確保が難しい。
- ・募金に協力してくれる人が少ない。ボランティア連絡協議会の活動も知られていない。
- ・団体参加者や団体に関わる方々の悩みや不安は、「地域の安全 (防災・防犯) に関すること」、「老後の生活や介護に関すること」、「となり近所との関係」などがある。
- ・活動する中で困っている人などを見かけた際は、「社会福祉協議会 (CSW 含む)」、「地域包括支援センター」へ相談している。
- ・相談・情報提供の体制や拠点には「身近な地域で相談ができ、適切な機関につないでくれる」機能を期待する。
- ・他機関との連携について、社会福祉協議会やてだこ未来との連携はうまく取れており、今後は自治会をはじめ、いろいろな団体と連携した活動を行いたい。

### 2) 浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会 (シート回収3件)

- ・団体の参加者数はあまり変わらない。役員の担い手がないため、同じ人が役員を続けている。
- ・ピアラルうらそえができたので、未就学児や障がい者支援の相談療養が充実してきたように思える。
- ・行政へ要請しているが進展しない、スローガンの実現に至らない。
- ・団体参加者や団体に関わる方々の悩みや不安は、「自分の健康に関すること」、「家族の健康に関すること」、「老後の生活や介護に関すること」、「地域の安全 (防災・防犯) に関すること」などがある。
- ・活動する中で、困っている人などから相談があった時は「民生委員・児童委員」、「浦添市役所」、「社会福祉協議会 (CSW 含む)」へ相談している。
- ・相談・情報提供の体制や拠点には「複雑・多様な問題を抱える世帯に包括的に対応してくれる」機能を期待する。
- ・今後の他機関との連携について、地域社会との行事を通してつながる・関わるチャンスを増やしたい。

### 3) 浦添市身体障がい者福祉協会 (シート回収1件)

- ・団体の参加者数はあまり変わらない。役員の担い手については、若い世代がない、担い手がないため同じ人が役員を続けている。
- ・2年前より、地域行政区の会議に参加するようになり、地域にいる障がいのある方へどうアプローチしたらいいかなど、お互いが相談し合えるようになった。社協と同じ建物に入れたことで、一層連携が取りやすくなった。
- ・団体参加者や団体に関わる方々の悩みや不安は、「自分の健康に関すること」、「老後の生活や介護に関すること」、「経済的な問題」などがある。
- ・活動する中で困っている人などを見かけた際は、「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会 (CSW 含む)」、「地域包括支援センター」へ相談している。
- ・相談・情報提供の体制や拠点には「複雑・多様な問題を抱える世帯に包括的に対応してくれる」機能を期待する。

#### 4) 浦添市女性団体連絡協議会（シート回収4件、対面ヒアリング）

- ・団体の参加者数は減っている。役員の担い手については、若い世代がいない、担い手がないため同じ人が役員を続けている。
- ・団体参加者や団体に関わる方々の悩みや不安は、「自分の健康に関すること」、「家族の健康に関すること」、「育児に関すること」、「老後の生活や介護に関すること」などがある。
- ・活動する中で困っている人などを見かけた際の相談先は「市保健センター」などがあるが、他機関と連携する機会は少ない。
- ・相談・情報提供の体制や拠点には「身近な地域で相談ができ、適切な機関につないでくれる」、「困っている人の所まで必要に応じて訪問し、相談事に対応してくれる」機能を期待する。

▽今後の他機関との連携について、主な加盟団体の意見は下記の通り。

- ・（更生保護女性会）児童館だけでなく、各校区の自治会と連携して取り組みたい。
- ・（赤十字奉仕団）災害時避難支援では地域でサポートする人が求められており、団体が積極的に関わっていく必要があると感じている。

#### 5) 浦添市母子寡婦福祉会（回収シート2件、対面ヒアリング）

- ・団体の参加者数はあまり変わらない。役員の担い手については、若い世代がいない、担い手がないため同じ人が役員を続けている。
- ・会の情報が行き届いておらず、支援の手が届いていない世帯があると感じる。
- ・団体参加者や団体に関わる方々の悩みや不安は、「自分や家族の生活（進学・就職・結婚など）」、「育児に関すること」、「経済的な問題」などがある。その他、「子どもが学校に行き渋る」、「ネグレクトではないかと近隣住民から相談を受けることがある」。
- ・活動する中で困っている人などを見かけた際は「市役所」、「社会福祉協議会（CSW 含む）」へ相談している。
- ・相談・情報提供の体制や拠点には「身近な地域で相談ができ、適切な機関につないでくれる」機能を期待する。

#### 6) 浦添市老人クラブ連合会（回収シート5件、対面ヒアリング）

- ・団体の参加者数は減っている、またはあまり変わらない。役員の担い手については、若い世代がいない、担い手がないため同じ人が役員を続けている。
- ・自治会に加入していなければ老人クラブに入れなため、会員数が増えない。
- ・団体参加者や団体に関わる方々の悩みや不安は、「自分の健康に関すること」、「老後の生活や介護に関すること」、「地域の安全（防災・防犯）に関すること」などがある。
- ・活動する中で困っている人などを見かける機会は少ない。見かけた際は「地域包括支援センター」へ相談している。
- ・相談・情報提供の体制や拠点には「身近な地域で相談ができ、適切な機関につないでくれる」、「困っている人の所まで必要に応じて訪問し、相談事に対応してくれる」機能を期待する。
- ・今後の他機関との連携については、民生委員とあまり連携ができていないが、独居老人の見回りを一緒にできればいいと感じる。一方で個人情報保護のため、独居老人の情報が得られない。

## 7) 浦添市自治会長会（回収シート 23 件、対面ヒアリング）

- ・自治会加入世帯数は減っている（10 件）、あまり変わらない（9 件）。役員の担い手については、若い世代がない、担い手がないため同じ人が役員を続けている。
- ・チラシ配布や声かけをしても加入してもらえない。地域への愛着が薄い。子ども会や子どもが集まれる場があれば親も自治会に関心をもってもらえると思うが、児童館などが地域外にあるため、地域に子どもがない。
- ・団体参加者や団体に関わる方々の悩みや不安は、「地域の安全（防災・防犯）に関すること」（13 件）、「老後の生活や介護に関すること」（11 件）、「となり近所との関係」（11 件）などがある。
- ・活動する中で困っている人などを見かけた際は「民生委員・児童委員」（16 件）、「社会福祉協議会（CSW 含む）」（15 件）、「自治会内」（10 件）、「地域包括支援センター」（10 件）などへ相談している。自治会長自身、つなぎ役であればいいということを知らず、すべて自分で解決しなければと思っているところもある。どういう相談を受けたときにどこへつなげばいいか分かりやすくなっているといい。
- ・相談・情報提供の体制や拠点には「困っている人の所まで必要に応じて訪問し、相談事に対応してくれる」（11 件）などの機能を期待する。
- ・災害時避難支援等の課題に関して、要支援者が自治会に未加入であることが多く、独居高齢者や老人ホーム等への声かけを頼まれるが、未加入だと把握できない。また、いざという時はやはり加入者からになると思われる。
- ・今後の他機関との連携について、行政、社協などとの役割分担が必要である。

## 8) 浦添市子ども会育成連絡協議会（回収シート 3 件）

- ・団体の参加者数は減っている。役員の担い手については、若い世代がない、担い手がないため同じ人が役員を続けている。
- ・団体参加者や団体に関わる方々の悩みや不安は、「育児に関すること」などがある。
- ・活動する中で困っている人などを見かけた際は「民生委員・児童委員」、「自治会」、「社会福祉協議会（CSW 含む）」などへ相談している。
- ・相談・情報提供の体制や拠点には「身近な地域で相談ができ、適切な機関につなげてくれる」、「複雑・多様な問題を抱える世帯に包括的に対応してくれる」などの機能を期待する。

## 9) 浦添市民生委員児童委員連絡協議会（回収シート 10 件、対面ヒアリング）

- ・民生委員・児童委員の減少の要因には、活動内容が大変・専門知識が求められると思われること、70 歳まで働く人の増加や専業主婦の減少などで活動できる人が減ったことなどが挙げられる。
- ・活動の中で感じる悩みや苦勞としては、プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑うことや支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されないことなどがある。
- ・不足していると感じるサービス・地域資源は、外出や通院の際の移動支援、外出の際の公共交通機関、買い物弱者の生活を支える支援などが挙げられている。
- ・他機関との連携状況については、「社会福祉協議会（CSW 含む）」や「自治会」と強い連携関係ができています。「市役所」、「小中学校」などとは一定の連携関係ができています。
- ・民生委員、CSW、包括など支援する側の役割を行政が整理すべきではないか。

## 10) 浦添市民生委員・児童委員（回収シート 53 件）

- ・地域で困っている人に関する情報元は「地域住民から」（52.8%）が最も高く、次いで「市役所や市社会福祉協議会から」（49.1%）、「ほかの民生委員・児童委員から」（47.2%）、「自治会会長・役員や班長から」（41.5%）となっている。
- ・相談内容は「身体に関する病気や衰え」（49.1%）が最も高く、次いで「精神面の不調・疾患」（32.1%）、「近隣住民とのトラブル」（26.4%）などとなっている。
- ・担当地域で促進したい福祉関連活動としては、「こどもの居場所作り、場の提供」（69.8%）が最も高く、次いで「高齢者や認知症の方の見守り」（64.2%）などとなっている。
- ・相談・情報提供の体制や拠点に期待する機能については、「身近な地域で相談ができ、適切な機関につなげてくれる」（56.6%）が最も高く、次いで「複雑・多様な問題を抱える世帯に包括的に対応してくれる」（24.5%）となっている。
- ・ひきこもり状態の方の相談窓口や支援機関の認知度をみると、「地域若者サポートステーション琉球」（35.8%）が最も高く、次いで「sorae」（32.1%）となっている。一方、約4人に1人が「どれも知らない」（26.4%）と回答しており、よりいっそうの周知が求められる。

## 11) 浦添市地域見守りネットワーク協力団体（回収シート 9 件）

- ・各企業等の地域貢献の活動内容は「高齢者の見守り」（8件）のほか、「地域のパトロール」、「フードドライブ支援」、「地域住民への声かけ」などとなっている。
- ・企業等の強みとしては「地域に出向く機会が多い」（8件）、「各世帯を訪ねることができる」（7件）などが挙げられている。
- ・今後の活動については、「より地域に協力したいと考えているが、活動内容を模索中である」団体が多い。活動内容を考える上で困っていることとしては「やりたいことについて、どこに・誰に協力を仰げばいいかわからない」が6件と多いほか、「実際に活動する社員らに過度な負担がかからないか不安」、「地域等のニーズがわからない」（それぞれ4件）なども挙げられている。
- ・活動する上で社協から提供してほしい情報は「他企業・団体の活動内容」（5件）が最も多く、次いで「地域や住民が困っていること」（3件）、「地域や住民へのアプローチの仕方」（2件）となっている。
- ・地域住民の日常生活の悩みは「自分の健康に関すること」（4件）が最も多く、次いで「経済的な問題」（3件）などとなっている。困りごとを抱えている人を見かけた際には、「警察」（3件）のほか、「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会（CSW 含む）」、「消防」、「地域包括支援センター」（それぞれ2件ずつ）へ相談している。

## 12) 地域学校協働活動推進員（回収シート 9 件）

- ・学校と地域との協働活動はやや円滑に進んでいる。その理由は「教職員の理解が得られているから」、「学校・推進員・地域の間で目的を共有できているから」などが挙げられる。
- ・学校が地域に求める役割や活動は、学校行事等に協力してくれる人材、学習支援や環境美化、ボランティアの活性化などがある。協働がうまくいった事例としては、クラブ活動の外部講師、学習支援ボランティア、校内行事の受付等の手伝い、読み聞かせ、運動会で演舞する地域行事の指導などが挙げられる。自治会との連携により、樹木の剪定や地域ふれあいまつりなどの行事開催といった事例もある。
- ・ボランティア連絡協議会やボランティア・市民活動支援センターとの連携はほとんどない。
- ・推進員の活動をする中で感じる課題としては、学校が求める地域のボランティアの確保が難しいこと、学校や地域で推進員の存在が知られていないことなどがある。
- ・今後、連携したい団体としては、自治会、社協、中学校区保健福祉センター等が挙げられる。

## 13) 浦添市児童センター（回収シート 11 件）

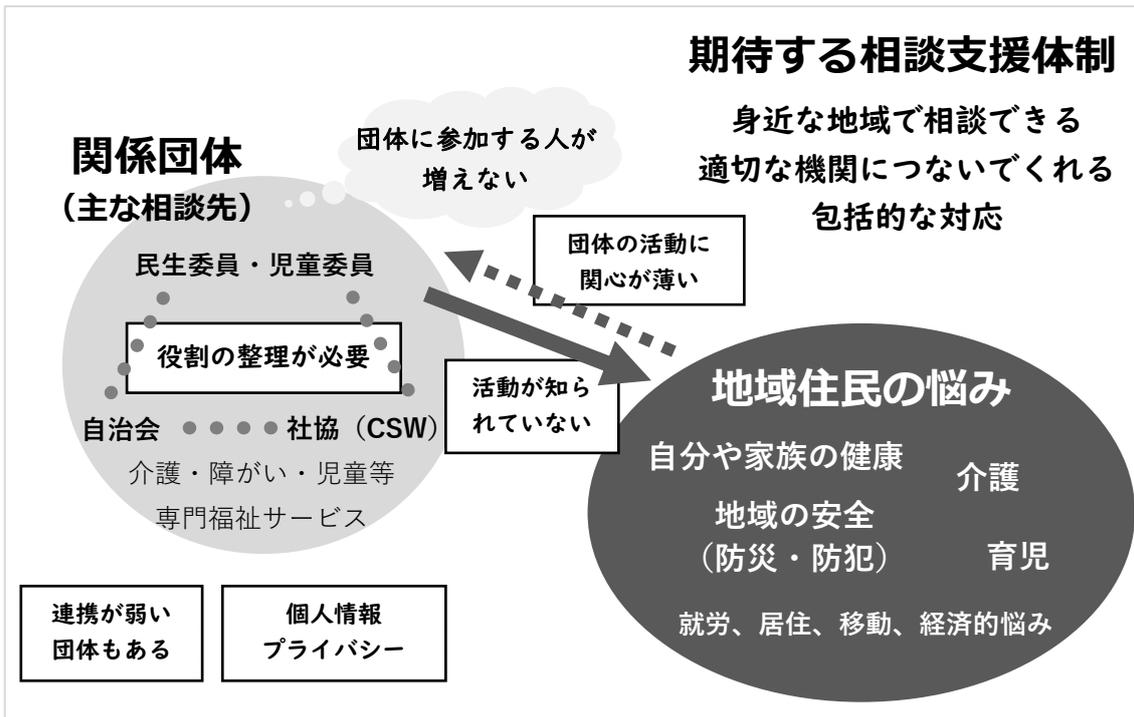
- ・児童センターが立地する地域の児童生徒に関する福祉ニーズについて、「ひとり親家庭の子どもの支援」、「学習支援や学習環境を必要とする子どもの支援」のニーズが強く、「生活困窮状態の子どもや親の支援」、「障害や疾病の配慮が必要な子どもの支援」もやや強い。
- ・児童センターで重点的に対応している福祉的支援は「生活困窮状態の子どもや親の支援」、「ひとり親家庭の子どもの支援」が多い。対応方法としては対象児童・家庭に関するケース会議や見守りのほか、対面での相談対応などが挙げられる。
- ・関係団体との連携状況について、強く連携できているのは「自治会」が最も多く、次いで「市役所」、「社会福祉協議会（CSW 含む）」、「保育園・認定こども園など」、「小中学校」などが挙げられる。一方、連携が弱いまたは連携していない団体は「子育て世代包括支援センター」や「中央児童相談所」などとなっている。
- ・地域や関係団体と連携するうえで課題となっていることは「センターの役割が理解されていない」が最も高く、次いで「職員の知識や技術が十分でない」となっている。

## 14) 浦添市地域包括支援センター（回収シート 5 件、対面ヒアリング※）

- ・地域から包括支援センターに寄せられる相談内容には、介護、生活困窮のほか、認知症や老々介護、買い物やゴミ出しなどの日常生活支援に関するものが挙げられる。また、うらちゃん mini がなくなった影響も少なからず見られ、高齢者が利用しやすい移動支援（デマンド型、巡回型）を求める意見がある。
- ・高齢者の住まいの確保に関して、「高齢者のアパート契約の困難さ（身元保証人がいない、不動産業者と連携できていない、高齢者を受け入れるアパートがない、1階が確保できない）」、「生活保護受給者が入れる施設が少ない」、「アパート建て替えによる家賃の高騰」などが課題に挙げられる。
- ・重層的な支援体制における組織体制等について、複雑化した課題を解決するためには各課の連携・情報共有が非常に重要であり、行政内で横の連携をつくることが求められる。

※てだこ高齢者プラン策定業務において、対面ヒアリングを実施

## (2) 団体ヒアリングからみる課題



関係団体ヒアリングで得た意見を整理すると、以下のような内容が挙げられます。

- ・団体に参加する人（団体）が増えない。
- ・団体の活動に関心が薄い。活動内容が知られていない。
- ・参加者や地域住民が抱える悩み等は、自分や家族の健康、介護、地域の安全、育児に関することが多い。また、高齢者や障がい者からは移動支援や経済支援も求められている。
- ・地域で困っている人を見かけたときは、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会（CSW 含む）へ相談することが多い。一方で、連携（受けた相談のつなぎ）が弱い団体も見受けられる。なお、自治会や民生委員児童委員協議会からは、行政や社協、CSW、包括などの役割を整理する必要があるとの意見が挙げられている。
- ・相談・情報提供の体制や拠点に期待する機能としては、「身近な地域で相談ができ、適切な機関につなげてくれる」機能を挙げる団体が多い。

これらの意見を踏まえ、地域における相談支援の体制づくりの課題は、

- 1) 支援の担い手の確保のため、団体の活動を広く紹介しつつ、市民の意識や関心を高めるための取組みや活動の工夫が必要です。
- 2) 地域住民の悩み（支援ニーズ）が複雑化しており、各団体の支援活動とニーズとのマッチングを強化することにより、地域で共助する仕組みづくりが必要です。
- 3) 地域内で受け止められない悩みや相談については、その悩み等を受け止める地域の拠点を整備するとともに、支援のつなぎ役が誰なのか、つなぎ先がどこなのかを示して、相談支援体制を整備することが求められています。

## 4. 前計画の目標指標達成状況

前計画では4つの基本目標に合計12項目の目標指標が設定されています。このうち達成は2項目、未達成はあわせて9項目、評価不可が1項目と未達成が多くなっています。

基本目標	達成	未達成 (増加)	未達成 (減少)	未達成 (横ばい)	評価不可
1				2	1
2	1	1	2	0	0
3	1	2	0	0	0
4				2	0
合計	2 (16.7%)	3 (25.0%)	2 (16.7%)	4 (33.3%)	1 (8.3%)

項目	2018年度 (H30年度) 参考値	2023年度 (R5年度) 目標値	2023年度 (R5年度) 現状値	達成状況	備考
基本目標1：お互いのことを「我が事」に考え、人と人がつながるまち					
指標1 隣近所とのつきあいを深めている人の割合	76.6%	80.0%	73.9% (参考 75.3%)	未達成 (横ばい)	※H30調査では16歳以上69歳以下を対象にしていたが、R5調査では16歳以上79歳以下を対象としている。したがって、経年比較ではR5調査の結果から70代の回答を抜いて再集計している。参考値は70代を含めた数値。  出典：R5 地域福祉アンケート調査問1 算出方法は、①家族同様のつきあい、②頼み事をしあうつきあい、③あいさつする程度のつきあいの合計。
指標2 自治会への新規加入世帯数（年間）	128 世帯	288 世帯	126 世帯	未達成 (横ばい)	出典：市民生活課「令和4年度自治会加入率調べ」
指標3 地域活動に参加している人の割合	24.3%	30.0%	※参考 47.5%	評価不可	※H30 地域福祉アンケート調査では全員が回答していたが、R5調査では「自治会に加入している」人のみ回答するようにしたため比較不可。参考値は「ほとんど参加していない」と「無回答」を除いた、何らかの活動をしている割合。  出典：R5 地域福祉アンケート調査問5

項目	2018年度 (H30年度) 参考値	2023年度 (R5年度) 目標値	2023年度 (R5年度) 現状値	達成状況	備考
基本目標2：地域福祉を推進する多様な担い手が活躍するまち					
指標1 ボランティア市民活動支援センターにボランティア登録している人数とボランティア団体数	個人ボランティア数 298人  ボランティア団体数 47団体	個人ボランティア数 450人  ボランティア団体数 57団体	個人ボランティア数 115人  ボランティア団体数 60団体	未達成 (減少)  達成	※現状値はいずれも令和4年度登録件数 出典：浦添市社会福祉協議会「令和4年度事業実績報告書」より
指標2 地域見守りネットワーク事業の協力事業所数	10 事業所	70 事業所	29 事業所	未達成 (増加)	※令和4年11月16日現在 出典：浦添市地域見守りネットワーク事業協力団体一覧
指標3 民生委員・児童委員の充足率	85.7%	100%	54.6%	未達成 (減少)	※現状値は令和5年1月1日現在の充足率
基本目標3：いつでも「丸ごと」受け止め、助け合うまち					
指標1 コミュニティソーシャルワーカーを知っている人の割合	8.8%	30.0%	14.3% (参考 14.6%)	未達成 (増加)	※算出方法は、①実際に相談したことがある、②だいたいわかるの合計。参考値は70代を含めた数値。  出典：R5 地域福祉アンケート調査問40
指標2 行政区コミュニティづくり推進委員会の設置箇所数	11箇所	30箇所	41箇所	達成	
指標3 地域福祉協力員の人員数	50人	300人	87人	未達成 (増加)	
基本目標4：安心して暮らすための支援が整うまち					
指標1 浦添市災害時要援護者避難支援計画を知っている人の割合	2.1%	30.0%	1.5% (参考 1.8%)	未達成 (横ばい)	※算出方法は、①計画の名前と内容をよく知っている割合。  出典：R5 地域福祉アンケート調査問13
指標2 自主防災組織の設置箇所数	7か所	12か所	8か所	未達成 (横ばい)	

## 5. 本計画で取り組む主要問題

### (1) お互いや地域への無関心

地域福祉においては、誰もが誰かを支えたり誰かに支えられたりする、支え合いのネットワークが重要です。支え合いのネットワークづくりには住民の積極的なコミュニケーションや地域活動への参加が欠かせませんが、同じ地域で暮らす住民や地域への関心は必ずしも高くありません。

市民アンケートの結果から、約7人に1人が近所づきあいをしていないこと、約7割が自治会に加入しておらず、加入している人でも半数は地域活動にほとんど参加していないこと、新型コロナウイルス感染拡大の影響として自分や家族以外に関わる余力がない人が約6人に1人にのぼることなどが分かっています。また、団体ヒアリングでは、地域での行事やイベントに参加しても団体への参加は望まないことや、支援を受けることに対して「お互い様」の意識が見られないことなど、支え合いへの意識が薄いことを懸念する声が聞かれました。

地域福祉を推進していくためには、お互いや地域に対して関心をもち、困っていることがあれば助け合ったり支え合ったりすることが不可欠です。しかし、実際には関心が必ずしも高くなかったり行動に移している人が少なかったりする状況がみられることから、「お互いや地域への無関心」の解決に向けて取り組む必要があります。

### (2) 対応困難ケースの増大

困りごとを抱えている人に地域住民や社協のコミュニティソーシャルワーカーなどが気づき、問題の解決に向けてインフォーマルサービスや公的サービスを組み合わせ活用することが重要です。しかし、困りごとを抱えている人が周囲に相談できなかったり、支援を受けていなかったりした結果、困りごとが重大化・複雑化して対応が困難になっているケースが増えています。

市民アンケートの結果から、日常生活で悩みや不安がある人の6割が相談しておらず、その理由として3人に1人がどこに相談したらいいか分からないと答えていることや、市内において学校や仕事に行かず、人との交流がほとんど見られない方が一定程度いることが分かっています。

また、この間の行政や社協の取組みに関するヒアリングなどを通じて、従来の属性別の福祉制度や申請に基づくサービス給付だけでは、複合化した問題の解決が難しいものの、他課や他機関がどのような相談・支援業務を行っているか把握しやすい状況にはなっていないとの声が聞かれました。さらに、支援の現場では、困っているように見える方に支援の必要性を伝えても、本人やその家族が支援を拒むといった（セルフ）ネグレクトにどう対処するか葛藤を抱えている状況があります。

一つの部署や個別の福祉制度だけでは対応できない複合化したケースに関して、複数の課や部署が連携して支援内容を協議する体制の構築が求められています。

### (3) 福祉分野とまちづくりとの連携不足

加齢や病気、障害などがあっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、福祉的ニーズも考慮に入れてまちづくりを進めることが重要です。高齢化率の上昇にもなって、台風接近や災害発生時に一人で避難することが難しい、家を借りたいが貸し渋りにあう、病院や買い物に行く交通手段に乏しい、街中や道路に段差が多くて移動がしづらいなど、ハード面での課題が浮き彫りになっています。近年、本市においても高齢化が進むなかで、従来のまちづくりにはなかった福祉的視点をもつことが求められています。福祉分野とまちづくりとの連携は必ずしも十分ではありません。

防災に関して、市内に福祉避難所に指定されている施設があっても、実際の避難受け入れをどのように行うのか具体的な検討が進んでいません。また、2023年8月の台風6号により土砂崩れや長期間の停電が発生するなど大きな影響があったことも踏まえ、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めることが求められています。

住まいに関して、令和3年度に市内の宅地建物取引業者を対象に行った調査では、家主の意向で外国人や単身高齢者、低所得の方、知的・精神的障がいがある方などに貸すことができなかった事例があることが分かっています。

移動に関して、全国的に高齢者の免許返納や路線バスの縮小・廃止があるなかで、代替りとなる公共交通の検討や代替手段の試験導入が進められています。本市においては、うらちゃん mini の実証実験が2022年3月に終了しましたが、うらちゃん mini に限らず、様々な関係機関との協力のもとで移動手段の確保が求められます。

バリアフリー等に関して、本市では2017年から「浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」、2020年からは「浦添市福祉のまちづくり条例」が施行されています。新規に施設整備する際にはバリアフリーやユニバーサルデザインを考慮していますが、一部の既存施設に関しては改修や対応が難しい状況がみられます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

地域共生社会を実現するためには、多様性の尊重と支え合いが不可欠です。社会は異なる個性をもつ多様な人々で構成されていることから、年齢、性別、障がい、経済的状態、国籍などで差別されることなく、互いの違いが尊重されることが重要です。多様な個性をもつ一人ひとりが持っている力を地域で発揮することで、地域が活性化し住民の幸福につながります。そして住民同士の支え合いによって、地域の結びつきが強くなり、困りごとがあったときには気にかけて、声をかけてもらったりする地域共生社会の実現に近づいていきます。

このような「多様性の尊重と支え合い」を本計画では「ゆいぐる（結い心）」と表現し、以下の基本理念を定めます。

### ゆいぐるで育む福祉のまち・てだこ

### 2. 基本方針

本計画を策定する過程で明らかとなった3つの主要問題、「お互いや地域への無関心」、「対応困難ケースの増大」、「福祉分野とまちづくりとの連携不足」に取り組むため、以下の3つの基本方針を定めます。

#### (1) 地域の困りごとに取り組む市民の増加

お互いや地域への無関心を解決するために、「地域やお互いを知る機会の充実」、「行動に移せる機会の充実」、「地域福祉活動への支援」に取り組み、地域の困りごとに取り組む市民の増加を目指します。

#### (2) 複雑化する困りごとへの対応強化

対応困難ケースの増大に対応するために、「重層的支援体制への移行準備」、「地域課題の対応体制の強化」、「生活困窮者等の自立支援」、「ひきこもり支援の体制整備」、「ヤングケアラー支援の体制強化」、「自殺対策の推進」、「権利擁護の推進」に取り組み、複雑化する困りごとへの対応強化に努めます。

#### (3) いつまでも住み続けられるまちの実現

福祉分野とまちづくりとの連携不足の解消に向けて、「災害時避難支援の強化」、「居住支援の強化」、「移動支援の強化」、「バリアフリー等の推進」に取り組み、いつまでも住み続けられるまちの実現に努めます。

### 3. 目標指標等と進行管理

目標指標は、行政や社会福祉協議会の活動による“結果”を受けて、市民や地域の方々が行動した“成果”として位置づけられます。5年後に実現したい本市及び市民の状態として、目標指標を設定します。

ただ、地域福祉計画は福祉の総合計画として幅広い分野を包含するため、基本方針の達成度を数値で測ることは難しさがあります。そこで、目標指標の他に、比較的数値化しやすい行政・社協の活動による結果を、活動指標として位置づけます。活動指標には行政・社協が毎年自ら確認できるような数値目標を中心に設定しますが、計画期間内の実施が望ましい事業なども目標として設定します。

#### (1) 目標指標

項目	2018年度 (H30年度) 参考値	2023年度 (R5年度) 現状値	2028年度 (R10年度) 目標値	備考
<b>基本方針1. 地域の困りごとに取り組む市民の増加</b>				
指標1 隣近所とのつきあ いを深めている人 の割合	76.6%	73.9% (参考 75.3%)	増加 (83%以上)	※H30調査では16歳以上69歳以下を対象にしていたが、R5調査では16歳以上79歳以下を対象としている。したがって、経年比較ではR5調査の結果から70代の回答を抜いて再集計している。参考値は70代を含めた数値。  出典：R5地域福祉アンケート調査問1 算出方法は、①家族同様のつきあい、②頼み事をしあうつきあい、③あいさつする程度のつきあいの合計。
指標2 地域活動に参加し ている人の割合	24.3%	※参考 47.5%	増加 (33%以上)	※H30地域福祉アンケート調査では全員が回答していたが、R5調査では「自治会に加入している」人のみ回答するようにしたため比較不可。参考値は「ほとんど参加していない」と「無回答」を除いた、何らかの活動をしている割合。  出典：R5地域福祉アンケート調査問5
指標3 支え合いプラット フォームの数（累 計）	—	7団体	100団体	※現状値の内訳はWAKIMIZU、ちょーじかゆいまーる市場、福ふく（森もり）、ピー・フリーラボ、まちなとランドリー、にしる公民館カフェ、手リボン。
指標4 自治会への新規加 入世帯数（年間）	128 世帯	126 世帯	130 世帯	出典：市民生活課「令和4年度自治会加入率調べ」
指標5 民生委員・児童委 員の充足率	85.7%	54.6%	88.5%	※現状値は令和5年1年月1日現在の充足率 目標値は第2期沖縄県地域福祉支援

項目	2018年度 (H30年度) 参考値	2023年度 (R5年度) 現状値	2028年度 (R10年度) 目標値	備考
				計画より
指標6 地域福祉協力員・ 個人ボランティア の人数	—	228人	500人	
指標7 地域見守りネット ワーク事業の協力 団体数	10 団体	29 団体	45 団体	※令和4年11月16日現在 出典：浦添市地域見守りネットワー ク事業協力団体一覧
<b>基本方針2：複雑化する困りごとへの対応強化</b>				
指標1 誰に（どこに）相談 したらよいか分か らない割合	27.1%	33.1%	減少 (23%以下)	出典：R5 地域福祉アンケート調査問21
指標2 成年後見制度利用 者の状況	—	197人	増加	※現状値は令和3年4月9日現在 出典：浦添市成年後見制度利用促進 基本計画
指標3 人口10万人当た りの自殺者数 (自殺死亡率)	12.24人	0.86人	減少	※現状値は令和5年1～11月の暫定 値 ※出典：いのち支える浦添市自殺対 策行動計画
<b>基本方針3：いつまでも住み続けられるまちの実現</b>				
指標1 自宅近くの避難所 を知っている市民 の割合	51.9%	53.4%	増加 (63%以上)	出典：R5 地域福祉アンケート調査問14
指標2 個別避難計画の作 成数	74%	70%	70%	※令和6年度から災害時避難行動要 支援者避難支援計画を改定するこ とに伴い個別避難計画の対象が増 加することから、令和5年度現状 値を目標に掲げ制度の周知及び作 成の推進を行う
指標3 自主防災組織の団 体数	7か所	8か所	17か所	※目標値は2025年度（R7年度）の 数値 出典：第五次浦添市総合計画（前期計画）

## (2) 活動指標

項目	2023年度 (R5年度) 現状値	2028年度 (R10年度) 目標値	備考
<b>基本方針1. 地域の困りごとに取り組む市民の増加</b>			
支え合いプラットフォームの 立ち上げに向けた活動支援回 数・延べ人数	—	1,000回	
浦添市ボランティア養成講座 開催数・延べ受講者数	4回 40人	40回 400人	
<b>基本方針3：いつまでも住み続けられるまちの実現</b>			
市所管施設での避難訓練の開 催	1回	増加	令和5年度は図上訓練を実施

### (3) 進行管理

#### 1) 第6次浦添市地域福祉計画・第7次浦添市地域福祉活動計画の周知

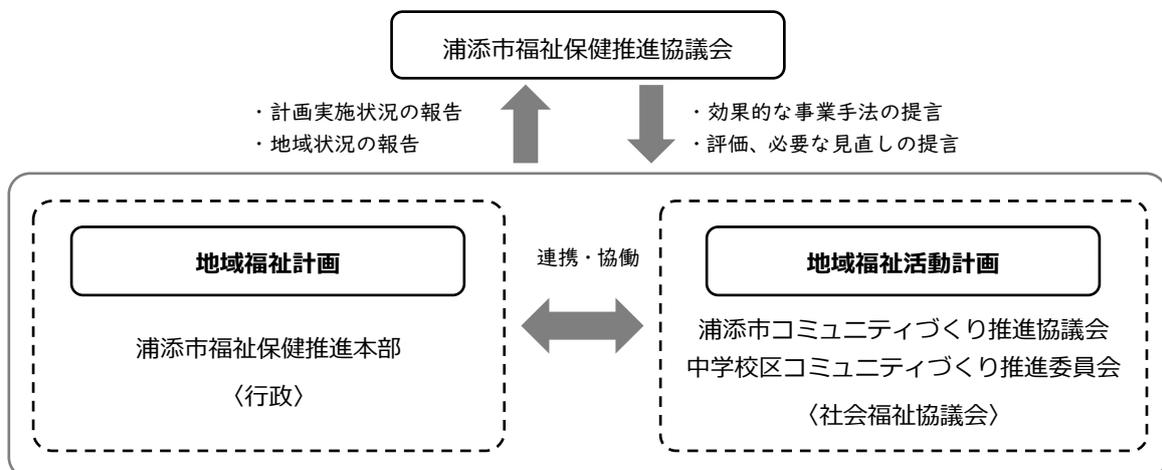
地域福祉を推進するためには、地域に暮らす一人ひとりが地域の課題を自分の問題として捉え、福祉活動に参加していくことが求められます。住民のアンケート結果からも計画の認知度が低いことから、多くの住民に本計画に対する理解や認識を深めてもらうため、広報うらそえ・社協だよりや市・浦添市社会福祉協議会のホームページ、SNS、リーフレットの配布などで情報提供を強化します。加えて、市・浦添市社会福祉協議会、地域の行事、福祉・保健の各事業などの各種会議や関係機関・団体のイベントや集会での広報活動を行います。

#### 2) 地域福祉推進に向けた行政や社会福祉協議会からの積極的な働きかけ

地域福祉の推進を図るためにも、身近な地域での支え合いの仕組みづくりが求められます。これまで、中学校区での取り組みは一定程度成果をあげてきましたが、地域の受け皿が不足していることにより、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員、自治会長など、一部の担い手に大きな負担がかかっている状況があります。そのため、地域の理解と協力のもと、協働で地域福祉を推進していくことができるよう、行政や社会福祉協議会からも地域住民に積極的に働きかけを行っていくものとします。

#### 3) 住民などと協働による計画の進行管理

計画目標を実現していくためには、これまでの行政主導の取り組みでは不十分です。市と浦添市社会福祉協議会、地域が共通認識を持ち、地域資源を活かしながらそれぞれの地域に適した方法で直面する課題に即応していく事業展開が求められています。そのため、地域、福祉関係機関及び関係団体、社会福祉協議会などからの代表などにより構成される「浦添市福祉保健推進協議会」において、計画期間の2年目にあたる令和7(2025)年度から、前年度分の進行管理を毎年度行います。



## 4. 重点施策

### ・重層的支援体制の整備

地域共生社会の実現を目指すなかで、2020年の社会福祉法の改正によって、個々の地域の状況にあわせた包括的な相談支援を展開できるよう、「重層的支援体制整備事業」が実施できるようになりました。この事業は以下に示す3つの中心的な事業（「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」）と、それらの実施を支える2つの事業（「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」）から成り立っています。

#### ■重層的支援体制整備事業の事業内容

事業名	内容
包括的相談支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>支援機関のネットワークで対応する</li> <li>複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>
参加支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第2号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li> <li>本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>
地域づくり事業 （社会福祉法第106条の4第2項第3号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul>
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第4号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける</li> <li>本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>
多機関協働事業 （社会福祉法第106条の4第2項第5号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>

出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/>

近年は人々が抱える「生きづらさ」や世帯が抱える問題が複合化・複雑化してきています。一つの課だけで対応することが難しくなっている一方で、他の課がどのような対応をしているか、他の分野にどのような福祉サービスがあるか、必ずしも十分に共有されておらず、結果として一つの課で抱え込んでしまう、または支援を断念してしまう事態が生じています。他方、地域の人々のつながりが希薄化するなかで、困りごとを抱える人に気づくことが以前より難しくなっているうえに、たとえ気づいたとしても本人や

その家族が支援を望んでいない・拒んでしまうなど、地域の支援者がどう対応したらいいかわからず「支援のしづらさ」を感じるケースも目立つようになっていきます。

本市はこれまで「高齢」、「障害」、「子ども」、「貧困」といった対象者の属性別に福祉サービスを提供するとともに、浦添市社会福祉協議会と力をあわせて地域における福祉の体制づくりに努めてきました。今後、複合化・複雑化する問題に対して組織的に対応できるようにするため、本計画期間（令和6年～10年）において、重層的支援体制の整備に向けた庁内外の連携体制の構築に努めます。

重層的支援体制整備事業における5つの事業は、すべてが本市や社協にとって新しいものではなく、これまで行ってきたことの延長線上、またはその発展先にあるものです。以下に本市の取組状況を整理しています。

■社会福祉法第106条の4第2項に係る事業の対応状況

法条文	事業名	対応事業	担当課
第1号	包括的相談支援事業 (既存事業)	【高齢】地域包括支援センターの運営	いきいき高齢支援課
		【障害】障害者相談支援事業	障がい福祉課
		【子ども】利用者支援事業	子ども家庭課 子ども未来課
		【困窮】生活困窮者自立相談支援事業	福祉総務課（室）
第2号	参加支援事業	未実施	—
第3号	地域づくり事業 (既存事業)	【高齢】地域介護予防活動支援事業	いきいき高齢支援課
		【高齢】生活支援体制整備事業	いきいき高齢支援課
		【障害】地域活動支援センター	障がい福祉課
		【子ども】地域子育て支援拠点事業	子ども未来課
		【困窮】未実施	—
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	未実施	—
第5号	多機関協働事業	未実施	—

## 包括的相談支援事業

目的	<p>本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする。</p>
事業内容	<p>本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている相談支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）を実施する事業者（以下「包括的相談支援事業者」という。）は、相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めることが可能となるとともに、市町村の創意工夫のもとで分野横断的に包括的な支援体制を整備することができることとなる。こうした点を踏まえ、本事業では次の取組を行う。</p> <p>（１）実施市町村内において、次のアからエまでの全ての事業を一体的に実施すること。</p> <p>ア 地域包括支援センターの運営    イ 障害者相談支援事業 ウ 利用者支援事業                      エ 生活困窮者自立相談支援事業</p>

出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業実施要綱」

### ■社会福祉法第106条の4第2項第1号に係る事業の対応状況

社会福祉法上の根拠	法第106条の4第2項第1号のイ	法第106条の4第2項第1号のロ
相談支援機関	地域包括支援センター	基幹相談支援センター 障害者相談支援事業所
対象分野	高齢者	障がい者（児）
運営形態	委託	委託
設置個所数	5か所	5か所
対象圏域	さっとな：浦添中学校区 ライフサポート：仲西中学校区 ていだ：神森中学校区 みなとん：港川中学校区 ゆいまある：浦西中学校区	・市全域 基幹相談支援センターてだこの森 ・障害者相談支援事業所 ピアサポートセンターほると 生活支援センターあおぞら 相談支援事業所ゆんたく 相談支援事業所おりじん
所管課	いきいき高齢支援課	障がい福祉課

■社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号に係る事業の対応状況

社会福祉法上の根拠	法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のハ	法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号の二
相談支援機関	保育コンシェルジュ こども家庭センター	生活困窮者自立相談支援事業
対象分野	こども	生活困窮
運営形態	直営	委託
設置個所数	1 か所	1 か所
対象圏域	市全域	市全域
所管課	こども家庭課、こども未来課	福祉総務課（室）

参加支援事業（新規）

目的	<p>本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行う。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくることを目的とする。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。</p>
基本的な考え方	<p>本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指す事業である。</p> <p>また、本事業の支援対象者は、既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などが想定される。</p>

出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業実施要綱」

参加支援事業は本市においてまだ実施していませんが、今後の進捗に応じて実施します。

## 地域づくり事業

目的	本事業は、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的とする。
事業内容	<p>本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業を実施する事業者（以下「地域づくり事業者」という。）は、属性に関わらず、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができることとなる。こうした点を踏まえ、本事業では次の取組を行う。</p> <p>（１）次のアからオまでの全ての事業を一体的に実施すること。</p> <p>ア 地域介護予防活動支援事業   イ 生活支援体制整備事業 ウ 地域活動支援センター事業   エ 地域子育て支援拠点事業 オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業</p>

出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業実施要綱」

### ■社会福祉法第106条の4第2項第3号に係る事業の対応状況

社会福祉法上の根拠	法第106条の4第2項第3号のイ	法第106条の4第2項第3号のロ
事業名	地域介護予防活動支援事業	生活支援体制整備事業
対象分野	高齢	高齢
運営形態	直営	委託
対象圏域	市全域	浦添中学校区 仲西中学校区 神森中学校区 港川中学校区 浦西中学校区
所管課	いきいき高齢支援課	いきいき高齢支援課

### ■社会福祉法第106条の4第2項第3号に係る事業の対応状況

社会福祉法上の根拠	法第106条の4第2項第3号のハ	法第106条の4第2項第3号のニ
事業名	地域活動支援センター機能強化事業	地域子育て支援拠点事業
対象分野	障害	こども
運営形態	委託	直営
対象圏域	市全域	市全域
所管課	障がい福祉課	こども未来課

なお、生活困窮者支援等のための地域づくり事業は本市においてまだ実施しておりませんが、今後の進捗に応じて実施します。

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（新規）

目的	<p>本事業は、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指す。</p>
基本的な考え方	<p>本事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるための事業である。したがって、本事業にて支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることが想定される。</p> <p>このような対象者像を踏まえ、本事業の主たる内容は、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援である。</p> <p>なお、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者については保健医療福祉等の専門職など、適切に業務を行うことができる人材を配置することが望ましい。</p>

出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業実施要綱」

## 多機関協働事業（新規）

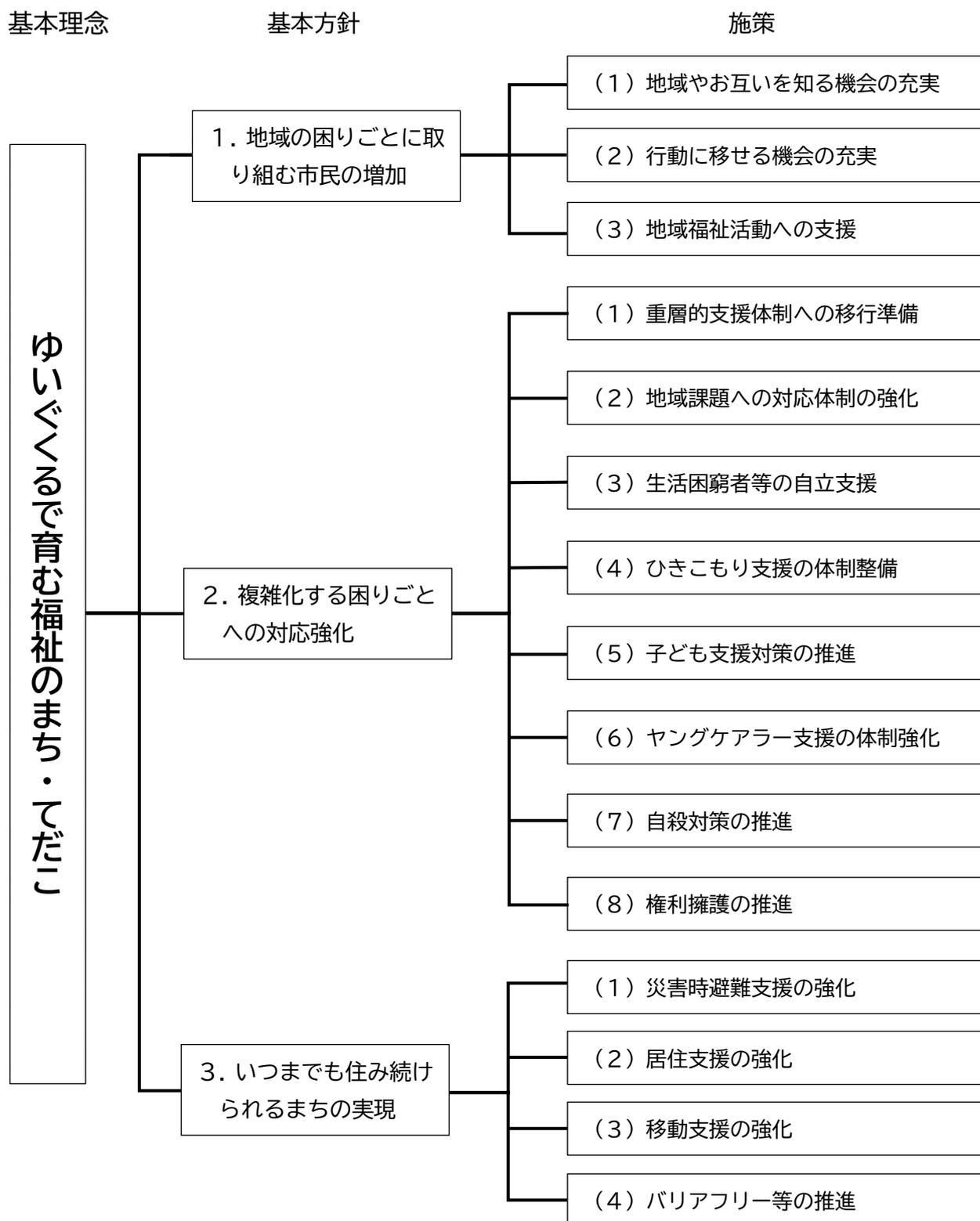
目的	<p>本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援することを目的とする。</p>
基本的な役割	<p>重層的支援体制整備事業は、支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。</p> <p>また、本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこととする。</p> <p>なお、多機関協働事業の従事者については保健医療福祉等の専門職など、適切に業務を行うことができる人材を配置することが望ましい。</p>
重層的支援会議	<p>重層的支援会議は多機関協働事業者が主催する。また、多機関協働事業を民間団体に委託して実施している場合、市町村は必要と考えられる支援関係機関の招集を円滑に行うために必要な協力を行うこと。</p> <p>また、市町村は全ての重層的支援会議に参加するものとし、参加支援事業又はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を利用する場合には、多機関協働事業のプランに基づき市町村がその決定を行うものとする。</p>

出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業実施要綱」

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び多機関協働事業は本市においてまだ実施していませんが、今後の進捗に応じて実施します。

## 5. 施策体系

基本理念に掲げる「まち」の姿を実現させるためには、現状と理想とのギャップ（問題）を解消する必要があります。本計画で取り組む主要問題に対する基本方針を定め、その基本方針のもと取り組むべき施策を位置づけた施策体系を以下に示します。施策に掲げられた取組みをどのように行っていくかについては、「第4章 本計画で取り組むこと」をご覧ください。



## 6. 地域福祉の推進に向けた役割

地域福祉を進めていくためには、住民、自治会、関係機関・団体、企業・事業者、社会福祉協議会、行政が個別に取り組むのではなく、それぞれがお互いの立場や役割を理解し、力を合わせて進めていく必要があります。それぞれの立場での助け合いの役割のイメージを、以下に整理しました。

### (1) 住民、自治会、関係機関・団体、企業・事業者に期待する役割

#### 1) 住民に期待する役割

住民には、地域社会を構成する一員として、地域の課題に対し、住民同士で支え合いながら課題解決に向けて行動していくことが求められます。日頃から隣近所同士で積極的に交流するなど、身近な地域に関心を持ち、地域で困っている人を見かけたら、声かけや手助けを行うことなどが期待されます。まずは、できる範囲で簡単なことから始め、次第にボランティア活動にも参加するなど、無理のない範囲で地域活動に参加していくことが地域参加へのきっかけとなります。

#### 2) 自治会、関係機関・団体に期待する役割

自治会、ボランティアやNPOなどの関係機関・団体には、住民をはじめ地域を構成するメンバーが連携する土台として、地域づくり、交流促進、生活・福祉に関する課題解決に向けた活動の充実が求められます。地域行事の積極的な開催や自治会加入促進活動など、これまで地域と関わりの少なかった住民などを巻き込み、地域の絆づくりを図っていくことが期待されます。また、困りごとを抱えた住民を地域の支え合いにより支援していくことができるよう、行政や社会福祉協議会、中学校区コミュニティづくり推進委員会などと連携して、支え合いの仕組みづくりに積極的に関わっていくことも期待されます。

#### 3) 企業・事業者に期待する役割

市内の社会福祉法人、保健・医療・福祉などの関係事業者には、住民の地域での暮らしを支えるサービスの提供機関として、それぞれの専門性を活かした支え合いの仕組みづくりへの積極的な関わりが求められます。特に社会福祉法人については、サービスの利用者にだけでなく、地域との関係をより一層密にし、積極的に社会貢献を行っていくことが期待されます。また、商工業などの福祉・医療以外の企業・事業者においても、地域の構成員として地域の取組みや中学校区コミュニティづくり推進委員会などの活動に積極的に参加するとともに、社員のボランティア活動を推奨するなど、社会貢献活動の実践が期待されます。

## (2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域の人々が住み慣れた地域の中で安心して生活することのできるよう、地域福祉推進の中核的な存在として「福祉のまちづくり」を推進することが求められています。そのために、住民のほか、民生委員・児童委員、福祉・ボランティア団体、社会福祉法人、保健・医療・教育などの関係機関との連携・協力をこれまで以上に強化していきます。また、相談支援活動をはじめ、ふれあいサロンの実施による地域コミュニティの醸成、ボランティアの育成を通じた人づくりなど、地域における支え合いの受け皿づくり、共同募金運動への参加・協力などを積極的に進めていきます。

このような取組みを通じて、本市の地域福祉推進において中心的な役割を担っていくとともに、行政との緊密な連携・協働により地域福祉の推進に取り組んでいきます。

## (3) 行政の役割

本市には、地域を基盤として行う取組の方向性を地域福祉計画において明示し、地域福祉の推進にあたることが求められています。住民や多様な団体の主体的な活動と連携しながら、地域力の向上や地域共生社会の実現のための仕組みや基盤などをつくる役割を担っていきます。

さらに、各種法制度に基づく公的サービスなどを活用し、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。また、様々な分野を横断的につなげる役割を担い、多様化する福祉ニーズに対応できるよう努めていきます。

## 7. 地域福祉の圏域と支え合いのネットワーク図

地域福祉計画でいう「地域」とは、地域特性を活かし福祉でまちづくりを進めるために、住民などにとって身近な日常生活の範囲を単位として捉えます。

これまでの計画では3層（行政区・中学校区・市域）を設定してきましたが、隣近所のつながりの希薄化が進む状況を踏まえ、隣近所（おおむね向こう三軒両隣）の範囲を追加した以下の4層の地域（圏域）を設定します。そして各地域（圏域）に応じた取り組みの展開を図ります。

### ○隣近所（おおむね向こう三軒両隣の範囲）の主な活動内容

- ・隣近所での自主的なあいさつ・声かけ、見守り、ゴミ出しなど

### ○行政区（自治会の範囲）の主な活動内容

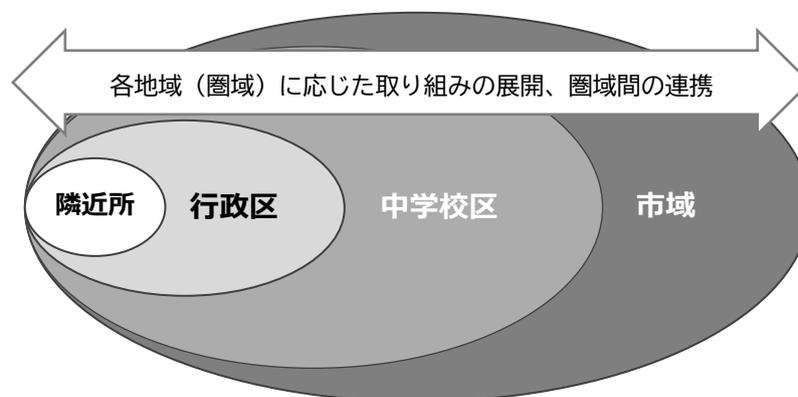
- ・地域の困りごとや要支援者の発見、地域でのあいさつ・声かけ、日常的な交流や見守り、ふれあいサロン
- ・日頃の関係の中で行われる助け合い活動の組織づくり

### ○中学校区の主な活動内容

- ・各地域の福祉活動の情報や地域課題などを持ち寄り、中学校区コミュニティづくり推進委員会などで意見交換
- ・地域の見守りや地域課題解決の事例などの情報交換
- ・校区内の自治会、関係機関との交流活動や、単体の自治会では実施が難しい事業の共同開催

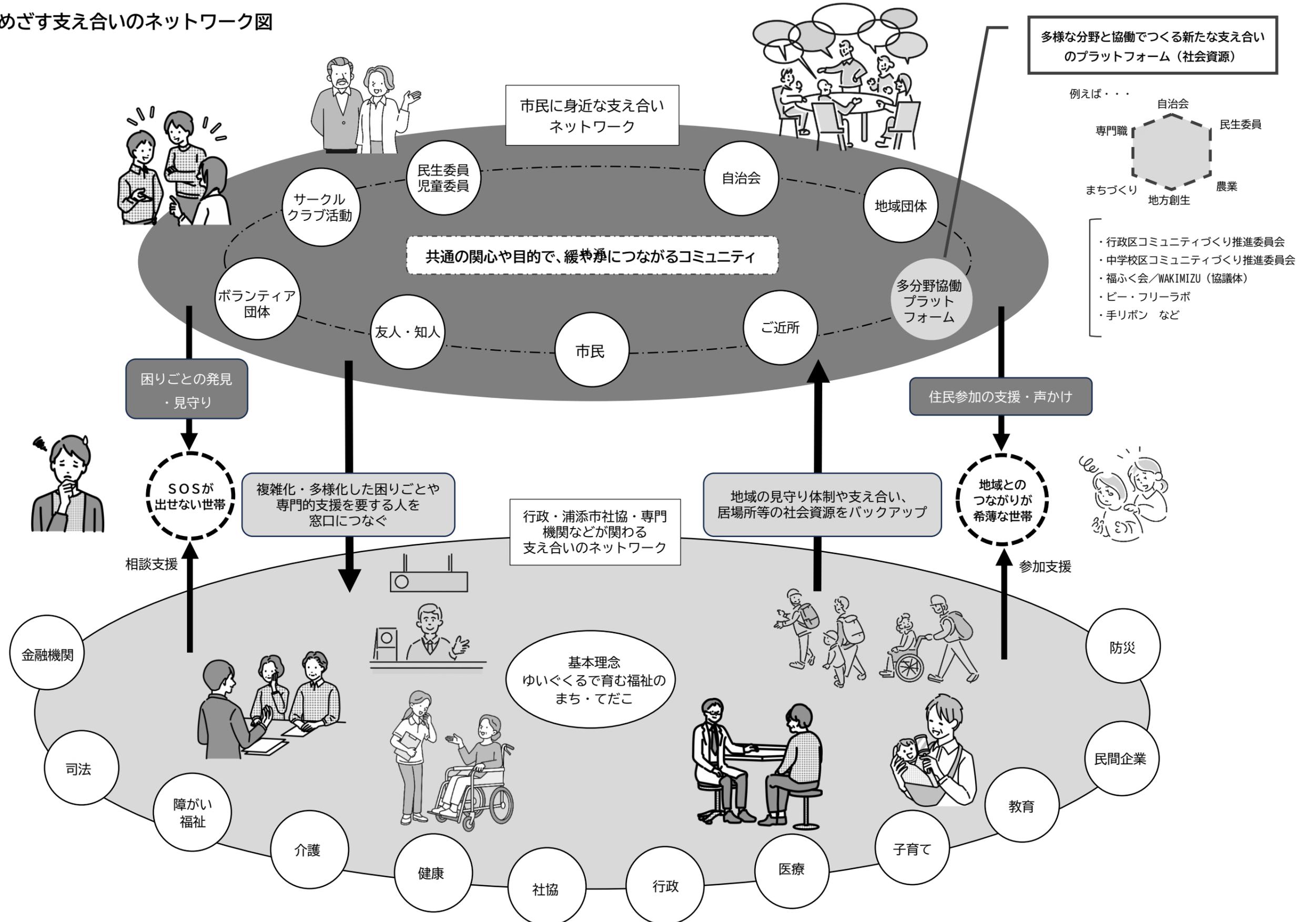
### ○市域の主な活動内容

- ・公的サービスの提供や各種情報提供、専門性の高い相談に対する窓口の充実
- ・行政区や中学校区の活動を支える専門職の連携、必要なサービスの創設支援
- ・地域で解決が困難な問題の対応、市全体の総合的な取り組みの推進





地域福祉をめざす支え合いのネットワーク図





## 第4章 本計画で取り組むこと

背景にある問題を踏まえて、基本方針を定めています。

### 計画内容の見方

#### 基本方針1. 地域の困りごとに取り組む市民の増加

##### 【背景にある問題】

- ・地域に対して関心をもったり、地域の人と交流したりする機会が少なくなっています。
- ・地域で共通する関心事がなく、顔の見える関係づくりが難しくなっています。
- ・身近な人や地域の困りごとを知っても、どう対応したらいいか戸惑いがみられます。
- ・地域活動を新たに担う人が増えず、様々な活動が縮小したり終了したりしています。

##### (1) 地域やお互いを知る機会の充実

背景にある問題に対応するかたちで、取り組むべきことを位置づけます。

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に対して関心をもったり、地域の人と交流したりする機会が少なくなっています。</li> <li>・地域で共通する関心事がなく顔の見える関係づくりが難しくなっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉を学ぶ場の充実や地域活動に関する情報発信を通して、地域の困りごとや福祉について市民が知ったり、関心をもったりするきっかけをつくる必要があります。</li> <li>・地域住民同士の交流やボランティア体験といった機会の創出により、顔の見える関係づくりのきっかけをつくる必要があります。</li> </ul>

##### [一人ひとりができること]

- ・子どもの登下校にあわせて散歩や玄関前のお掃除タイムをつくるなどして、隣近所の人と顔を合わせる機会をつくり、会釈やあいさつなどを通して関わりをつくります。
- ・地域の集まりや福祉について学べる場に参加します。また、家庭では、子どもたちから学校で学んだ福祉教育について話を聞いてみます。
- ・行政や社会福祉協議会のホームページなどを検索し、福祉の情報にふれてみます。

##### [地域でできること]

- ・地域活動の呼びかけ、店内や店先、配達先などで、住民とあいさつを交わし地域の顔見知りを増やしていきます。
- ・サロン活動、見守り活動など、住民同士が交流できて、声かけのきっかけとなる場をつくり、参加を呼びかけます。
- ・地域や職場で福祉について学ぶ場をつくります。
- ・地域の状況や福祉に関する情報の伝え方を工夫し、若い世代、働き盛りの方々の地域活動への参加と関心を高めます。

背景にある問題に対し、一人ひとりができること、地域でできることを位置づけます。

【社協の取組み】

社－１）住民同士の交流促進

[事業内容] No.1	・サロン活動、ふれあいサロン、見守り活動など、住民同士が知り合い、声かけのきっかけとなる地域での交流を促進します。
[連携先]	いきいき高齢支援課、障がい福祉課、こども未来課

施策に関する浦添市社協の具体的な取組みを位置づけています。

[連携先] は主に行政で、事業の実施にあたり協力や周知などを求める先です。

【行政の取組み】

行－１）地域に対する子どもの関心の醸成

[主管課]	学校教育課
[連携先]	—
[事業内容] No.1	・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じて、自治会行事への参加や、地域に関する講話を開催するなど、学校と自治会との交流を通して地域の歴史・文化にふれることで、子どもたちの地域への関心を高めます。

施策に関する浦添市の具体的な取組みを位置づけています。

[主管課] は事業の実施及び評価の主体となる課です。[連携先] は行政及び社協で、事業の実施にあたり協力や周知などを求める先です。

## 基本方針1. 地域の困りごとに取り組む市民の増加

### 【背景にある問題】

- ・地域に対して関心をもったり、地域の人と交流したりする機会が少なくなっています。
- ・地域で共通する関心事がなく、顔の見える関係づくりが難しくなっています。
- ・身近な人や地域の困りごとを知っても、どう対応したらいいか戸惑いがみられます。
- ・地域活動を新たに担う人が増えず、様々な活動が縮小したり終了したりしています。

### (1) 地域やお互いを知る機会の充実

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域に対して関心をもったり、地域の人と交流したりする機会が少なくなっています。</li><li>・地域で共通する関心事がなく顔の見える関係づくりが難しくなっています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉を学ぶ場の充実や地域活動に関する情報発信を通して、地域の困りごとや福祉について市民が知ったり、関心をもったりするきっかけをつくる必要があります。</li><li>・地域住民同士の交流やボランティア体験といった機会の創出により、顔の見える関係づくりのきっかけをつくる必要があります。</li></ul>

### [一人ひとりができること]

- ・子どもの登下校にあわせて散歩や玄関前のお掃除タイムをつくるなどして、隣近所の人と顔を合わせる機会をつくり、会釈やあいさつなどを通して関わりをつくります。
- ・地域の集まりや福祉について学べる場に参加します。また、家庭では、子どもたちから学校で学んだ福祉教育について話を聞いてみます。
- ・行政や社会福祉協議会のホームページなどを検索し、福祉の情報にふれてみます。

### [地域でできること]

- ・地域活動の呼びかけ、店内や店先、配達先などで、住民とあいさつを交わし地域の顔見知りを増やしていきます。
- ・ふれあいサロン活動、見守り活動など、住民同士が交流できて、声かけのきっかけとなる場をつくり、参加を呼びかけます。
- ・地域や職場で福祉について学ぶ場をつくります。
- ・地域の状況や福祉に関する情報の伝え方を工夫し、若い世代、働き盛りの方々の地域活動への参加と関心を高めます。

## 〔社協の取組み〕

### 社－１）住民同士の交流促進

〔事業内容〕 No.1	・サロン活動、ふれあいサロン、見守り活動など、住民同士が知り合い、声かけのきっかけとなる地域での交流を促進します。
〔連携先〕	いきいき高齢支援課、障がい福祉課、こども未来課

### 社－２）学校における福祉教育の推進

〔事業内容〕 No.2	・行政や教育委員会、関係機関、障がい者団体及び当事者等と連携しながら、児童生徒を対象にしたボランティア体験学習や、様々な交流の機会を提供し、福祉教育の推進を図ります。
〔連携先〕	学校教育課

### 社－３）地域における福祉教育の展開

〔事業内容〕 No.3	・自治会などにおいて、福祉やボランティアに関する理解を深めるための福祉教育を展開します。
〔連携先〕	いきいき高齢支援課、市民協働・男女共同参画課

### 社－４）地域活動等の情報発信

〔事業内容〕 No.4	・社会福祉協議会のホームページやSNSなどで、地域活動やボランティア活動などの情報発信を行うとともに、活動の“見える化”や内容の充実に努めます。
〔連携先〕	—

## 〔行政の取組み〕

### 行－１）地域に対する子どもの関心の醸成

〔主管課〕	学校教育課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.1	・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じて、自治会行事への参加や、地域に関する講話を開催するなど、学校と自治会との交流を通して地域の歴史・文化にふれることで、子どもたちの地域への関心を高めます。

### 行－２）地域に対する子どもの愛着の醸成

[主管課]	学校教育課、こども青少年課
[連携先]	—
[事業内容] No.2	・児童生徒などを対象としたボランティア体験や地域活動への参加などを通じて、地域への愛着や誇りを育みます。 また、地域に根ざした青少年団体活動の育成や活動を支援し、地域活動への青少年の参加を促進します。

### 行－３）福祉教育の実施

[主管課]	学校教育課
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.3	・市教育委員会・学校・社会福祉協議会が連携し、市内全校（園）において、児童・生徒の発達の段階を踏まえた上で、地域の高齢者や特別支援学校などとの交流や体験学習機会の創出に努めます。

### 行－４）統合保育の実施

[主管課]	こども未来課
[連携先]	—
[事業内容] No.4	・保育所（園）において、障害のある子どもとない子どもを区別せず保育する統合保育を引き続き実施し、日ごろから多様性を認め合う心を育む環境を充実します。

### 行－５）地域での親子事業の実施

[主管課]	こども未来課
[連携先]	—
[事業内容] No.5	・子育て支援センターや認定こども園の子育て支援事業において子育て中の親子が気軽に立ち寄り、おもちゃや遊具で自由に遊んだり、地域の親子と交流したりする機会を増やしていきます。

### 行－６）高齢者などの交流機会の提供

[主管課]	いきいき高齢支援課
[連携先]	—
[事業内容] No.6	・生きいき健康クラブ、認知症カフェ、高齢者が集う場（通いの場）など、高齢者同士や地域の方が交流する機会を引き続き提供していきます。

#### 行－7) 地域における学習機会の創出

[主管課]	市民協働・男女共同参画課
[連携先]	—
[事業内容] No.7	・自治会などからの要望に応じて講師の情報提供や、公的な講座に関する周知・相談・コーディネート、事業とのタイアップを行うことで、学習機会の創出に努めます。

#### 行－8) まちづくりふれあい出前講座の実施

[主管課]	市民協働・男女共同参画課、いきいき高齢支援課、障がい福祉課、国民健康保険課、こども家庭課、市民課、都市計画課、防災危機管理課、消防本部
[連携先]	—
[事業内容] No.8	・市民主催の学習会で市の職員が講師を務める「まちづくりふれあい出前講座」を通じて、介護、障がい福祉、児童虐待防止、年金、健康保険、公共交通、防災などに関する学習を支援するとともに、各種講座の周知や利用促進に努めます。

#### 行－9) 浦添市てだこ学園大学院における講座の実施

[主管課]	社会教育推進課
[連携先]	—
[事業内容] No.9	・市内在住の60歳以上を対象とした「浦添市てだこ学園大学院」において、健康管理や地域社会福祉活動、市の地域福祉政策などに関する講座を実施します。

#### 行－10) 自治公民館講座の開催

[主管課]	社会教育推進課
[連携先]	—
[事業内容] No.10	・多様な価値観に対応した社会教育推進の取り組みとして、地域住民に学習の機会を提供するほか、自ら企画する学習活動を通じて、自治公民館活動の活性化及び地域連帯意識の向上を図ります。

## (2) 行動に移せる機会の充実

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
・身近な人や地域の困りごとを知っても、どう対応したらいいか戸惑いがみられます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸惑いの背景には、どう行動したらいいかが分からない（学んだ・知ったことをどう発揮したらいいか分からない）ことがあると考えられます。募金やボランティア活動など、できる人ができる時にできることを行動に移せるよう、機会の創出や情報提供等を行う必要があります。</li> <li>・行動したい人を受け入れるボランティア団体に加え、新たな地域福祉活動を起こしたい人などが活動しやすくなるよう、助成等の情報提供や支援を行う必要があります。</li> </ul>

### 〔一人ひとりができること〕

- ・地域や福祉に関して学んだことを、できる時にできることから始めます。
- ・地域で開催されている行事や興味があるイベント、寄付などに参加します。
- ・地域活動やボランティア活動の情報を集め、やってみたい活動を見つけます。
- ・自分のもっている技術や知識を地域へ活かすため、浦添市ボランティア・市民活動支援センターに登録してボランティア活動を行います。

### 〔地域でできること〕

- ・地域や関係団体、企業・事業所、社会福祉法人は、自分たちの活動のPRをして協力・参加を呼びかけます。
- ・自分たちの専門性を活かし、社会福祉協議会や行政と連携しながら担い手を養成するための講座や研修会を開催します。
- ・地域のボランティアニーズを浦添市ボランティア・市民活動支援センターと情報共有し、ニーズに即した内容に対応できるよう、活動内容や担い手の更なる充実をめざします。

### 〔社協の取組み〕

#### 社-1) ボランティア養成講座の開催

[事業内容] No.5	・ボランティア活動に意欲はあるものの始め方が分からない人を対象に「ボラ塾」を開催することで、若年層をはじめ、より多くの人々が活動できるよう支援します。
[連携先]	—

### 社－２）ボランティア活動の支援

[事業内容] No.6	・ボランティア団体・活動に対する支援・情報提供や、新たなボランティア活動支援などを行います。
[連携先]	市民協働・男女共同参画課、社会教育推進課

### 社－３）ボランティア環境の整備

[事業内容] No.7	・年齢や障がいの有無にかかわらず、多様な人が地域活動やボランティア活動などに参加できるように、ボランティアをしたい人や、ボランティアを受け入れる側への福祉教育を行います。
[連携先]	—

### 社－４）ボランティア活動支援体制の強化

[事業内容] No.8	・ボランティア活動支援の中核として浦添市ボランティア・市民活動支援センターの機能を強化するために、人材の確保に努めます。 あわせて、浦添市ボランティア・市民活動支援センターの役割や機能などの周知をしていきます。
[連携先]	・市民協働・男女共同参画課

### 社－５）寄付や寄贈の呼びかけ

[事業内容] No.9	・赤い羽根共同募金の活動などに加えて、寄付や物品の提供を通じた参加方法もあることを呼びかけます。
[連携先]	福祉総務課

### 社－６）民間企業等との連携の推進

[事業内容] No.10	・行政や商工会議所などと連携し、社会福祉法人や事業者などへ地域貢献活動への参加協力の呼びかけを行うとともに、地域自治会や支援団体などの活動と連携できるよう支援します。
[連携先]	・市民協働・男女共同参画課

### 社－７）大学と地域との連携促進

[事業内容] No.11	・ボランティアに関する研究者や、ボランティアに興味がある大学生と地域とのニーズのすり合わせを行い、連携を促進します。
[連携先]	・市民協働・男女共同参画課

## 【行政の取組み】

### 行－１）ボランティア希望のマッチング

[主管課]	市民協働・男女共同参画課
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.11	・ボランティアを求めている住民や地域と、地域活動やボランティア活動をしたい住民・団体・事業者の情報やニーズを的確に把握し、マッチング等の中間支援を行えるよう努めます。

### 行－２）地域活動への参加促進

[主管課]	市民協働・男女共同参画課
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.12	・浦添市まちづくりプラン助成金交付事業やてだこ市民大学・まちづくりアカデミーを通じて、地域活動への参加意欲を高め、活動や参加を促進していきます。

### 行－３）高齢者の活動参加の促進

[主管課]	いきいき高齢支援課
[連携先]	—
[事業内容] No.13	・通いの場や地域活動の情報を高齢者に提供することで、地域活動への参加を促進します。

### 行－４）学習成果の地域への還元

[主管課]	市民協働・男女共同参画課、社会教育推進課
[連携先]	—
[事業内容] No.14	・てだこ市民大学・まちづくりアカデミー、てだこ学園大学院、各種講座などの受講生が学んだ成果を、地域活動に還元できる仕組みを強化します。

### 行－５）活動助成金等の情報提供

[主管課]	市民協働・男女共同参画課
[連携先]	—
[事業内容] No.15	・国や県、また民間企業などからの助成金などの情報を提供し、申請や有効活用への支援を行います。

### (3) 地域福祉活動への支援

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
・地域活動を新たに担う人が増えず、様々な活動が縮小したり終了したりしています。	・自治会や民生委員・児童委員等、地域に根差した団体で、担い手不足が大きな課題となっています。各団体がどのような活動をしているのか、情報を発信していくとともに、団体に加入しやすい仕組みを整えることで、新たな担い手を確保していく必要があります。

#### 【一人ひとりができること】

- ・自治会や地域のことなどを調べます。
- ・自治会集会所に実際に行ってみます。地域で開催されている行事や興味があるイベントに参加します。
- ・市の広報誌や社協だより、行政や社会福祉協議会のホームページから、自治会や民生委員・児童委員等の地域で活動する人たちの取り組みを知り、仕事内容や役割について理解を深めます。

#### 【地域でできること】

- ・転入者に対して、自治会や地域の関係団体（老人クラブ、婦人会、青年会、子ども会など）へ加入を勧めます。
- ・地域のイベントや活動などを発信します。
- ・子どもや働きざかり世代、高齢者、性別や年齢、それぞれの関心ごとなどに即した活動内容を考え、参加を呼びかけます。
- ・企業・事業所も地域や行政などの実施する活動（地域見守りネットワーク事業など）に参加協力します。また、他の団体と連携や情報交換を強化し、活動内容を充実します。

#### 【社協の取組み】

##### 社－１）自治会に関する情報発信

[事業内容] No.12	・社会福祉協議会のホームページやSNSなどで自治会情報を発信します。
[連携先]	市民生活課

##### 社－２）自治会加入の促進

[事業内容] No.13	・自治会、宅建業者会、行政との連携のもと、加入促進に向けた取り組みを進めます。
[連携先]	市民生活課

### 社－３）民生委員・児童委員への支援

[事業内容] No.14	・民生委員・児童委員の活動周知及び支援を行います。
[連携先]	福祉総務課

### 社－４）地域福祉協力員への支援

[事業内容] No.15	・地域福祉協力員の活動周知及び支援を行うとともに、担い手の確保に向けた養成講座を行います。
[連携先]	福祉総務課

### 社－５）地域見守りネットワーク事業の拡充

[事業内容] No.16	・日常業務のなかで地域住民のちょっとした異変に気付いた際に連絡・通報を行う「地域見守りネットワーク事業」の周知を行うとともに、協力事業者の拡充を図ります。
[連携先]	福祉総務課

### 社－６）浦添市地域見守りネットワーク協力団体連絡会の開催

[事業内容] No.17	・協定を締結した事業者に対して、事業者同士の情報共有の場として連絡会を開催し、地域の困りごとに関する情報提供や、事業者の地域貢献活動の促進に努めます。
[連携先]	福祉総務課

## 【行政の取組み】

### 行－１）自治会の活動支援

[主管課]	市民生活課
[連携先]	—
[事業内容] No.16	・コミュニティ助成事業（一般財団法人自治総合センター）や、地域活性化助成事業（公益社団法人沖縄県地域振興協会）を活用し、自治会活動を支援します。

### 行－２）自治会に関する情報発信

[主管課]	市民生活課
[連携先]	—
[事業内容] No.17	・市役所のホームページやSNS、広報誌などで自治会情報を発信するとともに、内容の充実を図ります。

### 行－３）自治会加入の案内・申込みの受付

[主管課]	市民生活課
[連携先]	市民課
[事業内容] No.18	・役所における転入の届出の際、自治会加入のチラシを配付します。 また、市役所でも加入申込みを受け付けます。

### 行－４）自治会加入の促進

[主管課]	市民生活課
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.19	・自治会、宅建業者会、社会福祉協議会、行政との連携のもと、加入促進に向けた取り組みを進めます。

### 行－５）事業者の自治会加入の促進

[主管課]	市民生活課
[連携先]	産業振興課
[事業内容] No.20	・自治会と連携し、市内事業者の自治会への加入・協力を促進します。

### 行－６）民生委員・児童委員及び母子保健推進員の充足

[主管課]	福祉総務課、こども家庭課
[連携先]	—
[事業内容] No.21	・地域で相談対応などを行う民生委員・児童委員や母子保健推進員などの役割や活動についての周知を強化し、活動への協力を求めるとともに欠員の充足に努めます。

### 行－７）民生委員児童委員連絡協議会との連携

[主管課]	福祉総務課
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.22	・民生委員・児童委員が地域活動する上で問題となっている点を行政、社会福祉協議会などが民生委員児童委員連絡協議会と共有し、円滑な活動に向け、改善支援を行います。

### 行－８）地域福祉活動・団体の周知

[主管課]	福祉総務課、障がい福祉課
[連携先]	市民生活課、市民協働・男女共同参画課
[事業内容] No.23	・行政のホームページやSNS、広報誌などにおいて発信している、地域福祉などの活動や団体に関する情報の拡充に努めます。

#### 行－9) 地域活動団体への研修情報の提供

[主管課]	いきいき高齢支援課、市民協働・男女共同参画課、社会教育推進課
[連携先]	—
[事業内容] No.24	・地域で活動する自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、ボランティアなどの自主的な活動を促進するため、活動に必要な研修会などの情報を提供します。

#### 行－10) 地域支援者への情報提供

[主管課]	福祉総務課、福祉総務課(室)、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、保護課、こども未来課
[連携先]	
[事業内容] No.25	・自治会長、民生委員・児童委員、保護司など地域支援者に対して、研修会などを実施し、福祉等に関する情報を提供します。

#### 行－11) 地域活動団体等のネットワーク構築

[主管課]	市民協働・男女共同参画課
[連携先]	—
[事業内容] No.26	・福祉活動のみならず、まちづくりの多様な団体同士が協力して効果的な活動が実施できるよう団体間、拠点間のネットワークの構築を目指します。

#### 行－12) 地域見守りネットワーク事業の周知・拡充

[主管課]	福祉総務課
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.27	・日常業務のなかで地域住民のちょっとした異変に気付いた際に連絡・通報を行う「地域見守りネットワーク事業」の周知を行うとともに、協力事業者の拡充を図ります。

#### 行－13) 認知症高齢者等見守り SOS ネットワークの充実

[主管課]	いきいき高齢支援課
[連携先]	—
[事業内容] No.28	・地域住民や市内事業所に見守り SOS ネットワークへの協力を呼びかけ、認知症高齢者等の普段からの見守りや、ひとりで外出して自宅に戻れなくなった場合に早期対応・発見できる体制を構築します。

## 基本方針2. 複雑化する困りごとへの対応強化

### 【背景にある問題】

- ・ 1つの課だけでは対応できない複雑化した困りごとを抱えた方が多くみられます。
- ・ 「コミュニティづくり推進委員会」で地域課題を共有できるようになってきましたが、解決や受け皿づくりにはまだ十分つながっていません。
- ・ 罪を犯してしまった人がうまく社会とつながれず再び犯罪を行う傾向がみられます。
- ・ コロナ禍による失業や収入減、物価高などの影響で、十分な食料を用意できない、家賃や光熱費などを払うのが難しいなど生活課題を抱える世帯が増えています。
- ・ ひきこもり支援を行うための庁内外の適切な連携体制が作れていません。
- ・ 経済的・社会的に厳しい立場に置かれた子どもへの支援の必要性が増えています。
- ・ 家族の看病や介護、身の回りの世話などを大人の代わりに行っている子ども（ヤングケアラー）がいることが分かっています。
- ・ 社会的に孤立し、困りごとを相談できないで抱え込んでいる方への対応が急務となっています。
- ・ 判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者などを支援する成年後見制度の周知が進まない一方で、制度を必要とする高齢者等が増えています。

### (1) 重層的支援体制への移行準備

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1つの課だけでは対応できない複雑化した困りごとを抱えた方が多くみられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を行う課が連携し、複雑な困りごとでも丸ごと受け止められる体制を構築する必要があります。属性を問わない相談支援、地域資源を活かした参加支援、互助の関係で助け合える地域づくりなどを行うため、重層的支援体制整備事業等の活用を検討する必要があります。</li> <li>・ 複雑な困りごとを解きほぐすためには、相談支援員の対応力を向上させる必要があります。</li> </ul>

### 【一人ひとりができること】

- ・ 身近な家族や友人などの相談相手となります。
- ・ 困りごとがあったり身近に困っている人がいたりしたら、自治会や民生委員・児童委員など地域のひとに相談したり、市役所や浦添市社協の相談窓口を利用したりします。

### 【地域でできること】

- ・ 地域での解決が困難な困りごとは専門的な窓口につなぐなど、専門機関と協力しながら見守りや解決にむけて取り組みます。
- ・ 各種連絡会やケース会議などを通して、地域での困りごとを共有します。

## 〔社協の取組み〕

### 社－１）総合相談支援の実施

〔事業内容〕 No.18	・生活課題の解決を図り、相談者が自立した生活を送ることが出来るように関係機関も含めた支援を行います。
〔連携先〕	福祉総務課（室）、保護課、いきいき高齢支援課

### 社－２）相談窓口の周知

〔事業内容〕 No.19	・社会福祉協議会のホームページやSNS、社協だより等を活用し、社会福祉協議会の各種相談窓口を周知します。
〔連携先〕	—

### 社－３）連絡会・ケース会議の開催

〔事業内容〕 No.20	・複雑化したケースに対応するため、各種専門機関と連携し連絡会やケース会議などで情報共有を進め、連携を強化します。
〔連携先〕	福祉総務課（室）、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、保護課

### 社－４）アウトリーチ支援の実施

〔事業内容〕 No.21	・自治会や民生委員と連携し困りごとを抱えている地域住民の把握に努めます。
〔連携先〕	いきいき高齢支援課、障がい福祉課、こども未来課、こども家庭課、学校教育課

### 社－５）地域福祉人材・専門職の確保

〔事業内容〕 No.22	・地域福祉事業の推進に必要な職員の確保に努めます。
〔連携先〕	福祉総務課（室）

### 社－６）相談員の対応力の向上

〔事業内容〕 No.23	・職員間の連携や指導・助言（スーパーバイズ）、研修機会などを充実させることで、各種相談支援員の対応力の向上に努めます。
〔連携先〕	—

### 社－７）包括的相談支援体制のあり方協議

〔事業内容〕 No.24	・専門職及び関係機関との顔の見える関係性を引き続き継続するとともに、浦添市における包括的な相談支援体制のあり方について行政及び関係機関と協議を進めます。
〔連携先〕	福祉総務課（室）、いきいき高齢支援課、障がい福祉課、保護課、こども家庭課、こども未来課、学校教育課

## 【行政の取組み】

### 行－１）重層的支援体制整備事業の実施検討

〔主管課〕	福祉総務課（室）
〔連携先〕	福祉健康部、こども未来部、教育委員会、産業振興課、建築営繕課、 その他関係各課 浦添市社協
〔事業内容〕 No.29	・重層的支援体制整備事業や、その移行準備事業の実施について検討を進めます。

### 行－２）相談支援体制の強化

〔主管課〕	福祉総務課（室）、障がい福祉課、保護課、いきいき高齢支援課、 こども政策課、こども未来課、こども家庭課、こども青少年課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.30	・各種相談支援のネットワーク拡充を主管課が支援し、相談の中で把握した複合的な問題や地域情報を庁内で共有しながら、問題を抱える住民とその世帯に対し、包括的な支援ができるよう体制強化に努めます。

### 行－３）相談支援員の対応力向上

〔主管課〕	福祉総務課（室）、障がい福祉課、保護課、いきいき高齢支援課、 こども政策課、こども未来課、こども家庭課、こども青少年課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.31	・複雑化する問題への対応力向上のために、相談支援員などを研修会に積極的に参加させます。

### 行－４）市民からの相談窓口の周知・機能の充実

〔主管課〕	福祉総務課（室）、障がい福祉課、保護課、いきいき高齢支援課、 健康づくり課、こども政策課、こども未来課、こども家庭課、 市民協働・男女共同参画課
〔連携先〕	市民生活課
〔事業内容〕 No.32	・地域包括支援センター、障がい者（児）基幹相談支援センター、児童センター、子育て世代包括支援センター、こども家庭センター、自立サポートセンター・てだこ未来、保健相談センター、社会福祉協議会、LGBTQ+電話相談など、市民からの相談窓口を周知するとともに、各拠点や相談窓口としての機能の充実を図ります。

### 行－５）福祉・保健に関する情報の提供・充実

[主管課]	福祉健康部各課、こども未来部各課
[連携先]	—
[事業内容] No.33	・福祉サービスや制度に関する市民の理解を促進するため、市広報誌やホームページ、SNSを通じて福祉・保健などの情報発信に努めるとともに、発信内容の充実を図ります。

### 行－６）アウトリーチによる支援

[主管課]	福祉総務課（室）、いきいき高齢支援課、こども家庭課
[連携先]	障がい福祉課
[事業内容] No.34	・新生児や乳幼児のいる子育て家庭、ひとり暮らしの高齢者、ひきこもりによる生活困窮者などへの訪問事業などと連携して困りごとを把握するとともに、必要なサービスの利用の助言や相談に応じます。

#### || コラム || 地域の民生委員・児童委員をご存じですか？

- ◆ 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。
- ◆ 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

#### 【ご相談ください】

- ◆ 民生委員・児童委員は、近隣による見守りと、各機関と連携した支援活動をしています。福祉についてのご相談や困りごとがありましたら、区域担当の民生委員・児童委員にご相談ください。
- ◆ お住まいの地域を担当する民生委員については、福祉総務課又は浦添市民生委員児童委員連絡協議会にお尋ねください。

浦添市福祉総務課 電話：098-876-1234（代表）

浦添市民生委員児童委員連絡協議会 電話：098-877-8278

## (2) 地域課題への対応体制の強化

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コミュニティづくり推進委員会」で地域課題を共有できるようになってきましたが、解決や受け皿づくりにはまだ十分つながっていません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦添市の各行政区には「コミュニティづくり推進委員会」が設置されており、地域の困りごとの把握、支援体制の検討などを行っています。引き続き、現状把握等に努めるとともに、地域資源を活用しながら支援体制を強化していく必要があります。</li> </ul>

### [一人ひとりができること]

- ・自分が住む地域の行政区コミュニティづくり推進委員会の活動内容を理解します。
- ・中学校区コミュニティづくり推進委員会の活動内容を理解し、中学校区ごとの地域福祉活動プランの取り組みに参加・協力します。

### [地域でできること]

- ・行政区コミュニティづくり推進委員会の充実に取り組みます。
- ・中学校区ごとの地域福祉活動プランを地域に周知し、取り組みを進めます。必要に応じて中学校区コミュニティづくり推進委員会の中に部会を立ち上げ、より充実した地域課題への検討を行います。
- ・福祉や医療などの各専門家とともに、必要な支援メニューの検討開発に取り組みます。

### [社協の取組み]

#### 社－１）コミュニティソーシャルワークの実施

[事業内容] No.25	・各中学校区の担当コミュニティソーシャルワーカーが地域の困りごとを把握・受け止め、専門的な相談支援や必要なサービスなどへつなぎます。また、活動内容について広報を行います。
[連携先]	—

#### 社－２）行政区コミュニティづくり推進委員会の開催

[事業内容] No.26	・住民による見守り活動や地域課題解決に取り組む行政区コミュニティづくり推進委員会を開催し、コミュニティソーシャルワーカーが各種専門職、事業者、企業等と連携して支援します。
[連携先]	いきいき高齢支援課、障がい福祉課

### 社－３）中学校区コミュニティづくり推進委員会の開催

[事業内容] No.27	・中学校区コミュニティづくり推進委員会の開催を通じて、「地域住民の困りごと（ニーズ）の把握、課題の共有、支援の検討、新たな社会資源の創出」を行う仕組みの構築を図ります。
[連携先]	いきいき高齢支援課、障がい福祉課

### 社－４）ニーズに応じた専門部会の設置

[事業内容] No.28	・地域のニーズに応じて中学校区コミュニティづくり推進委員会に専門部会を設置します。
[連携先]	いきいき高齢支援課、障がい福祉課

### 社－５）中学校区別地域福祉活動プランの推進

[事業内容] No.29	・中学校区別地域福祉活動プランの推進に向け、中学校区内の資源の把握と企業・事業者、関係機関との連携充実を図ります。
[連携先]	いきいき高齢支援課、障がい福祉課

### 社－６）浦添市コミュニティづくり推進協議会の開催

[事業内容] No.30	・浦添市における福祉・保健・医療・教育などを中心としたコミュニティソーシャルワーク事業を推進するため、浦添市コミュニティづくり推進協議会を定期的に開催するとともに、より具体的な協議が行われる体制をつくります。
[連携先]	福祉総務課（室）

### 社－７）社会資源の把握と情報提供

[事業内容] No.31	・地域の社会資源を把握するとともに、各種コーディネーターやケアマネジメント担当者に対して、それらのサービスや資源の情報提供を行います。
[連携先]	いきいき高齢支援課、障がい福祉課

### 社－８）社会資源の創出

[事業内容] No.32	・地域の課題やニーズを踏まえ、地域住民、関係機関、企業などとの連携のもと、新たな社会資源の創出に努めます。
[連携先]	いきいき高齢支援課、障がい福祉課

### 社－９）地域福祉活動の財源確保

[事業内容] No.33	・「社協会費」、「寄附」及び「赤い羽根共同募金」の意義や用途などの周知に努め、地域福祉活動に必要な財源確保に努めます。
[連携先]	—

## 社-10) 企業等との連携による財源確保・創出

[事業内容] No.34	・社会福祉法人や企業などと連携・協働し、寄付型商品プロジェクトの実施や企業とのタイアップ事業による財源の確保・創出に努めます。
[連携先]	ー

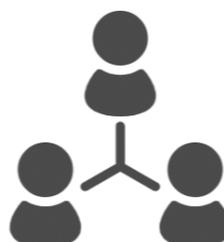
### || コラム || 中学校区コミュニティづくり推進委員会

浦添市の5つの中学校区では、福祉・保健・医療・教育等の視点から地域の支え合い活動の推進について協議することを目的に、コミュニティづくり推進委員会を設置しています。メンバーは中学校区内自治会長、民生委員・児童委員、校区内福祉・保健・医療・教育等関係者及びボランティア等 25名以内で構成されており、中学校区における総合的な相談支援体制や地域包括ケア支援体制に関すること、地域福祉活動を担う人材養成に関することなどが話し合われています。

避難訓練を行い、住民同士の声かけや助け合うことの大切さを学んでいる地域もみられます。



地域課題についてメンバーで話し合い  
地域全体で支える仕組みを考える



### (3) 生活困窮者等の自立支援

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ禍による失業や収入源、物価高などの影響で、十分な食料を用意できない、家賃や光熱費などを払うのが難しいなど生活課題を抱える世帯が増えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的に困窮している人などの早期発見に努めるとともに、食糧や居住費等の必要な支援を行っていく必要があります。</li> <li>・ 生活困窮者の早期自立に向けて、支援体制を整える必要があります。</li> </ul>

#### [一人ひとりができること]

- ・ 生活困窮に対する理解を深めます。
- ・ 隣近所で生活困窮者などに気がついた時は、民生委員・児童委員などにつなげます。

#### [地域でできること]

- ・ 生活困窮に関する法律や制度などの勉強会などを行います。
- ・ 生活困窮者などへの、見守り・声かけを行うとともに、相談窓口へつなぎます。

#### [社協の取組み]

##### 社－１）生活支援の実施・周知

[事業内容] No.35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮者に対し、必要に応じて生活福祉資金の貸付、法外援護費や食糧支援などの支援を行います。また、社会福祉協議会のホームページやSNS、広報誌などで、生活困窮者自立支援制度などについて周知します。</li> </ul>
[連携先]	—

##### 社－２）生活困窮者の早期発見・連携支援

[事業内容] No.36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員や地域福祉協力員と協力し、生活に困っている市民の早期発見に努め、各種関係機関等と連携し自立に向けた支援を行います。</li> </ul>
[連携先]	福祉総務課（室）、保護課

## 【行政の取組み】

### 行－１）支援会議の設置・運営

[主管課]	福祉総務課（室）
[連携先] No.35	障がい福祉課、いきいき高齢支援課、健康づくり課、国民健康保険課、こども未来課、こども家庭課、こども青少年課、保護課 浦添市社協
[事業内容]	・生活困窮者自立支援法に基づいた支援会議の設置に取り組むとともに、設置後は関係機関・団体と連携しながら生活困窮者の自立に向けて支援します。

### 行－２）自立支援の実施

[主管課]	福祉総務課（室）
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.36	・生活困窮者の生活基盤の早期安定に向け、関係課との連携のもと、自立生活のためのプランの作成などを行う「自立相談支援事業」や、離職などにより住居を失うおそれの高い方への家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を進めます。

### 行－３）一時生活支援事業の実施

[主管課]	福祉総務課（室）
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.37	・ホームレスなど住居がなく生活に困窮している方に食事や宿泊場所の供与などを行う「一時生活支援事業」を通じて、自立に向けた相談支援を行います。

#### (4) ひきこもり支援の体制整備

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
・ひきこもり支援を行うための庁内外の適切な連携体制が作れていません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもりは顕在化しにくい場合が多いことを踏まえ、どのようなライフステージにあっても支援の手が差し伸べられるよう、関係機関が連携して状況を把握できる体制を整える必要があります。</li> <li>・ひきこもり状態にある人の社会参加、自立に向け、相談支援や就労支援等を行う必要があります。</li> </ul>

##### 【一人ひとりができること】

- ・ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会などの相談窓口にご相談します。
- ・複雑な悩みや問題を抱える人がいることを理解します。

##### 【地域でできること】

- ・地域での見守りをする中で、顔を見かけなくなった人がいたら、行政や民生委員・児童委員などへ情報を共有します。
- ・職場や地域活動の場などにおいては、ひきこもり状態だった人が社会とつながれるよう、互いに支え合います。

##### 【行政の取組み】

###### 行－１）ひきこもり支援の実施

〔主管課〕	福祉総務課（室）、保護課、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、健康づくり課、こども家庭課、こども青少年課
〔連携先〕	産業振興課
〔事業内容〕 No.38	・様々な要因によりひきこもり状態となっている方に対し、訪問相談や活動場所の紹介など、関係機関の連携のもと支援を進めます。

###### 行－２）ひきこもり支援に関する会議の開催

〔主管課〕	福祉総務課（室）
〔連携先〕	障がい福祉課、いきいき高齢支援課、健康づくり課、保護課、こども家庭課、産業振興課、こども青少年課
〔事業内容〕 No.39	・生活困窮者自立支援法に基づく支援会議において、ひきこもり状態の方の情報共有を行うとともに、関係各課・機関と連携して支援に努めます。

### 行－３）ひきこもり状態にある障がい者への支援

[主管課]	障がい福祉課
[連携先]	いきいき高齢支援課、浦添市社協
[事業内容] No.40	・基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所が、社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携して、ひきこもり状態にある障がい者を把握し支援に努めます。

### 行－４）こころの病がある方を対象とした「なかまクラブ」の運営

[主管課]	健康づくり課
[連携先]	—
[事業内容] No.41	・精神科に通院・治療中で、自宅以外に他者との交流の機会が少ないひきこもり状態にある方に対し、社会生活への適応性を高めるための支援を行うことにより、自立及び社会参加の促進を図ります。

### 行－５）就労相談窓口の定期設置

[主管課]	産業振興課
[連携先]	—
[事業内容] No.42	・就労に意欲・関心がある当事者やその家族からの相談に対応するため、市役所において定期的に「地域若者サポートステーション」による相談窓口の設置を図ります。

## (5) 子ども支援対策の推進

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
・経済的・社会的に厳しい立場に置かれた子どもへの支援の必要性が増しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子どもやその家庭が悩みや不安を抱えていないか、地域で見守り、気に掛ける必要があります。</li> <li>・支援が必要そうな子どもを見かけた際、適切な支援機関へつなげるために、住民及び地域、関係団体等が支援機関等の必要な情報を把握しておく必要があります。</li> <li>・支援機関では、学習支援や子どもの居場所を拡充し、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する必要があります。加えて、その子どもの家庭に対する相談、就労、経済的支援を行えるよう、包括的な支援体制を整えていく必要があります。</li> </ul>

### [一人ひとりができること]

- ・隣近所の子どもたちを気にかけて、見守ります。
- ・民生委員・児童委員、学校などを通じて支援につなげます。
- ・ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会などの窓口に相談します。

### [地域でできること]

- ・地域の子育てや支援を必要とする子どもを把握し支援します。
- ・自治会集会所などを居場所として利用していきます。

### [社協の取組み]

#### 社－１）発達の心配や障がいのある児童とその家族に関する相談窓口の周知

[事業内容] No.37	・社会福祉協議会のSNSや広報誌等を通して、子育てに関して心配のあるお子さんやその家族の相談窓口として、児童発達支援センターたんぽぽ（児童発達・保育所等訪問支援・相談事業所どんぐりの木）などについて周知を行います。
[連携先]	障がい福祉課、こども未来課、こども家庭課、学校教育課

#### 社－２）障がいの特性に合わせた児童の発達支援とその家族への支援

[事業内容] No.38	・児童の発達特性に応じた児童発達支援を実施するとともに、それぞれの家庭環境に応じた家族支援を行います。
[連携先]	福祉総務課（室）、障がい福祉課、こども未来課、こども家庭課、学校教育課

## 【行政の取組み】

### 行－１）てだこ未来応援員（子どもの貧困対策支援員）の継続配置

〔主管課〕	こども家庭課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.43	・てだこ未来応援員（子どもの貧困対策支援員）を各中学校区に継続配置し、適切な支援につながっていない子どもの状況把握、学校や関係機関との情報共有、各種福祉サービスへのつなぎ、子どもの居場所づくりを支援します。また、研修会などを通じてスキルアップを図ります。

### 行－２）地域子ども子育て支援事業の充実

〔主管課〕	こども未来課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.44	・子育て世帯の教育保育に係る経済的な負担の軽減を図るために、保育施設などの保育料の軽減策及び病児保育など地域子ども子育て支援事業の充実を図ります。

### 行－３）こども食堂の設置・運営支援

〔主管課〕	こども家庭課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.45	・安全で安心できるこども食堂を地域で確保できるよう、その設置・運営の支援を進めます。

### 行－４）拠点型居場所の設置・運営

〔主管課〕	こども家庭課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.46	・浦添市てだこ未来拠点型居場所（あすてっぷ浦添）を運営し、こども食堂では対応が困難な子ども及びその保護者に対し、一人ひとりに応じてソーシャルワークを行いながら手厚い支援を行うことで自立を促します。

### 行－５）無料の学習塾の利用促進

〔主管課〕	こども家庭課
〔連携先〕	保護課、学校教育課
〔事業内容〕 No.47	・学習環境が整えられない児童生徒に対して、無料で学べる学習塾を提供し、学習支援を行います。また、連携課に情報を提供して学習塾の利用を促進します。

#### 行－６）不登校などの児童生徒の支援

[主管課]	こども青少年課
[連携先]	—
[事業内容] No.48	・義務教育段階の不登校などの児童生徒を対象に、教育相談室くくむい、適応指導教室いままじ、自立支援室ひなたにおいて、学校復帰及び社会的自立に向けた支援を行います。

#### 行－７）不登校に関する相談支援の資質向上

[主管課]	こども青少年課
[連携先]	—
[事業内容] No.49	・児童生徒の健全な成長を支援する教育相談員や、不登校児童生徒への支援を行う教育相談支援員などを対象に研修会を開催することで相談対応の資質向上を図ります。

#### 行－８）不登校に関する相談支援の対応力向上

[主管課]	こども青少年課
[連携先]	こども家庭課
[事業内容] No.50	・増加傾向にある不登校児童や相談に対応していくため、沖縄県ひきこもり専門支援センターや関係各課・機関との連携強化を図るとともに、十分な人員の確保を図ります。

#### 行－９）「愛の声かけ運動」・夜間街頭指導の実施

[主管課]	こども青少年課
[連携先]	こども家庭課
[事業内容] No.51	・学校と地域の協力のもと行っている、「愛の声かけ運動」（毎月第2木曜日）での早朝のあいさつや、「少年を守る日」（毎月第3金曜日）における夜間街頭指導を通じて、子どもたちの健全育成と地域住民との交流を促進します。

## (6) ヤングケアラー支援の体制強化

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の看病や介護、身の回りの世話などを大人の代わりにしている子ども（ヤングケアラー）がいることが分かっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育現場との連携を図りながら、ヤングケアラーの実態を把握する必要があります。</li> <li>・支援が必要な児童生徒に対して、心のケアや学習支援等を行う必要があります。あわせて、家庭環境の改善を図るため、介護や育児など家庭が抱える問題を解決するための支援を行う必要があります。</li> </ul>

### 【一人ひとりができること】

- ・身近に気になる家庭があれば、話し相手になったり、必要があれば相談窓口を紹介したりします。

### 【地域でできること】

- ・行政やスクールソーシャルワーカーなどと連携し、家庭の見守りや声かけをします。

### 【行政の取組み】

#### 行－１）ヤングケアラーの実態把握

〔主管課〕	学校教育課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.52	・市内小中学校における生活アンケートや学級担任による教育相談などを通じて、ヤングケアラーの実態把握・早期発見に努めます。

#### 行－２）ヤングケアラーへの対応・心のケア

〔主管課〕	学校教育課
〔連携先〕	こども家庭課
〔事業内容〕 No.53	・ヤングケアラーと思われる児童生徒に対して、生徒指導委員会で学級担任、支援員、教育相談担当教員などが対応方策を検討するとともに、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーと連携して心のケアに努めます。

### 行－３）ヤングケアラーの学びの保障

[主管課]	学校教育課
[連携先]	—
[事業内容] No.54	・ヤングケアラー状態にあることで学びや進路の妨げにならないよう、関係各課及び機関と連携して児童生徒の生活・学習環境の改善を図るとともに、児童生徒への適切な支援について各学校に対して助言を行います。

### 行－４）ヤングケアラーの家庭への対応

[主管課]	学校教育課
[連携先]	こども家庭課
[事業内容] No.55	・ヤングケアラーと思われる児童生徒の家庭に対して、教育相談担当教員、スクールソーシャルワーカー、家庭相談員等が連携して家庭環境の改善を図ります。

### 行－５）ヤングケアラーの相談環境の充実

[主管課]	こども家庭課
[連携先]	学校教育課
[事業内容] No.56	・ヤングケアラー状態にある児童生徒が相談できるよう家庭児童相談室について周知を図るとともに、SNSなどを活用して相談しやすい環境づくりに努めます。あわせて、ヤングケアラーコーディネーターの配置について検討します。

### 行－６）家族介護者の負担軽減

[主管課]	いきいき高齢支援課、こども家庭課
[連携先]	福祉総務課（室）、障がい福祉課、保護課、健康づくり課、学校教育課
[事業内容] No.57	・ヤングケアラーを含む家族介護者からの相談等への対応を行うとともに、関係各課と連携し必要に応じて適切な相談窓口や支援につながります。

## (7) 自殺対策の推進

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的に孤立し、困りごとを相談できないで抱え込んでいる方への対応が急務となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺に追い込まれる状況に至った背景や心情などについて情報共有を行い、市民の理解を促す必要があります。また、ゲートキーパー養成講座などを通して、当事者を必要な支援につなげられる市民を増やす必要があります。</li> <li>・心の不調などを抱えている人自身やその周りの人が相談できる窓口を実施し、生きることの阻害要因を減らす支援に取り組む必要があります。</li> </ul>

### [一人ひとりができること]

- ・心の健康づくりの講演会などに参加し、メンタルヘルスなどに関心を持ち自分自身の健康管理に努めます。
- ・ゲートキーパー養成講座に参加し、支援者として地域活動などに取り組みます。
- ・ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会の窓口にご相談します。

### [地域でできること]

- ・心の健康づくりへの理解とそれぞれの立場で支援が行えるよう講演会やゲートキーパー養成講座などに参加します。
- ・企業・事業所などにおいては、職員の心の健康維持に向け、ストレスチェック及びそれに基づく健康管理指導などを進めます。

### [行政の取組み]

#### 行－１）心の健康づくりに関する情報発信

[主管課]	健康づくり課
[連携先]	—
[事業内容] No.58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康づくりに関する市民の理解が深まるよう、市広報誌や市ホームページ、SNSなどを通じた情報発信、相談先の周知、各種講演会の開催などを行います。また、毎年３月の自殺対策強化月間、９月の自殺予防週間に合わせてパネル展を開催します。</li> </ul>

### 行-2) こころの健康相談の実施

[主管課]	健康づくり課
[連携先]	障がい福祉課
[事業内容] No.59	・心の不調を抱える住民への相談に対応するため、電話来所、訪問によるこころの健康相談を実施します。相談内容に応じて、関係機関と連携しながら早期対応に努めます。

### 行-3) ゲートキーパー養成講座の開催

[主管課]	健康づくり課
[連携先]	—
[事業内容] No.60	・身近な人の心の不調に気づき、傾聴し、支援につなぐことができる市民が増えるよう、ゲートキーパー養成講座を開催します。

### 行-4) 自殺対策に関わる事業の進捗確認

[主管課]	健康づくり課
[連携先]	全課
[事業内容] No.61	・浦添市自殺対策行動計画に位置づけられている「生きる支援関連施策」について、毎年度各課に進捗を確認し、事業の評価や情報共有を行います。

#### || コラム || 地域見守りネットワーク事業

この事業は、地域見守りの協力団体として、各団体や企業等と協定を結び、日常業務のなかで郵便物や新聞がたまっているなどの「ちょっと気になる地域住民の異変」に気づいたときは、浦添市社会福祉協議会にご連絡いただくほか、緊急の場合には浦添警察署や浦添消防署に通報するなど、早期対応につなげることを目的としています。見守り協力団体の募集を随時行っております。ご賛同いただける団体・企業等からの申し込みをお待ちしております。

お問い合わせ先：

浦添市社会福祉協議会 電話：098-877-8226（代表）

浦添市福祉総務課 電話：098-876-1234（代表）

## (8) 権利擁護の推進

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者などを支援する成年後見制度の周知が進まない一方で、制度を必要とする高齢者等が増えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者などの支援が適切に行われるよう、全ての市民に対し成年後見制度等各種制度の周知を図るとともに、制度の円滑な利用に向け、支援に関わる人材や組織を充実していく必要があります。</li> <li>・虐待を許さない機運づくりと相談体制等の充実を図っていく必要があります。</li> </ul>

### [一人ひとりができること]

- ・権利擁護について、市広報誌や社協だよりなどを通じて、各種制度を理解します。
- ・近隣で制度利用が必要と思われる方には制度利用につなげるために地域の民生委員・児童委員などを紹介します。
- ・市や関係機関・団体が推進する虐待防止の取り組みなどを通して、あらゆる虐待の根絶について理解を深めます。
- ・虐待などが疑われる場合は、関係機関に通報します。

### [地域でできること]

- ・地域（自治会）などで、権利擁護の勉強会などを実施し、各種制度を理解します。
- ・住民で制度利用が必要と思われる方には、制度利用につなげるために民生委員・児童委員、浦添市社協、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所などを紹介します。
- ・虐待などが疑われる時は、関係機関に通報します。

### [社協の取組み]

#### 社－１）日常生活自立支援事業等を通じた権利擁護の推進

[事業内容] No.39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスを利用する際の手続きや支払いなどのサポートを行う「日常生活自立支援事業」を通じて、高齢者や障がい者の権利擁護を推進します。</li> </ul>
[連携先]	福祉総務課（室）、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、保護課

#### 社－２）日常生活自立支援事業に関わる人材の確保

[事業内容] No.40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加する「日常生活自立支援事業」の利用者及び利用待機者に適切に対応できるよう、専門員や生活支援員の確保について行政と協議し、人材の確保に努めます。</li> </ul>
[連携先]	福祉総務課（室）、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、保護課

### 社－３）日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携強化

[事業内容] No.41	・「日常生活自立支援事業」から「成年後見制度」に迅速につなげるため、「日常生活自立支援事業」の位置づけや、権利擁護をどう推進していくかについて、行政との定期的な協議に努めます。
[連携先]	福祉総務課（室）、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、保護課

### 社－４）虐待防止に向けた体制整備

[事業内容] No.42	・虐待防止に関する周知依頼への対応や、虐待が疑われる場合の各種相談先・連携先の把握など、虐待の防止・早期発見に向けた適切な対応を行う体制整備に努めます。
[連携先]	障がい福祉課、いきいき高齢支援課、こども家庭課

#### [行政の取組み]

#### 行－１）権利擁護に関する周知・広報

[主管課]	障がい福祉課、いきいき高齢支援課
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.62	・判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者などの権利を尊重し、擁護できるよう、権利擁護の必要性について周知や広報に努めます。

#### 行－２）成年後見制度の周知及び利用支援の推進

[主管課]	障がい福祉課、いきいき高齢支援課
[連携先]	—
[事業内容] No.63	・判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者を保護し、財産管理などを支援することを目的として制定された「成年後見制度」の利用促進に向けた周知や利用支援などを図ります。

#### 行－３）法人後見等後見人確保の検討

[主管課]	障がい福祉課、いきいき高齢支援課
[連携先]	—
[事業内容] No.64	・後見活動を安定的に行うため、法人後見支援事業の実施を検討します。また、市民後見人の育成、活動支援の方策について検討を行うとともに、併せて権利擁護を住民参画で進めるための支援を検討します。

#### 行－４）中核機関の設置検討

[主管課]	障がい福祉課、いきいき高齢支援課
[連携先]	—
[事業内容] No.65	・権利擁護事業（成年後見制度、日常生活自立支援事業など）がより円滑に行われるよう、中核機関の設置について、関係者、関係機関などとの連携のもと設置を進めます。

#### 行－５）虐待等の早期発見・対応の充実

[主管課]	障がい福祉課、いきいき高齢支援課、こども未来課、こども家庭課、市民協働・男女共同参画課、学校教育課
[連携先]	保護課
[事業内容] No.66	・児童、高齢者、障がい者（児）に対する虐待やDVの早期発見、早期対応を図るため、広報活動などを通じてあらゆる虐待などを許さない機運を高めていくとともに、相談先の周知や相談対応の充実、関係機関の連携を強化します。

#### 行－６）共生型サービスのあり方検討

[主管課]	障がい福祉課
[連携先]	いきいき高齢支援課
[事業内容] No.67	・障がいのある方が、介護保険が優先される65歳になっても使い慣れた障がい福祉サービス事業所を引き続き利用できるよう、障がい者自立支援協議会などを活用して、共生型サービスの参入に関する事業者との意見交換に努めます。

### 基本方針3. いつまでも住み続けられるまちの実現

#### 【背景にある問題】

- ・市民及び高齢者等当事者の避難行動要支援者制度の周知が進んでおらず、地域で避難行動支援を必要とする高齢者等の把握が不十分です。
- ・一方で、要支援者を支援する地域住民、自治会等地域関係者の関わる支援体制の整備や見守り活動が一部地域に留まっています。
- ・高齢などを理由に賃貸住宅への入居を断られるケースがみられます。
- ・高齢者や障がい者に利用しやすい移動支援が必要となっています。
- ・既存の公共施設、民間施設でのバリアフリー改修がなかなか進まない状況となっています。

#### (1) 災害時避難支援の強化

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民及び高齢者等当事者の避難行動要支援者制度の周知が進んでおらず、地域で避難行動支援を必要とする高齢者等の把握が不十分です。</li> <li>・一方で、要支援者を支援する地域住民、自治会等地域関係者の関わる支援体制の整備や見守り活動が一部地域に留まっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で避難するのが難しい方がどこに住んでいるか、どんな支援を求めているか事前に把握しておく必要があります。</li> <li>・災害発生時には、避難行動要支援者の支援がスムーズに行われるよう、地域住民に対し、避難行動要支援者制度を周知するとともに、避難訓練等を通じ意識啓発や支援技術の向上等を図っておく必要があります。併せて、自治会、福祉サービス事業所等の地域資源を活かした支援が行えるよう、支援体制の充実を進めていく必要があります。</li> <li>・また、災害発生時に支援活動がスムーズに行えるよう、避難行動要支援者の日頃から見守り活動の推進に向け、関係機関の連携、見守り人材の確保等を進めておく必要があります。</li> </ul>

#### 【一人ひとりができること】

- ・日頃から、隣近所の方々にあいさつし、顔見知りになります。
- ・自宅や職場近くの避難所の場所を確認したり、ハザードマップで危険な箇所を把握したりします。
- ・自宅や職場から避難所まで実際に移動してみて、自力で避難することができるか、子どもや高齢者を連れて避難する場合に気になることはないか確認しておきます。

#### 【地域でできること】

- ・災害時避難行動要支援者について、関係者と情報共有を進めるとともに、日頃の見守り体制の検討などを進めます。
- ・地域支援者は、関係者と連携しつつ、要支援者の日頃の見守りなどを行います。

- ・災害時に地域の避難行動要支援者の支援が行えるよう、日頃から広報誌などを通じて、防災に関する知識を深め、地域の避難訓練などに参加します。
- ・災害時の対応力の向上を図るために、自治会や自主防災組織を中心に避難訓練などを実施します。
- ・自主防災組織がない地域では、市や社会福祉協議会などと連携し、防災に関連する勉強会を自治公民館などで開催し、自主防災組織の立ち上げに努めます。

## 〔社協の取組み〕

### 社－１）避難行動要支援者制度の周知

〔事業内容〕 No.43	・社会福祉協議会のホームページや SNS、広報誌で避難行動要支援者制度や日ごろからの見守り活動について周知します。
〔連携先〕	—

### 社－２）防災や避難行動要支援者制度の勉強会の開催

〔事業内容〕 No.44	・地域住民や自主防災組織等を対象とした、防災や避難行動要支援者制度の勉強会などを行政と連携し開催します。
〔連携先〕	福祉総務課、防災危機管理課

### 社－３）避難行動要支援者の見守り体制等を検討する場の充実

〔事業内容〕 No.45	・避難行動要支援者の見守り体制を地域住民や関係機関とともに構築していきます。
〔連携先〕	福祉総務課

### 社－４）避難行動要支援者の防災訓練への参加支援

〔事業内容〕 No.46	・自治会などが開催する防災訓練に、避難行動要支援者制度に登録している方々が参加できるよう支援します。
〔連携先〕	防災危機管理課、福祉総務課

## 〔行政の取組み〕

### 行－１）避難行動要支援者制度の周知

〔主管課〕	福祉総務課
〔連携先〕	いきいき高齢支援課、障がい福祉課 浦添市社協
〔事業内容〕 No.68	・避難行動要支援者制度について、市広報誌や市ホームページ、SNSなどを通じて制度の周知を図ります。

#### 行－２）個別避難計画の作成支援

[主管課]	福祉総務課
[連携先]	障がい福祉課、いきいき高齢支援課 浦添市社協
[事業内容] No.69	・避難行動要支援者の個別避難計画の作成に向け、関係機関と連携を図りながら、本人などへの周知と作成支援を進めます。

#### 行－３）市民の避難行動要支援者支援に関する意識啓発等

[主管課]	福祉総務課、防災危機管理課
[連携先]	消防本部
[事業内容] No.70	・地域住民に向け、自治会などでの避難訓練の実施などを通じて避難行動要支援者支援の意識啓発や避難支援の向上に努めます。

#### 行－４）防災に関する講話の開催

[主管課]	防災危機管理課
[連携先]	消防本部
[事業内容] No.71	・住民の防災意識の高揚や万が一の災害時に助け合う体制の整備に向けて、自治会、学校、福祉施設などで防災に関する講話を行います。

#### 行－５）避難訓練の実施

[主管課]	障がい福祉課、いきいき高齢支援課、こども政策課、こども未来課、学校教育課
[連携先]	福祉総務課、防災危機管理課、消防本部
[事業内容] No.72	・住民の防災意識の高揚や万が一の災害時に助け合う体制の整備に向けて、自治会、学校、福祉施設などでの避難訓練の実施やその支援を行います。

#### 行－６）避難所・福祉避難所運営方法の検討

[主管課]	防災危機管理課
[連携先]	福祉健康部、こども未来部
[事業内容] No.73	・避難訓練などを通じて避難所及び福祉避難所における必要なニーズを把握し、避難所の運営方法について関係各課や事業者と検討を行います。

### 行－ 7) 災害時要支援者が利用しているサービス事業所などとの連携

[主管課]	福祉総務課
[連携先]	—
[事業内容] No.74	・登録者の日ごろの見守りが円滑に行えるよう、災害時要支援者の居住地域の自治会や関係機関、登録者が普段利用しているサービス事業所などとの連携を進めます。

### 行－ 8) 自主防災組織の設立支援

[主管課]	防災危機管理課
[連携先]	消防本部
[事業内容] No.75	・住民の防災意識の高揚や万が一の災害時に助け合う体制の整備に向けて、自治会等の身近な範囲での自主防災組織の設立を支援します。

#### || コラム || 地域での声かけや、ゆるやかな見守り活動にご協力をお願いします！

①まずは、会釈からはじめてみませんか！

- ◆ご近所で、人に会ったらあいさつや声かけをし、地域で顔見知りをつくるきっかけをつくりましょう。
- ◆あいさつが気恥ずかしいと思われる方は、会釈からはじめてみましょう。
- ◆職場内におけるあいさつ、店先で地域の方々へ声かけを行いましょう。

②普段の生活の中（散歩しながら、買い物しながら）で、いつもとは違う、何かおかしいと感じる人がいたら連絡を入れていただく、「ながら(●●●)見守り活動」にご協力をお願いします！

<ながら見守りのポイント>

- ◆地域で見守りの対象者を特定する必要はありません。散歩や買い物などの際、通り道の住宅をさりげなく気にかける。
- ◆郵便受けに新聞がたまっていないか、洗濯物や布団が取り込まれていない、夜でもカーテンがあいているなど、外部からさりげなく見守る。
- ◆テレビやラジオの音がずっと聞こえる。
- ◆異臭がする。 など

## (2) 居住支援の強化

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
・高齢などを理由に賃貸住宅への入居を断られるケースがみられます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者がそれぞれの心身状態に応じた居住環境を確保できるよう、住宅改修事業の利用に向け、情報提供を進めていく必要があります。</li> <li>・高齢、障がい、子育て等を理由に入居が拒まれないよう、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅を確保するため、市営住宅入居支援や居住サポート事業等既存制度を活用していくとともに、新たな連携体制を構築していく必要があります。</li> </ul>

### 【一人ひとりができること】

- ・住宅確保に困っている高齢者、障がい者、子育て世帯などがいる事を知り、居住サポート事業等の既存制度の認知に努めます。

### 【地域でできること】

- ・居住サポートに関わる事業者は、居住サポートに関する情報を発信していきます。
- ・住宅確保要配慮者に対する居住支援の体制充実に向け、地域や住宅関連事業者等は、行政等との連携を強化していきます。

### 【社協の取組み】

#### 社－１）住宅確保支援

[事業内容] No.47	・離職などにより住居を失うおそれの高い方への家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を進めます。
[連携先]	福祉総務課（室）

### 【行政の取組み】

#### 行－１）高齢者や障がい者の住宅改修に向けた情報提供

[主管課]	いきいき高齢支援課、障がい福祉課
[連携先]	—
[事業内容] No.76	・介護認定を受けた高齢者や障がい者の在宅生活を支援するため、介護保険制度による住宅改修、障がい者の住宅改造費助成事業について情報提供を進めます。

### 行－２）高齢者や障がい者に関する居住サポート事業等

[主管課]	いきいき高齢支援課、障がい福祉課
[連携先]	—
[事業内容] No.77	・高齢者や障がい者の地域における住まいを確保できるよう、沖縄県居住支援協議会などの動向を踏まえ、入居支援に関する居住サポート事業等の推進と利用を促進します。

### 行－３）住宅確保要配慮者への市営住宅等の供給及び住宅セーフティネット制度の普及

[主管課]	建築営繕課
[連携先]	—
[事業内容] No.78	・高齢者、障がい者、子育て世帯（多子世帯）、低額所得者等住宅確保要配慮者に対し、市営住宅や市民住宅への入居機会を確保するとともに、住宅セーフティネット制度に関する各種取り組みの普及と利用を促進します。

### 行－４）浦添市居住支援協議会の設置検討

[主管課]	建築営繕課
[連携先]	福祉総務課（室）、保護課、いきいき高齢支援課、障がい福祉課、こども家庭課
[事業内容] No.79	・住宅確保要配慮者の居住等支援の充実を図るため、市内の住宅関連事業者等との連携を進めていくとともに、居住等支援の検討の場となる浦添市居住支援協議会の設置を検討します。

### (3) 移動支援の強化

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
・高齢者や障がい者に利用しやすい移動支援が必要となっています。	・高齢者や障がい者の外出時の移動が円滑に行われるよう、既存の移動支援サービスの充実を図るとともに、民間企業との連携等による新たな移動支援を検討していく必要があります。

#### 〔一人ひとりができること〕

- ・地域で移動に困っている人のために、住民等が主体となる移動支援ボランティアに協力します。

#### 〔地域でできること〕

- ・地域の企業・事業者、社会福祉法人などに協力を求めながら高齢者や障がい者の移動や買い物などの支援について検討をすすめます。

#### 〔行政の取組み〕

##### 行－１）高齢者や障がい者の移動支援サービスの利用支援

〔主管課〕	いきいき高齢支援課、障がい福祉課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.80	・高齢者や障がい者の外出を支援するため、移動の支援サービス（高齢者外出支援サービス事業、障害者移動支援事業）などの利用支援及びサービス内容の充実に努めます。

##### 行－２）高齢者の新たな移動サービスの導入検討

〔主管課〕	いきいき高齢支援課
〔連携先〕	都市計画課
〔事業内容〕 No.81	・民間企業・事業者やNPO団体などの活用による高齢者の新たな移動サービスの導入を検討します。

#### (4) バリアフリー等の推進

背景にある問題（再掲）	取り組むべきこと
・既存の公共施設、民間施設でのバリアフリー改修がなかなか進まない状況となっています。	・高齢者や障がい者をはじめ、全ての市民にとって、バリアのない安全なまちを実現するために、公共施設等における段差の解消等バリアフリー化を進めるとともに、市民等の意識醸成に向け、浦添市福祉のまちづくり条例等の周知に取り組む必要があります。

##### [一人ひとりができること]

- ・地域で困っている人に気づいたら声かけやサポートを行います。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインなどのまちづくりに対して理解を深めます。

##### [地域でできること]

- ・ひとり暮らしなどの高齢者や障がい者などが安心して暮らせるよう、必要に応じて見守り、声かけを行います。
- ・沖縄県や浦添市の「福祉のまちづくり条例」などにもとづき、誰もが利用しやすい建物の整備やサービスの提供に努めます。

##### [社協の取組み]

###### 社－１）バリアフリー等に関する啓発機会の確保

[事業内容] No.48	・バリアフリーに関する福祉教育の推進に努めます。
[連携先]	—

###### 社－２）手話などのボランティア団体の周知

[事業内容] No.49	・「手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の担い手である手話や点訳、音訳などのボランティア団体などの周知を図ります。
[連携先]	—

##### [行政の取組み]

###### 行－１）公共施設におけるバリアフリー化の推進

[主管課]	各公共施設所管課、道路課、美らまち推進課
[連携先]	建築営繕課
[事業内容] No.82	・「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、既存の公共施設、道路、公園などのバリアフリー化を進め、その改善に努めます。新しくつくる公共施設についても、「沖縄県福祉のまちづくり条例」などに基づき、誰にでも利用しやすい環境（ユニバーサルデザイン）の整備を進めます。

### 行－２）民間施設におけるバリアフリー化の推進

[主管課]	建築指導課
[連携先]	—
[事業内容] No.83	・民間の施設についてもバリアフリー化が図られるように、「沖縄県福祉のまちづくり条例」等の周知を行います。

### 行－３）沖縄県バリアフリーマップの周知

[主管課]	障がい福祉課
[連携先]	—
[事業内容] No.84	・公共施設及び民間施設について、バリアフリー化の情報提供が適切に行えるよう、市ホームページ等を通じて「沖縄県バリアフリーマップ」の周知を進めます。

### 行－４）浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例の周知

[主管課]	障がい福祉課
[連携先]	—
[事業内容] No.85	・手話言語等コミュニケーション手段の理解及び利用促進を図り、合理的配慮や環境整備を進めるために制定された「浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」について、当事者をはじめ地域に広く周知し、意思を伝えあう権利が尊重される社会を推進します。

### 行－５）浦添市福祉のまちづくり条例の周知

[主管課]	福祉総務課
[連携先]	—
[事業内容] No.86	・住民、企業・事業者、行政などが一体となって、誰にもやさしいまちづくりや共に生きる地域社会を進めていくため、「浦添市福祉のまちづくり条例」の周知を図ります。

## 第5章 中学校区別地域福祉活動プラン

本市では、5つの中学校区ごとに、中学校区コミュニティづくり推進委員会を設置しており、自治会や地域の相談員や事業者などを中心としたメンバーで、地域に必要な取組や活動が展開されています。

各中学校区コミュニティづくり推進委員会では、地域の状況を踏まえ、より住みよい地域をめざすため、地域福祉推進の方向性や取組を検討し、プランにまとめました。

本章では、今後、各中学校区で住民や地域関係団体などが主体となって展開される目標や取組を紹介します。

### || コラム || 協働して生まれる新たな社会資源

中学校区コミュニティづくり推進委員会やふれあいサロン活動等の取組を通じて、これまでさまざまな社会資源（プラットフォーム）が生まれています。

#### にしはら公民館カフェ倶楽部

公民館を家族や家のような場所としてとらえ、「月に一度は家族のように集まって過ごそう」がコンセプト。

自治会や多様な関係者で企画し開催しており、毎回子どもからお年寄りまで参加する多世代交流の場となっています。

★毎月第3日曜日開催

#### 福ふく会

高齢者に関する地域課題を共有し、解決に向けたさまざまな実践を行っている福ふく会。

高齢者の社会参加を目的とした共同農園として、地域福祉センター「福ふくファーム」と神森小学校「森もりファーム」で野菜と生きがいを育てています。

#### WAKIMIZU

「認知症・食育・防災」をテーマに地域づくりや福祉教育を行っている WAKIMIZU。地域の良さを伝え、新たなに対手を育成しています。地域ボランティア、ケアマネ、児童センター、地域包括支援センターなど多様なメンバーで構成されています。

#### ビー・フリーラボ

ひきこもり等、若者の社会参加を目的として養蜂活動をするボランティア団体。相談者の「蜂蜜をつくってみたい」などの声から立ち上がったプロジェクトで、養蜂を通して地域とのつながりを学んでいます。

#### フードドライブで風土づくり

仲西中学校区にある公民館（城間・宮城・屋富祖）にフードボックスを設置し、住民同士「お互いさま」と思える風土づくりを目指す活動。集まった食料品は民生委員や自治会の見守り訪問などに活用されています。

## (1) 浦添中学校区



## 浦添中学校区—地域福祉活動プラン—

### 地域生活課題

- 社会的孤立(ひきこもり、ゴミ屋敷、8050問題など)
- ヤングケアラー問題      ●老々介護
- 介護と育児のダブルケア   ●子どもの貧困
- 生活困窮                      ●虐待・ネグレクト
- 制度の狭間(制度の対象外、基準外など)
- 地域行事・活動運営      ●地域コミュニティの希薄化

### ◆圏域の現状◆

人口	※1	20,851 人
世帯数	※1	9,346 世帯
0歳～14歳(割合)	※1	16.9%
15～64歳(割合)	※1	61.0%
65歳以上(割合)	※1	22.1%
単身高齢世帯(世帯数/割合)	※2	782世帯/9.12%
民生委員児童委員(定数/委嘱数)	※3	29人/19人
自治会数/加入率	※4	10自治会/22.3%

※1 令和5年9月末現在(住民基本台帳より) ※2 令和2年度国勢調査より  
 ※3 令和5年1月現在 ※4 令和5年3月末現在

### 解決できない原因

#### 困りごと相談関連

- ・ワンストップで相談できない
- ・気軽に地域で相談できる雰囲気ではない
- ・孤立している方へのアプローチが難しい

#### 連携関連

- ・個人情報の壁
- ・本人の同意が得られない
- ・(関係機関同士の)役割の認識不足
- ・地域づくりに関心がない住民が多い

#### 地域資源関連

- ・自治会加入率の低下
- ・アパート・マンション増によるコミュニティの希薄化
- ・地域資源の不足
- ・地域資源へのアクセス問題

#### 地域を支える担い手の不足

- ・福祉専門職の不足
- ・民生委員の不足
- ・自治会の人手不足
- ・身近なキーパーソンがいない
- ・働き世代の余裕がない
- ・地域に愛着を持つ方が少なくなってきた

### 重点目標

#### 相談支援体制

- ①元気に時に住民同士がつながり、万が一に備えることができる風土づくり
- ②身近に話ができる人がいる地域づくり
- ③孤立している人に手をさしのべることができる地域づくり

#### 多機関協働(連携)

子どもから高齢者まで顔の見える関係づくり

#### 参加支援/地域づくり(担い手づくり)

- ①子供が地域活動に参加することで、住民みんながつながるまちづくり
- ②気軽に話せる場(小さなコミュニティ)づくりの推進

### 上記3つの目標を達成するための具体的な対策やアイデア

#### 相談支援体制

- ➔誰でも何でも相談員
- ➔ゆんたく訪問
- ➔相談窓口ワンストップ化「なんでもやる課」

- ➔公民館で学び合いしたい
- ➔夜の公民館カフェ・居酒屋公民館
- ➔多世代農園(空地活用)

- ➔公民館講座(地域人材を活用した講座など)  
※マネー講座、料理教室、ペアレントング講座、大人のお仕事アピール講座、地域を知る講座の開催など

#### 多機関協働

- ➔コミュニティ形成のための会話・対話・議論の場づくり(自治会、児童センターなど)
- ➔児童センターの活用拡大

- ➔学校・地域花フル活動
- ➔地域人材を活用した家庭科授業
- ➔伝統行事を運動会の種目にする

- ➔部活で地域を活性化
- ➔地域みんなで応援できる地域部活プロジェクト

#### 参加支援/地域づくり

- ➔自治会で学童
- ➔湧く湧くワークショップの開催
- ➔生き抜くワザの伝承(地域の先輩から子ども達へ)
- ➔おじいおばあのお宅へホームステイ
- ➔未来につながる発酵コンポスト(落ち葉・生ごみ等を活用した土づくり)
- ➔紙ヒコーキのメッカをつくる
- ➔ゲーム大会の企画(Eスポーツ、ニュースポーツ)
- ➔Wi-fiスポットの設置
- ➔空き家を活用した無電生活
- ➔(企業と連携した)ラジオ体操

★中学校区保健福祉センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添中学校区保健福祉センター	経塚 1-17-1 (経塚ゆいまーるセンター2階)	874-3878

☆地域包括支援センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添市地域包括支援センターさっとな	経塚 1-17-1 (経塚ゆいまーるセンター2階)	877-3103

◆自治会・集会所

No.	名称	所在地
1	仲間自治会	仲間 2-35-2
2	安波茶自治会	安波茶 2-7-1
3	経塚自治会	経塚 1-17-1
4	前田自治会	前田 1-28-7
5	茶山自治会	仲間 3-4-1
6	浦添ニュータウン自治会	安波茶 1-13-9
7	浦添グリーンハイツ自治会	前田 862-219
8	前田公務員宿舎自治会	前田 1-55-19-104号
9	浦添ハイツ自治会	仲間 1-17-8
10	県営経塚団地自治会	経塚 560

○児童厚生施設 (児童センター)

No.	名称	所在地	連絡先
1	経塚児童センター	経塚 1-17-1	876-4100
2	うらそえぐすく児童センター	仲間 2-47-5	874-0417
3	前田ユブシが丘児童センター	前田 323番地	871-1558

▲小学校

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添小学校	仲間 2-47-1	877-2064
2	前田小学校	前田 333	879-1947

△中学校

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添中学校	仲間 2-46-1	877-2066

## ■公的施設

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添市役所	安波茶 1-1-1	876-1234
2	浦添市立図書館	安波茶 2-2-1	876-4946
3	浦添市美術館	仲間 1-9-2	879-3219
4	浦添市保健相談センター	仲間 1-8-1	875-2100
5	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター	安波茶 2-3-5	874-5711
6	浦添市立教育研究所	仲間 2-47-3	876-7522
7	アイム・ユニバースてだこホール (浦添市てだこホール)	仲間 1-9-3	942-4360
8	ANA SPORTS PARK 浦添 (浦添運動公園)	仲間 1-13-1	876-7322
9	ANA まじゅんらんど 浦添 (温水プールまじゅんらんど)	仲間 1-13-1	942-4132
10	浦添市中央公民館	安波茶 1-1-2	879-5503
11	浦添市老人福祉センター	安波茶 1-1-2	879-5501
12	経塚ゆいまーるセンター	経塚 1-17-1	876-4100
13	浦添市社会福祉センター	仲間 1-10-7	877-8226
14	浦添市シルバー人材センター	仲間 1-10-7 (浦添市社会福祉センター内)	875-1701
15	浦添市民生委員児童委員連絡協議会	仲間 1-10-7 (浦添市社会福祉センター内)	877-8278
16	浦添市身体障がい者福祉協会	仲間 1-10-7 (浦添市社会福祉センター内)	879-7565
17	浦添市母子寡婦福祉会	仲間 1-10-7 (浦添市社会福祉センター内)	090-1942-5940
18	中部南保護区保護司会浦添市支部	仲間 1-10-7 (浦添市社会福祉センター内)	879-6017

## ○障害者相談支援事業所

No.	名称	所在地	連絡先
1	ピアサポートセンターほると	仲間 1-10-7 (浦添市社会福祉センター内)	879-7565
2	相談支援事業所ゆんたく	経塚 633 3階	870-4789
3	相談支援事業所おりじん	安波茶 3-5-2-101	875-1270

## ○地域活動支援センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	Ⅲ型 あおぞら作業所	仲間 1-2-6	874-4116

## (2) 仲西中学校区



## 仲西中学校区ー地域福祉活動プランー

### 地域生活課題

- 社会的孤立(ひきこもり、ゴミ屋敷、8050問題など)
- ヤングケアラー問題      ●老々介護
- 介護と育児のダブルケア      ●子どもの貧困
- 生活困窮      ●虐待・ネグレクト
- 制度の狭間(制度の対象外、基準外など)
- 地域行事・活動運営      ●地域コミュニティの希薄化

### ◆圏域の現状◆

人口	※1	31,660人
世帯数	※1	15,476世帯
0歳～14歳(割合)	※1	15.4%
15～64歳(割合)	※1	63.5%
65歳以上(割合)	※1	21.1%
単身高齢世帯(世帯数/割合)	※2	1,719世帯/11.06%
民生委員児童委員(定数/委嘱数)	※3	35人/19人
自治会数/加入率	※4	6自治会/13.9%

※1 令和5年9月末現在(住民基本台帳より) ※2 令和2年度国勢調査より  
 ※3 令和5年1月現在 ※4 令和5年3月末現在

### 解決できない原因

#### 困りごと相談関連

- ・課題が複雑すぎて切り口がわからない
- ・ワンストップで相談できない
- ・気軽に地域で相談できる雰囲気がない

#### 連携関連

- ・個人情報の壁
- ・本人の同意が得られない
- ・(関係機関同士の)役割の認識不足

#### 地域資源関連

- ・自治会加入率の低下
- ・地域資源の不足
- ・地域資源へのアクセス問題

#### 地域を支える担い手の不足

- ・福祉専門職の不足
- ・民生委員の不足
- ・自治会の人手不足
- ・身近なキーパーソンの不足

### 重点目標

#### 相談支援体制

■ちょっとした困りごとが相談できる「なんとなく支え合うコミュニティ」の構築を目指します。

#### 多機関協働(連携)

■子どもから高齢者まで顔の見える関係づくりを目指します。

#### 参加支援/地域づくり(担い手づくり)

■お隣近所を知り、子どもから高齢者までが支え合いながら、活躍できる地域を目指します。

### 上記3つの目標を達成するための具体的な対策やアイデア

- ➔共同農園(オープンガーデン)
- ➔若者が興味を持つイベント等の開催
- ➔自治会加入者以外も参加できるイベント
- ➔気軽に公民館に来るような仕組み(例)ヤギ汁、ビール)
- ➔自治会食堂の開催
- ➔基地のバスケットリングを設置
- ➔シネマ公民館
- ➔ひきこもりや不登校児と一緒に保育園でできることを考える。  
※居場所や相談できる場
- ➔地域の公園でイベント開催
- ➔ふれあいサロンの強化
- ➔子ども達との音楽交流会
- ➔花いっぱい運動  
※地域、企業連携
- ➔ふれあいサロンの強化
- ➔子どもと大人が交流できる取り組み
- ➔自治会活動や地域活動のSNS発信
- ➔不登校生徒の地域での居場所づくり
- ➔(災害時)保育園や特別支援学校と連携した福祉避難所の開設
- ➔夕涼み会/盆踊り
- ➔民生委員を増やす新たな取り組み
- ➔土曜・日曜の学校活用  
※地域交流
- ➔地域あげでの避難訓練
- ➔Eスポーツの開催
- ➔「おゆずり会」の開催  
※フリーマーケットっぽいもの
- ➔ごみアート(環境整備)
- ➔拠点や居場所づくり
- ➔伝統行事の継承
- ➔児童館との交流
- ➔自治会運営の多様化

★中学校区保健福祉センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	仲西中学校区保健福祉センター	宮城 3-7-3-1 (みやぎ希望の森 コミュニティセンター1階)	988-8147

☆地域包括支援センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	地域包括支援センターライフサポート	宮城 3-13-11 つばめ荘 102号	875-2560

◆自治会・集会所

No.	名称	所在地
1	城間自治会	城間 1-9-1
2	屋富祖自治会	屋富祖 3-1-1
3	宮城自治会	宮城 2-22-3
4	仲西自治会	仲西 1-3-11
5	大平自治会	大平 1-15-5
6	浅野浦自治会	伊祖 1-25-2

○児童厚生施設（児童センター）

No.	名称	所在地	連絡先
1	宮城ヶ原児童センター	宮城 2-4-1	876-1895
2	浦城っ子児童センター	伊祖 2-13-2	878-6815
3	宮城っ子児童センター	宮城 3-7-3-1	870-0227

▲小学校

No.	名称	所在地	連絡先
1	仲西小学校	屋富祖 2-32-1	877-2067
2	浦城小学校	伊祖 2-13-1	877-3335
3	宮城小学校	宮城 3-7-3	879-5312

△中学校

No.	名称	所在地	連絡先
1	仲西中学校	屋富祖 2-13-1	877-2070

■ 公的施設

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添市立母子生活支援施設浦和寮	屋富祖 2-5-14	877-8051

○ 障害者相談支援事業所

No.	名称	所在地	連絡先
1	生活支援センターあおぞら	大平 321-1-2	080-2735-5628

○ 地域活動支援センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	I 型 生活支援センターあおぞら	大平 1-23-13 2階	879-6644

○ 障害者教養文化体育施設

No.	名称	所在地	連絡先
1	サン・アビリティーズうらそえ	宮城 4-11-1	876-3477

### (3) 神森中学校区



## 神森中学校区—地域福祉活動プラン—

### 地域生活課題

- 社会的孤立(ひきこもり、ゴミ屋敷、8050問題など)
- ヤングケアラー問題      ●老々介護
- 介護と育児のダブルケア   ●子どもの貧困
- 生活困窮                      ●虐待・ネグレクト
- 制度の狭間(制度の対象外、基準外など)
- 地域行事・活動運営      ●地域コミュニティの希薄化

### ◆圏域の現状◆

人口	※1	23,930 人
世帯数	※1	11,113 世帯
0歳～14歳(割合)	※1	15.8%
15～64歳(割合)	※1	63.3%
65歳以上(割合)	※1	20.9%
単身高齢世帯(世帯数/割合)	※2	772世帯/9.92%
民生委員児童委員(定数/委嘱数)	※3	31人/18人
自治会数/加入率	※4	6自治会/19.2%

※1 令和5年9月末現在(住民基本台帳より) ※2 令和2年度国勢調査より  
 ※3 令和5年1月現在 ※4 令和5年3月末現在

### 解決できない原因

- |   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <b>困りごと相談関連</b><br>・課題が複雑すぎて切り口がわからない<br>・ワンストップで相談できない<br>・気軽に地域で相談できる雰囲気がない | <b>連携関連</b><br>・個人情報の壁<br>・本人の同意が得られない<br>・(関係機関同士の)役割の認識不足 | <b>地域資源関連</b><br>・自治会加入率の低下<br>・地域資源の不足<br>・地域資源へのアクセス問題 | <b>地域を支える担い手の不足</b><br>・福祉専門職の不足<br>・民生委員の不足<br>・自治会の人手不足<br>・身近なキーパーソンの不足 |
|---|---|--|--|

### 重点目標

#### 相談支援体制

- ①住民が気軽にグチや悩みを話せる風土をつくります。
- ②ひとまず相談を受け止める地域を目指します。

#### 多機関協働(連携)

世代間を超えた連携体制を目指します！

#### 参加支援/地域づくり(担い手づくり)

すべての人が役割をもって活躍できるまちを目指します。

### 上記3つの目標を達成するための具体的な対策やアイデア

- |  |  |  |
|--|--|--|
| →公民館の夜間開放<br>→神森中学校での食支援<br>→子ども支援部会の立ち上げ<br>→認知症サポーター養成講座<br>→公園の自由化<br>→地域ボランティア講座の開催<br>→自治会長だけでなく、誰でも相談をうけることができる風土や人材づくり<br>→朝のラジオ体操プロジェクト<br>→土曜・日曜掃除プロジェクト<br>→ひらやち会(なかや食材協働) | →地域公民館で子育て拠点づくり<br>→地域資源マップづくり<br>→うちなーかるたで子どもとの交流<br>→内間通り会と協働して地域住民が気軽に相談できる居場所づくり<br>→SNSを活用した地域情報の発信<br>→障がい理解の講座<br>→福ふくファームの充実<br>→見守りホウキ隊<br>→公民館カフェの設置<br>→内間小学校での朝ごはんプロジェクト<br>→特別支援学級の子ども達と畑作業<br>→学校で自然体験を通した地域交流 | →森もりファームの充実<br>→学校での相談窓口<br>→ごみ屋敷・駐車場問題・野良猫問題を話し合う場<br>→いっせんまちやーの復活<br>→地域連携室の活用<br>→100円ばーちゃん(高齢者の生きがいづくり)<br>→地域での花植え活動の充実<br>→地域でオオゴマダラ飼育プロジェクト<br>→地域にゆんたくベンチの設置<br>→企業と地域のwin-winな関係性づくり<br>※企業に地域清掃を手伝って頂けないか<br>※道沿いの企業や商店にホウキを配布し、皆でまちをきれいにする風土を醸成 |
|--|--|--|

★中学校区保健福祉センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	神森中学校区保健福祉センター	内間 2-18-2 (内間市営住宅B棟1階)	878-4569

☆地域包括支援センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添市地域包括支援センター ていだ	内間 4-23-21 2階	870-0150

◆自治会・集会所

No.	名称	所在地
1	小湾自治会	宮城 6-13-1
2	勢理客自治会	勢理客 2-19-20
3	内間自治会	内間 3-15-1
4	沢岷自治会	沢岷 1-31-1
5	神森自治会	仲西 3-11-1 1号棟1階
6	県営沢岷高層住宅自治会	沢岷 2-18-1

○児童厚生施設（児童センター）

No.	名称	所在地	連絡先
1	内間児童センター	内間 3-28-12	876-1502
2	森の子児童センター	勢理客 1-4-1	874-7610

▲小学校

No.	名称	所在地	連絡先
1	神森小学校	勢理客 1-4-1	877-6380
2	内間小学校	内間 4-3-1	877-0369
3	沢岷小学校	沢岷 998	879-3238

△中学校

No.	名称	所在地	連絡先
1	神森中学校	内間 1-6-1	877-5165

■公的施設

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添市地域福祉センター	内間 2-18-2	878-1478
2	浦添市産業振興センター・結の街	勢理客 4-13-1	870-1123
3	国立劇場おきなわ	勢理客 4-14-1	871-3311

## (4) 港川中学校区



## 港川中学校区—地域福祉活動プラン—

### 地域生活課題

- 社会的孤立(ひきこもり、ゴミ屋敷、8050問題など)
- ヤングケアラー問題      ●老々介護
- 介護と育児のダブルケア   ●子どもの貧困
- 生活困窮                      ●虐待・ネグレクト
- 制度の狭間(制度の対象外、基準外など)
- 地域行事・活動運営          ●地域コミュニティの希薄化

### ◆圏域の現状◆

人口	※1	24,576 人
世帯数	※1	11,087 世帯
0歳～14歳(割合)	※1	16.7%
15～64歳(割合)	※1	62.6%
65歳以上(割合)	※1	20.7%
単身高齢世帯(世帯数/割合)	※2	1,044世帯/10.38%
民生委員児童委員(定数/委嘱数)	※3	30人/9人
自治会数/加入率	※4	11自治会/19%

※1 令和5年9月末現在(住民基本台帳より) ※2 令和2年度国勢調査より  
 ※3 令和5年1月現在 ※4 令和5年3月末現在

### 解決できない原因

#### 困りごと相談関連

- ・課題が複雑すぎて切り口がわからない
- ・相談の抱え込み  
※困っている本人や支援者の抱え込み

#### 連携関連

- ・(関係機関同士の)役割の認識不足
- ・住民同士の連携(あいさつやコミュニケーションなど)があまりできていない。

#### 地域資源関連

- ・地域コミュニティの不足(新築マンション増)
- ・住民同士の支え合い文化の希薄化

#### 地域を支える担い手の不足

- ・自治会の人手不足
- ・民生委員の不足
- ・若者の地域活動離れ

### 重点目標

#### 相談支援体制

- ・ちょっとした困りごとが相談できる「なんとなく支え合うコミュニティ」の構築を目指します。

#### 多機関協働(連携)

- ・関係機関や地域住民の互いに顔の見える関係づくりを目指します。

#### 参加支援/地域づくり(担い手づくり)

- ・地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、活躍できる地域を目指します。

### 上記3つの目標を達成するための具体的な対策やアイデア

- ➔地域のお店で相談コーナーの設置
- ➔SNSやインターネットを活用した地域情報の発信
- ➔地域であいさつ運動の日をつくる
- ➔古屋・空き家を活用した居場所づくり
- ➔学校と地域の顔の見える関係性を築くことができる取り組み
- ➔花植え活動
- ➔団地にサッカーゴールの設置
- ➔公民館で成人式の着付けプロジェクト
- ➔公園を活用したスポーツイベントの開催
- ➔子どもが自由に遊べる場所をつくる  
※騒音・クレーム問題
- ➔地域カラオケ同好会
- ➔「食」を通じた集まりの場づくり
- ➔ヒージャー料理で人を集める
- ➔地域で特産品を作って販売  
イージュ(伊祖)天ぷら
- ➔地域でまぐる解体ショー(上野)
- ➔夏休み限定!子ども・シニア食堂
- ➔まつりで地域活性(まちなとフェスタ)
- ➔まちなとランドリー(公民館で洗濯・ゆんたく)
- ➔上野テラスでコミュニケーション(公民館で夜居酒屋)
- ➔フリーマーケットの開催(物々交換)
- ➔アパート・マンションは自治会費を割引  
※地域の一員を増やす取り組み
- ➔学校・家庭・職場以外の人と関われる場  
※第2・第3のコミュニティの形成
- ➔学校前の歩道の清掃活動を子どもと大人で行いたい
- ➔古い公民館でも魅力のある活動で引き付ける!
- ➔電光掲示板を使って広報強化
- ➔地域企業との連携(マーケットカード)
- ➔班ごとコミュニティ強化  
※班ごとに集まる日を決める
- ➔子育て世代を巻き込むイベント

★中学校区保健福祉センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	港川中学校区保健福祉センター	港川 1-1-1 (港川中学校内2階)	988-9355

☆地域包括支援センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添市地域包括支援センターみなとん	伊祖 4-16-1 旧浦添総合病院地下1階	876-3710

◆自治会・集会所

No.	名称	所在地
1	伊祖自治会	伊祖 3-35-6
2	牧港自治会	牧港 1-4-6
3	港川自治会	港川 326
4	緑ヶ丘自治会	港川 1-6-8
5	浦城自治会	城間 4-9-8
6	牧港ハイツ自治会	牧港 3-17-13
7	港川崎原自治会	港川 577-4
8	上野自治会	牧港 5-19-2
9	マチナトタウン自治会	牧港 4-1-15
10	浦添市街地住宅自治会	牧港 1-59-1
11	県営港川団地自治会	港川 458-1

○児童厚生施設（児童センター）

No.	名称	所在地	連絡先
1	若草児童センター	伊祖 3-44-1	877-0047
2	まちなと児童センター	牧港 2-38-2	873-1898

▲小学校

No.	名称	所在地	連絡先
1	牧港小学校	牧港 2-14-1	877-4142
2	港川小学校	城間 4-37-1	879-1974

△中学校

No.	名称	所在地	連絡先
1	港川中学校	港川 1-1-1	876-1323

■公的施設

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添市障がい者（児）基幹相談支援センター	牧港 4-5-10 ピアラルうらそえ3階	942-7601

## (5) 浦西中学校区



### 浦西中学校区—地域福祉活動プラン—

#### 地域生活課題

- 社会的孤立(ひきこもり、ゴミ屋敷、8050問題など)
- ヤングケアラー問題      ●老々介護
- 介護と育児のダブルケア   ●子どもの貧困
- 生活困窮                      ●虐待・ネグレクト
- 制度の狭間(制度の対象外、基準外など)
- 地域行事・活動運営      ●地域コミュニティの希薄化

#### ◆圏域の現状◆

人口	※1	14,380 人
世帯数	※1	6,386 世帯
0歳～14歳(割合)	※1	17.3%
15～64歳(割合)	※1	62.1%
65歳以上(割合)	※1	20.6%
単身高齢世帯(世帯数/割合)	※2	426世帯/8.05%
民生委員児童委員(定数/委嘱数)	※3	16人/12人
自治会数/加入率	※4	8自治会/24.7%

※1 令和5年9月末現在(住民基本台帳より) ※2 令和2年度国勢調査より  
 ※3 令和5年1月現在 ※4 令和5年3月末現在

#### 解決できない原因

##### 困りごと相談関連

- ・課題が複雑すぎて切り口がわからない
- ・相談の抱え込み(困っている本人)
- ・気軽に相談できるような関係性がない

##### 連携関連

- ・個人情報の壁
- ・地域住民と関係機関が関わる機会が少ない(連携不足)
- ・(関係機関同士)役割の認識不足

##### 地域資源関連

- ・自治会加入率の低下
- ・地域資源の不足
- ・地域資源へのアクセス問題

##### 地域を支える担い手の不足

- ・若者の地域離れ
- ・民生委員の不足
- ・自治会の人手不足
- ・サービスのいいとこどり(相互扶助が成立しない)

#### 重点目標

##### 相談支援体制

住民同士がお互いに少しずつ気かけ合う地域を目指します。

##### 多機関協働(連携)

地域住民・自治会・企業・関係機関がお互いに「顔の見える関係」となる地域を目指します。

##### 参加支援/地域づくり(担い手づくり)

すべての人が役割をもって活躍できる地域を目指します。

#### 上記3つの目標を達成するための具体的な対策やアイデア

- ➡ふれあいあひサロンの強化
- ➡自治会加入率UPに向けた取組
- ➡ICTの活用
- ➡自治会フリーマーケットの開催
- ➡青年会・子供会の支援
- ➡地域ぐるみのラジオ体操
- ➡老人会手前の住民のグループづくり
- ➡公民館でコワーキングスペースの設置
- ➡公民館の卓球台を活用した居場所づくり
- ➡大人になっても楽しめる行事の開催
- ➡放課後子ども教室の開催
- ➡地域の敬老会を様々な世代の交流の場に
- ➡市民農園(共同農園)の開墾・交流
- ➡高齢者と若者のスポーツ大会
- ➡こどもだけではない貧困対策
- ➡班長による安否確認対策づくり
- ➡旗を立てて元気印(見守り体制の強化)
- ➡地位の要望に応じた学習会・講演会の開催
- ➡1小1中の特性を活かした活動  
\*「おいでよ!おいでよ!浦西中まつり」
- ➡地域の学生も含めた地域活動
- ➡地域人材を活用した学校教育
- ➡PTAのOB会を活用
- ➡保育園を活用した合宿場所などの提供
- ➡地域住民が自由に活用できる学校
- ➡地域交流を目的とした新しい授業参観
- ➡CGG活動の活発化(美化活動+食事会)
- ➡地域住民と小・中学校の先生達との交流
- ➡地域での職場体験
- ➡安全マップづくり
- ➡公園を活用したイベント
- ➡「食」を通じた交流
- ➡地域の人材を活用したまちづくり
- ➡浦西中学区芸能大会
- ➡ハロウィンパレードの開催
- ➡おもてなしで地域との交流
- ➡サークル活動の充実
- ➡専門部会の強化
- ➡地域の広報力強化
- ➡若者企画で地域PR
- ➡ゴーヤー品評会の開催
- ➡学習発表会を地域で開催

★中学校区保健福祉センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦西中学校区保健福祉センター	西原 4-11-8 (浦添市かりゆしセンター 2階)	871-3140

☆地域包括支援センター

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添市地域包括支援センター ゆいまある	西原 2-3-7 1階	917-5320

◆自治会・集会所

No.	名称	所在地
1	西原一区・西原二区自治会	西原 4-11-8
2	広栄自治会	西原 3-8-2
3	浦西自治会	西原 6-22-1
4	安川自治会	牧港 3-30-8
5	当山ハイツ自治会	当山 2-19-15
6	陽迎橋自治会	西原 5-12-6-103
7	当山自治会	当山 2-37-6

○児童厚生施設 (児童センター)

No.	名称	所在地	連絡先
1	西原児童センター	西原 4-9-1	878-1766

▲小学校

No.	名称	所在地	連絡先
1	当山小学校	当山 2-34-1	877-7595

△中学校

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦西中学校	当山 3-1-1	879-3236

■公的施設

No.	名称	所在地	連絡先
1	浦添市かりゆしセンター	西原 4-11-8	871-1616

## 第6章 浦添市再犯防止推進計画

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画です。

### 1. 計画策定の趣旨

日本における刑法犯の認知件数が2002年以降減少し続けるなかで、初犯者と比べて再犯者の減少幅が小さく、再犯率の上昇が課題として認識されるようになりました。再犯の防止には刑事司法的なアプローチだけではなく、福祉や教育も含めたより幅広い支援が必要です。再犯を繰り返す人のなかには、幼少期の厳しい生育環境に要因があると思われる人や、生活苦から罪を犯したあと再就職できず家も借りられないなかで再び犯罪に至った人、また本人の障害に起因する特性がありつつも福祉的支援を受けてこなかった人などがいることが分かっています。

このような状況を受けて、国会において2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が制定、施行されました。国は翌年12月に「第一次再犯防止推進計画」（計画期間：2018～22年度）を閣議決定し、5つの基本方針と7つの重点課題を整理しました。

また、沖縄県においても「沖縄県再犯防止推進計画」（計画期間：2020～2024年度）を策定し、国の計画をもとに6つの支援策を位置づけています。

国はこの間の成果と課題をとりまとめ、2023年3月に「第二次再犯防止推進計画」（計画期間：2023～27年度）を閣議決定し、以下の7つの重点課題を示しています。

#### 〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

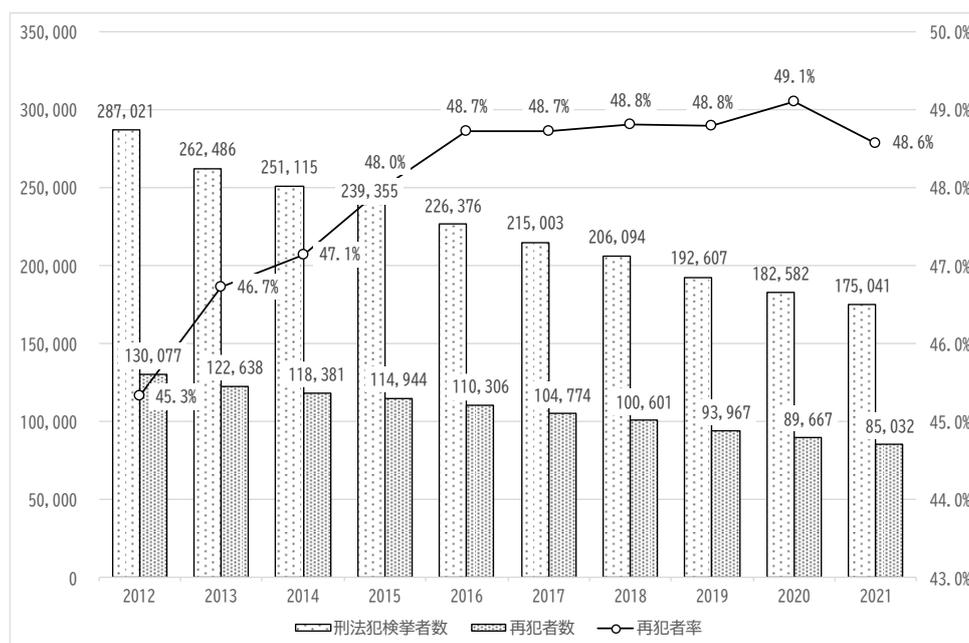
浦添市でも第五次地域福祉計画・第六次地域福祉活動計画（計画期間：2019～2023年度）において、「罪を犯した人の社会復帰の支援」を位置づけ、再犯防止に取り組んできたところです。新たに第6次地域福祉計画・第7次地域福祉活動計画（計画期間：2024～2028年度）を策定するにあたって、国及び県の支援動向を踏まえて、本市における再犯防止の取り組みをさらに推進するため、「第1次浦添市再犯防止推進計画」を策定いたします。本計画は、2024（令和6）年度を初年度とし、2028（令和10）年度を目標年度とする5年計画とします。

## 2. 再犯防止に関する現状と課題

### (1) 全国の状況

全国の刑法犯検挙数と再犯者数についてみると、ともに減少を続けていますが、再犯者数の減少幅が刑法犯検挙数の減少幅よりも小さいため、再犯者率が上昇し2015年以降48～49%で推移しています。

■全国の刑法犯検挙者数及び再犯者数



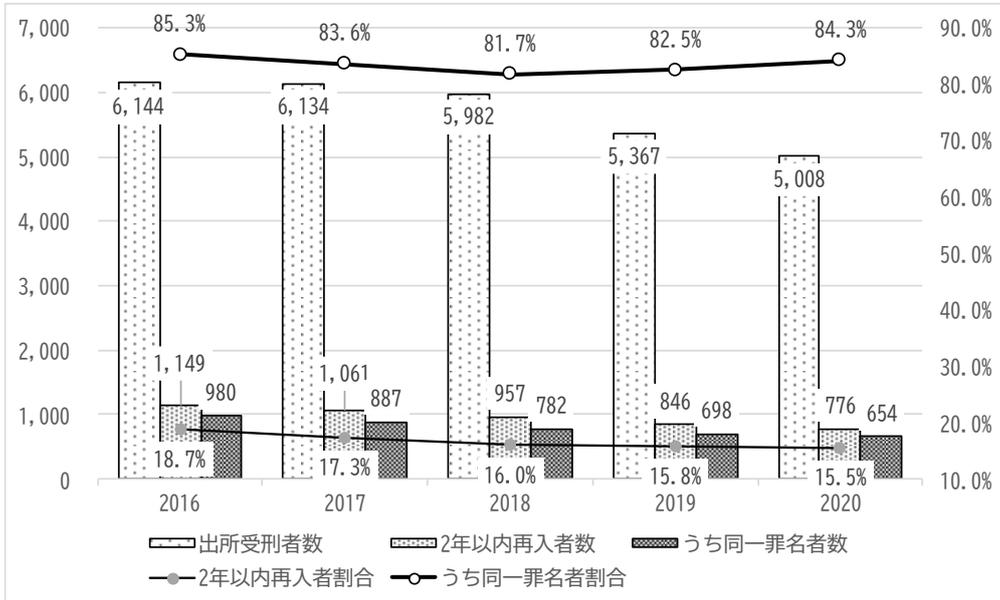
※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙数に占める再犯者数の割合をいう。

出典：法務省「令和4年版再犯防止推進白書」

全国の覚醒剤取締法違反の出所受刑者についてみると、減少傾向にあり、2年以内再入所者数やその割合も同様に減少しています。他方で、2年以内再入所者数のうち同一罪名者が占める割合は8割台で推移していることから、覚醒剤をやめられず依存傾向にある人が多いことがうかがえます。

■全国の覚醒剤取締法違反の出所受刑者数



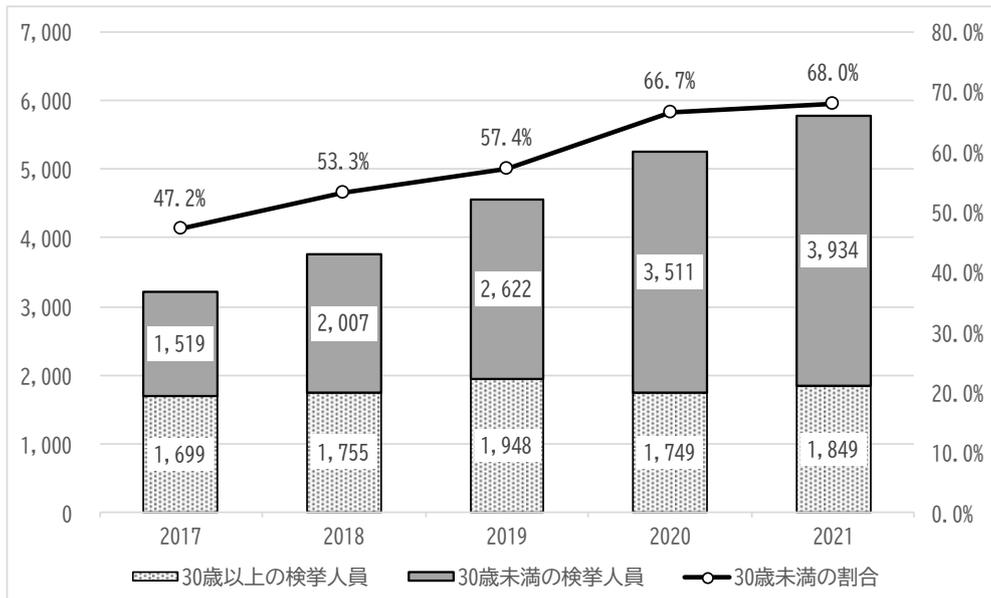
※2年以内再入率：各年の出所受刑者に占める「2年以内再入者数」の割合である。

「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者（出所事由が満期釈放又は仮釈放の者）のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに、前刑出所後の犯罪により再入所した者の人員である。

出典：法務省「令和4年版再犯防止推進白書」

また、全国的に大麻事犯の検挙人員が増加の一途をたどっています。特に30歳未満が占める割合が高くなっており、直近では検挙人員の約3人に2人が30歳未満です。

■全国の大麻事犯の検挙人員

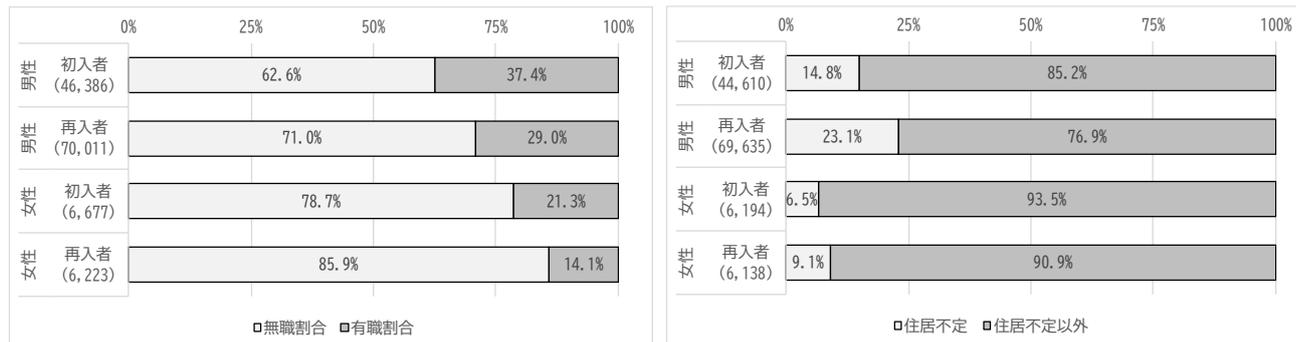


出典：法務省「令和4年版再犯防止推進白書」

再犯防止に関するこれまでの取組みから、無職や住居が定まっていない状態は再犯につながりやすいことが分かっています。

刑務所への初入者及び再入者について、2015～2019年の累計をみると、初入者と比べて再入者のほうが犯行時に無職だった割合が男女ともに7～8ポイント高くなっています。また、初入者と比べて再入者のほうが犯行時に住居不定だった割合が高く、男性で約8ポイント、女性で約3ポイント高くなっています。

■男女別初入者・再入者の無職・住居不定の割合



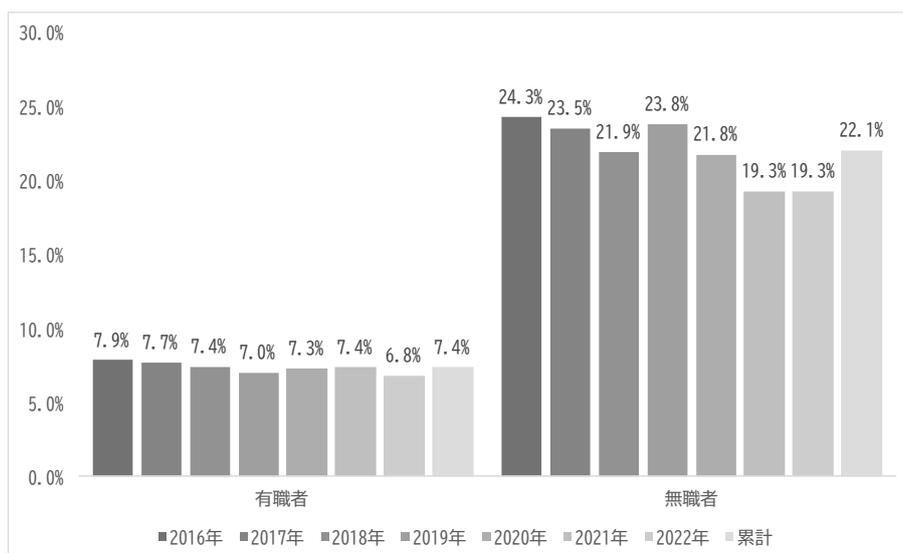
※2015～2021年の累計。犯行時の就労・居住状況による。

「無職」は定収入のある無職者を含む。居住状況が不詳の者及び来日外国人は除く。

出典：令和4年版及び2年版の犯罪白書における法務省大臣官房司法法制部資料をもとに作成

さらに、保護観察対象者の再犯率についてみると、2016～2022年の累計で有職者が7.4%（8,902人）であるのに対し、無職者が22.1%（9,208人）と、無職者のほうが有職者よりも約3倍高くなっています。

■保護観察対象者の再犯率



※2016～2022年の累計。職業不詳は除く。

「無職者」は定収入のある無職者、学生・生徒及び家事従事者を除く。

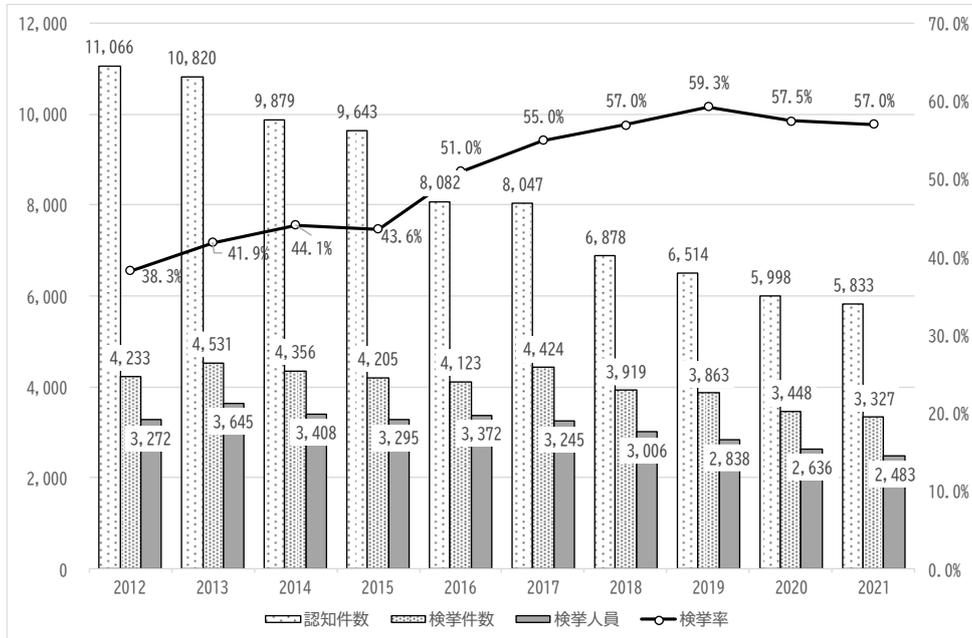
「再犯率」は、有職者及び無職者に対する保護処分取消し、仮釈放取消し、刑執行猶予取消し、戻し収容及び身柄拘束のまま保護観察が終了となった者の比率。

出典：2022年の保護統計及び2021年の保護統計データベースをもとに作成

## (2) 沖縄県の状況

沖縄県における2012年から2021年までの10年間の刑法犯総数の推移をみると、認知件数が一貫して減少しています。検挙率（認知件数に占める検挙件数の割合）は2015年以降増加傾向にあり、近年は50%台後半で推移しています。

■ 沖縄県内の刑法犯総数

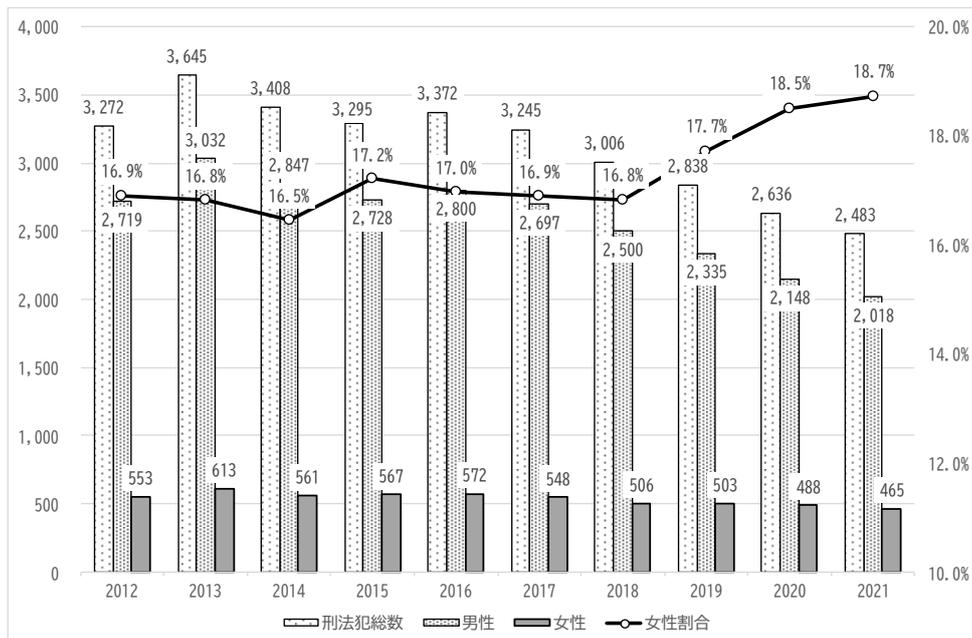


※検挙率は「検挙件数」÷「認知件数」

出典：沖縄県警察「犯罪統計資料 令和4年（確定値）」

刑法犯検挙人員の推移をみると、男女ともに2016年から減少傾向となっています。なお、男性の減少幅のほうが女性の減少幅より大きいため、検挙人員に占める女性の割合が2018年以降増加傾向となっています。

■ 沖縄県内の刑法犯検挙人員

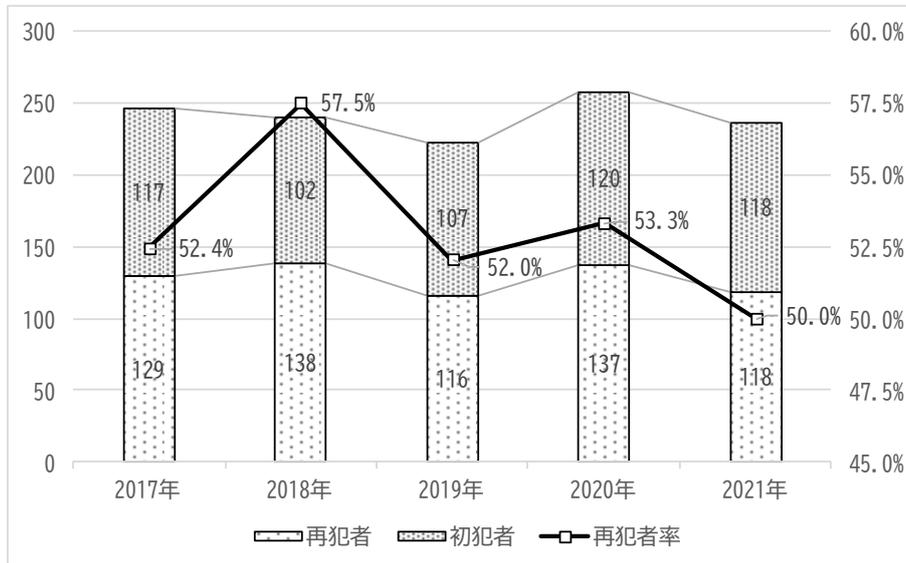


出典：沖縄県警察「令和3年犯罪統計書」

### (3) 浦添警察署管内の状況

浦添警察署管内における刑法犯の検挙者数は 220 人台～250 人台で推移しています。再犯者率は増減を繰り返しながらも全体的には減少傾向にあり、2021 年には 50.0%となっています。

■浦添警察署管内の刑法犯検挙者数



※浦添警察署の管轄区域は浦添市・西原町・中城村のうち字南上原の一部。

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

※犯行時年齢が 20 歳以上のものを計上している。

出典：法務省矯正局提供データ（警察署別犯罪統計データ）を基に浦添市作成

薬物事犯に関しては毎年 10 人前後が検挙されており、再犯者の占める割合がいずれにおいても非常に高くなっています。

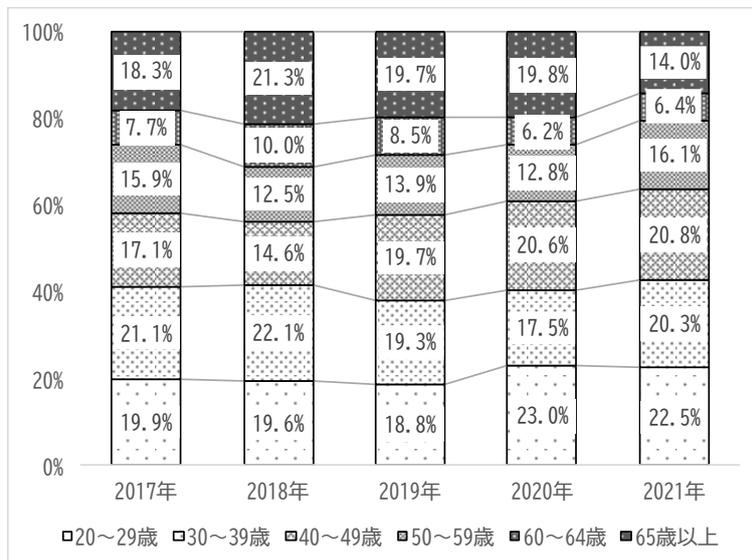
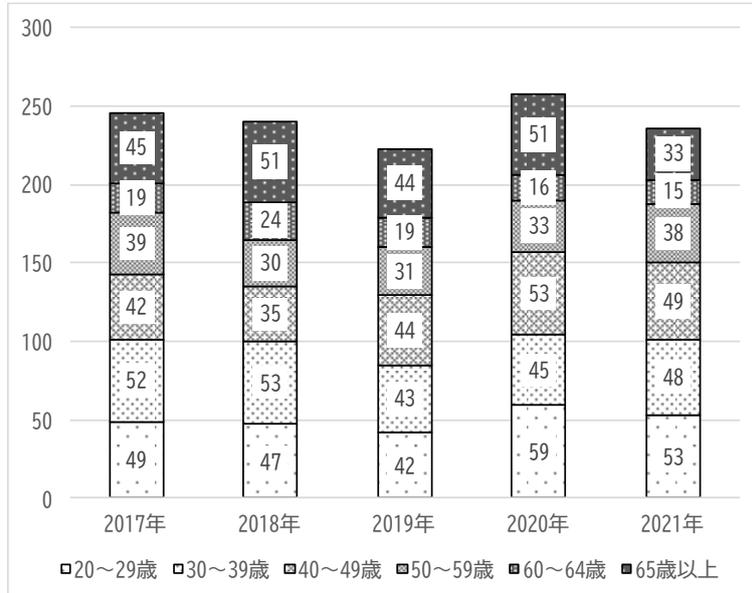
■浦添警察署管内の薬物事犯検挙者数

	覚醒剤取締法違反	再犯者率	麻薬等取締法違反	再犯者率	大麻取締法違反	再犯者率
2017年	13	92.3%	0	0.0%	0	0.0%
2018年	6	83.3%	1	0.0%	1	100.0%
2019年	1	0.0%	0	0.0%	9	55.6%
2020年	2	100.0%	0	0.0%	7	85.7%
2021年	9	77.8%	1	100.0%	1	100.0%

出典：法務省矯正局提供データ（警察署別犯罪統計データ）を基に浦添市作成

刑法犯の検挙者数について年齢別にみると、2018年には60歳以上の割合が3割を超えていましたが、その後減少傾向となり2021年には約2割（20.4%）となっています。

■浦添警察署管内の年齢別刑法犯検挙者数

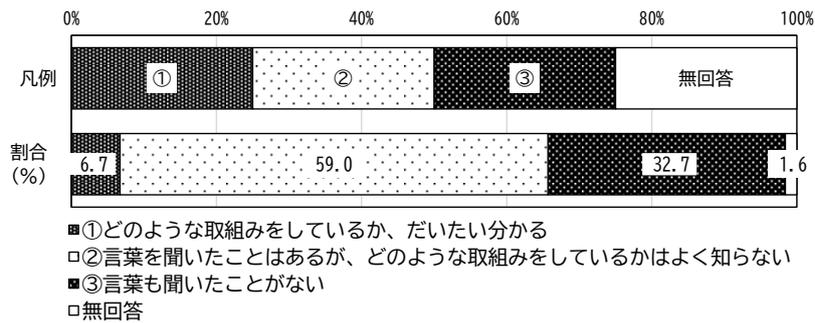


出典：法務省矯正局提供データ（警察署別犯罪統計データ）を基に浦添市作成

#### (4) アンケートからみる市民の認知状況

- ・再犯防止の認知度について、「言葉を聞いたことはあるが、どのような取組みをしているかはよく知らない」が59.0%と最も高く、次いで「言葉も聞いたことがない」が32.7%となっています。一方で、「どのような取組みをしているか、だいたい分かる」は6.7%にとどまっています。
- ・市民の間での再犯防止の認知度は高いと言えず、今後は市ホームページや SNS、広報誌などで分かりやすく取組みを広報していく必要があります。

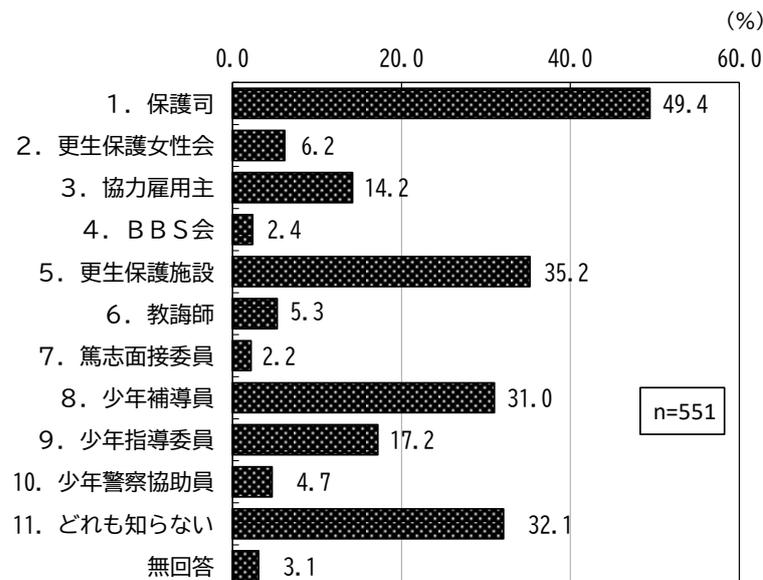
問44「再犯防止」の取組について



出典：「浦添市の福祉に関するアンケート調査報告書」令和5年3月

- ・再犯防止に協力する民間の協力者の認知度について、「保護司」が49.4%と最も高く、約2人に1人が知っている状況です。次いで「更生保護施設」が35.2%、「少年補導員」が31.0%となっています。一方、「どれも知らない」が32.1%で、約3人に1人が再犯防止の協力者について知らない状況です。

問45「再犯防止」に協力する民間の協力者の認知度（複数回答）



出典：「浦添市の福祉に関するアンケート調査報告書」令和5年3月



## (5) 関係団体の活動状況

国及び県の再犯防止推進計画で強調されているように、再犯防止の推進において民間協力者の存在は非常に重要です。そこで、中部南保護区保護司会（浦添市支部）及び沖縄県地域生活定着支援センターの活動を把握し、意見交換を図るため団体へのヒアリングシートの配布と対面でのヒアリングを行いました。

ヒアリングシートは中部南保護区保護司会（浦添市支部）から7名の方にご回答いただき、沖縄県地域生活定着支援センターからは、ご担当者の方からご回答をいただきました。対面でのヒアリングの際には中部南保護区保護司会（浦添市支部）から4名、沖縄県地域生活定着支援センターから1名に加えて、那覇保護観察所からも1名ご参加いただき、互いの取組みの紹介及び意見交換を行いました。以下にヒアリングの概要を示します。

### ■ヒアリングシート配布・対面ヒアリング実施団体

No.	団体名	実施日
1	中部南保護区保護司会（浦添市支部）	令和5年5月29日14時～
2	沖縄県地域生活定着支援センター	令和5年5月29日14時～

### 1) 中部南保護区保護司会（浦添市支部）（回収シート7件、対面ヒアリング）

- ・保護司の人数はあまり変わらない。現在は40人で定員数は満たしているが、地域的なアンバランスさがある。保護司候補者からは断られることがあり、その理由としては「犯罪者等の指導・援助に自信がない」、「忙しく、時間的余裕がない」、「家族の理解が得られない」などが挙げられる。
- ・保護司の不足・高齢化が懸念される中、特に課題になっていることは、「連携の不足」、「市民の認知度の不足」、「再犯を繰り返す方への対応」、「相談（面接）場所の確保」などとなっている。
- ・再犯防止推進計画を策定する際、重点的に位置づける必要があることとしては、「市民への保護司活動の周知」、「福祉部門との連携強化」のほか、「地域との連携強化」、「保護司会活動への支援」などが挙げられる。
- ・他機関との連携状況について、「保護観察官」とは強く連携できており、「市役所」、「更生保護女性会」とは一定の連携ができています。一方、「地域包括支援センター」、「基幹相談支援センター」、「自治会」等との連携は弱い。
- ・対象者は無免許運転などをしてしまった少年が多い。対象者から聞くことが多い社会復帰の悩みや不安としては、「仕事が見つからない・続かないこと」が多く、そのほか「金銭管理ができないこと」、「薬物や酒などの依存を止められないこと」、「経済的な問題」などがある。なお、保護司が関わる対象者に関しては、「浦添市自立サポートセンター・てだこ未来」と連携して就労支援を行っている。

## 2) 沖縄県地域生活定着支援センター（回収シート1件、対面ヒアリング）

- ・支援対象者は、帰住先のない高齢者や障がい者であり、窃盗してしまった人が多く、犯罪を繰り返してしまいやすい。業務では矯正施設出所後の帰住先探し、福祉サービスへつなぐ支援を行っている。支援対象者に前科があることについては支援に必要な範囲で情報共有を行うが、支援対象者本人の「知られたくない」という意向がある場合、支援先とつなぐ際にどこまで情報を共有するか難しいところがある。
- ・市内関係機関との連携状況について、「市役所」、「社会福祉協議会（CSW 含む）」、「基幹相談支援センター」とは一定の連携ができています。一方、「地域包括支援センター」、「市内相談支援事業所」、「市内介護事業所」との連携は弱い。
- ・対象者から聞くことが多い社会復帰の悩みや不安としては「住む場所を見つけにくいこと」、「金銭管理ができないこと」、「生きがいや趣味、役割がないこと」が多く挙げられる。
- ・支援する中で課題と感じることは、「地域の住まいが見つからない（契約の拒否含む）」、「前科を理由に福祉施設から入所や利用を断られる」、「支援対象者が相談に慣れておらず困りごとが深刻化しやすい」ことが挙げられる。特に、住まいが見つからないことについては、浦添市内への帰住希望者はいるものの、市内に受け入れてくれる施設（入所施設やグループホーム、シェアハウス等）が少ないことが課題だと考える。
- ・矯正施設等退所者の自立準備ホームとしての協力施設を増やしたり、入所施設やグループホーム等における前向きな受け入れなど、支援の連携体制の構築を図っていきたい。
- ・再犯防止推進計画を策定する際、重点的に位置づける必要があることとしては、「居住・就労の確保のための取組み」、「アルコールや薬物等の依存者への支援」、「地域生活定着支援センターとの連携強化」が挙げられる。
- ・アルコール依存の問題を理解して受け入れてくれる施設は限られている。また、その問題を抱えた方は、金銭管理がうまくできずに窃盗を繰り返してしまうほか、禁酒などの施設のルールを守れず飲酒したことに罪悪感を抱えて、入所している施設を出てしまうこともある。
- ・センターの支援対象者は、刑余者の一部の方々であるが、再犯を繰り返してしまう刑余者は家族からの支援も得られにくく、社会的にも排除されてしまうの方々である。そういった境遇の人たちを地域で受け入れられるか、住民のみんなで考える場が必要だと感じる。また、計画での位置づけは難しいかと思われるが、犯罪の被害にあった方が相談できる窓口や被害者やそのご家族への支援も大事だと感じる。

### 3. 具体的な取組み

罪を犯してしまった人がうまく社会とつながれず再び犯罪を行う傾向がみられます。こうした背景には、社会的困難や経済的理由から住む場所が見つからず、仕事にも就きにくく、生活困窮から抜け出せないことなどがあります。当事者が抱える困難をていねいに聴き取り、必要に応じて生活保護や就労支援等の支援策につながるよう、関係機関が連携をとる必要があります。また、地域においてはそのような複雑な背景を理解したうえで、出所者を受け入れる素地をつくっていくことも重要であり、保護司会などの活動を周知して、再犯防止に関する市民の理解促進を図る必要があります。

今後5年間の取組みの進捗を測るため、5年後の達成を目指す目標指標を設定するとともに、毎年確認する活動指標を設定します。目標指標を達成するためには、市と浦添市社会福祉協議会、地域が共通認識を持ち、地域資源を活かしながら事業を展開していくことが求められています。取組み状況を確認・共有するため、地域、福祉関係機関及び関係団体、社会福祉協議会などからの参加者により構成される「浦添市福祉保健推進協議会」において、計画期間の2年目にあたる令和7（2025）年度から、前年度分の進行管理を毎年度行います。

#### 目標指標

項目	2018年度 (H30年度) 参考値	2023年度 (R5年度) 現状値	2028年度 (R10年度) 目標値	備考
再犯防止の認知度	—	6.7% (2023)	増加 (12%以上) (2028)	出典：R5 地域福祉アンケート調査問 44
保護司の人数	—	40人 (2023)	40人 (2028)	
保護司の認知度	—	49.4% (2023)	増加 (60%以上) (2028)	出典：R5 地域福祉アンケート調査問 45

#### 活動指標

項目	2023年度 (R5年度) 現状値	2028年度 (R10年度) 目標値	備考
再犯防止に関する研修会の開催数	1回	1回以上	※2023年度は県福祉政策課、沖縄県地域生活定着支援センター、沖縄少年院の担当者による事業説明
再犯防止に関する施設見学の開催数	1回	1回以上	※2023年度は沖縄刑務所を見学
保護司会・更生保護女性会に関する広報回数	1回	1回以上	※2023年度は市広報誌（7月号）で特集

## (1) 就労・住居の確保

背景にある問題	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初入者よりも再入者のほうが無職・住居不定の割合が高いことが分かっています。</li> <li>・保護観察対象者が無職の場合、有職者と比べて再犯率が約3倍高くなっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労や住居の確保が再犯防止に大きく関わっていることから、無職となっている方の経済的自立の支援や、帰住先がない方の住まいの確保が重要です。</li> <li>・福祉、産業、住宅に関する庁内の各部門が連携するとともに、事業者との協力関係の構築が求められています。</li> </ul>

### [一人ひとりができること]

- ・罪を犯した人の社会復帰に対する理解を深めます。

### [地域でできること]

- ・罪を犯した人の社会復帰に関する勉強会などを行い、理解を深め、社会復帰支援に取り組めます。
- ・事業者は、罪を犯した人の住まいの確保や就労に協力するため、住宅のあっせん、職業訓練、雇用の受け皿などに対応していきます。

### [社協の取組み]

#### 社－１）生活困窮者の早期発見・連携支援

[事業内容] No.1	・民生委員・児童委員や地域福祉協力員と協力し、生活に困っている市民の早期発見に努めるとともに、相談支援員や各種関係機関等と連携し自立に向けた支援を行います。
[連携先]	福祉総務課（室）、保護課

※第7次浦添市地域福祉活動計画から再掲（p.81）

#### 社－２）住宅確保支援

[事業内容] No.2	・離職などにより住居を失うおそれの高い方への家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を進めます。
[連携先]	福祉総務課（室）

※第7次浦添市地域福祉活動計画から再掲（p.99）

### [行政の取組み]

#### 行－１）再犯防止に向けた連携強化

[主管課]	福祉総務課、福祉総務課（室）
[連携先]	保護課、産業振興課、建築営繕課
[事業内容] No.1	・罪を犯した人の社会復帰を支援するため、相談対応、住まい、就労の確保などに向け、関係者、関係機関の連携を図ります。

## 行－２）自立支援の実施

[主管課]	福祉総務課（室）
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.2	・生活困窮者の生活基盤の早期安定に向け、関係課との連携のもと、自立生活のためのプランの作成などを行う「自立相談支援事業」や、離職などにより住居を失うおそれの高い方への家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を進めます。

※第６次浦添市地域福祉計画から再掲（p.82）

## 行－３）就労相談窓口の定期設置

[主管課]	産業振興課
[連携先]	—
[事業内容] No.3	・就労への意欲がある出所者からの相談にも対応するため、市役所において定期的に「地域若者サポートステーション」による相談窓口の設置を図ります。

※第６次浦添市地域福祉計画から再掲（p.84）

## 行－４）住宅確保要配慮者への市営住宅等の供給及び住宅セーフティネット制度の普及

[主管課]	建築営繕課
[連携先]	—
[事業内容] No.4	・高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者、矯正施設退所者等住宅確保要配慮者に対し、市営住宅や市民住宅への入居機会を確保するとともに、住宅セーフティネット制度に関する各種取り組みの普及と利用を促進します。

※第６次浦添市地域福祉計画から再掲（p.100）

## 行－５）浦添市居住支援協議会の設置検討

[主管課]	建築営繕課
[連携先]	福祉総務課（室）、保護課、いきいき高齢支援課、障がい福祉課、こども家庭課
[事業内容] No.5	・住宅確保要配慮者の居住等支援の充実を図るため、市内の住宅関連事業者等との連携を進めていくとともに、居住等支援の検討の場となる浦添市居住支援協議会の設置を検討します。

※第６次浦添市地域福祉計画から再掲（p.100）

## (2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

背景にある問題	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>再犯を繰り返す人の中には支援ニーズがありながらも、誰かに頼ることができない、そもそも頼れる人がいない、原因に目を向けることを拒んでしまうなど、支援につながりにくい人々が多くいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪の背景に支援ニーズがある人を的確に把握し、必要とされる福祉制度やサービスにつなげられるよう、対象者のアセスメントや関係機関との連携の充実の強化が求められています。</li> </ul>

### [一人ひとりができること]

- 罪を犯した高齢者や障がい者等の社会的背景、アルコールや薬物の依存症に対する理解を深めます。

### [地域でできること]

- 罪を犯した高齢者や障がい者等の社会的背景、アルコールや薬物の依存症に関する勉強会などを行い、理解を深め、社会復帰支援に取り組みます。

### [社協の取組み]

#### 社－１）社会復帰及び地域定着の支援

[事業内容] No.3	・沖縄県地域生活定着支援センター、民生委員・児童委員、保護司などと連携し、罪を犯した人の社会復帰及び地域定着の支援に努めます。
[連携先]	福祉総務課（室）

#### 社－２）生活支援の実施・周知

[事業内容] No.4	・生活困窮者に対し、必要に応じて生活福祉資金の貸付、法外援護費や食糧支援などの支援を行います。また、社会福祉協議会のホームページやSNS、広報誌などで、生活困窮者自立支援制度などについて周知します。
[連携先]	—

※第7次浦添市地域福祉活動計画から再掲（p.81）

## 【行政の取組み】

### 行－１）高齢者・障がい者の地域定着支援

〔主管課〕	いきいき高齢支援課、障がい福祉課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.6	・ 罪を犯した高齢者や障がい者が福祉サービスを受けながら地域生活を送れるよう、沖縄県地域生活定着支援センターと連携するとともに、受け入れ先となる福祉事業者との情報共有や意見交換に努めます。

### 行－２）アルコールや薬物の依存症に関する周知・啓発

〔主管課〕	健康づくり課
〔連携先〕	—
〔事業内容〕 No.7	・ アルコールや薬物の依存症を防止するとともに快復を促進するため、適正飲酒や薬物乱用防止、相談窓口及び自助グループについて市広報誌や市ホームページ、SNSなどで周知・啓発を図ります。

### 行－３）刑事司法機関との連携強化

〔主管課〕	福祉総務課
〔連携先〕	福祉総務課（室）、いきいき高齢支援課、障がい福祉課、保護課、健康づくり課、こども家庭課、市民協働・男女共同参画課、産業振興課、建築営繕課、学校教育課、こども青少年課 浦添市社協
〔事業内容〕 No.8	・ 市職員等の施設見学や研修会への参加を通じて、那覇保護観察所、那覇少年鑑別所、沖縄刑務所、沖縄少年院及び沖縄女子学園における取組みについて把握するとともに、関係機関との情報共有や意見交換を図り、出所者等が保健医療・福祉サービスにつながるよう連携強化に努めます。

### 行－４）支援会議の設置・運営

〔主管課〕	福祉総務課（室）
〔連携先〕	障がい福祉課、いきいき高齢支援課、健康づくり課、国民健康保険課、こども未来課、こども家庭課、こども青少年課、保護課 浦添市社協
〔事業内容〕 No.9	・ 生活困窮者自立支援法に基づいた支援会議の設置に取り組むとともに、設置後は関係機関・団体と連携しながら生活困窮者の自立に向けて支援します。

※第6次浦添市地域福祉計画から再掲（p.82）

### 行－５）一時生活支援事業の実施

[主管課]	福祉総務課（室）
[連携先]	浦添市社協
[事業内容] No.10	・ホームレスなど住居がなく生活に困窮している方に食事や宿泊場所の供与などを行う「一時生活支援事業」を通じて、自立に向けた相談支援を行います。

※第6次浦添市地域福祉計画から再掲（p.82）

### （３）学校等と連携した修学支援

背景にある問題	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを介して若年層が闇バイト、特殊詐欺、大麻等の売買に加担する事案が多発しています。</li> <li>・若年層への「大麻汚染」が全国的に懸念されています。中でも沖縄県は人口1万人当たりの摘発者数が全国平均よりも多くなっています。</li> <li>・少年犯罪の背景には生育環境における困難や、家庭の経済的理由、いじめの経験などがあるとされています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な気持ちからの行動が犯罪となり、その後の人生を大きく制約するような事態が起きないように、闇バイトや特殊詐欺、薬物等の危険性を十分周知するとともに、若年層が巻き込まれないための対策を早急に強化する必要があります。</li> <li>・なんらかの事情により学校に通うことが難しくなった場合でも修学を継続し、卒業・進学できるよう学校や関係機関と連携して支援することが求められています。</li> </ul>

#### 【一人ひとりができること】

- ・地域の子ども達へのあいさつや見守り、夜間街頭指導への参加を心がけます。

#### 【地域でできること】

- ・非行や罪を犯した青少年が置かれていた家庭環境や、抱えていた困難に対する理解に努め、更生に向けた支援や見守りに取り組みます。

#### 【行政の取組み】

### 行－１）薬物乱用防止教室等の開催

[主管課]	学校教育課
[連携先]	浦添警察署
[事業内容] No.11	・市内の小中学校において、薬物乱用防止、飲酒・喫煙防止教室等を開催し、児童生徒に対して薬物や未成年の飲酒・喫煙の有害さを伝えるとともに、万が一誘われても断ることの大切さを伝えます。

### 行－２）「愛の声かけ運動」・夜間街頭指導の実施

[主管課]	こども青少年課
[連携先]	こども家庭課
[事業内容] No.12	・学校と地域の協力のもと行っている、「愛の声かけ運動」（毎月第2木曜日）での早朝のあいさつや、「少年を守る日」（毎月第3金曜日）における夜間街頭指導を通じて、子どもたちの健全育成と地域住民との交流を促進します。

※第6次浦添市地域福祉計画から再掲（p.87）

### 行－３）無料の学習塾の利用促進

[主管課]	こども家庭課
[連携先]	保護課、学校教育課
[事業内容] No.13	・学習環境が整えられない児童生徒に対して、無料で学べる学習塾を提供し、学習支援を行います。また、関係課に情報を提供して学習塾の利用を促進します。

※第6次浦添市地域福祉計画から再掲（p.86）

### 行－４）不登校などの児童生徒の支援

[主管課]	こども青少年課
[連携先]	—
[事業内容] No.14	・義務教育段階の不登校などの児童生徒を対象に、教育相談室くくむい、適応指導教室いまあじ、自立支援室ひなたにおいて、学校復帰及び社会的自立の支援を行います。

※第6次浦添市地域福祉計画から再掲（p.87）

### 行－５）いじめ等の防止・早期対応

[主管課]	学校教育課、こども青少年課
[連携先]	こども家庭課
[事業内容] No.15	・いじめ等による長期間の欠席や不登校、中途退学から社会とのつながりが切れ、非行や犯罪に至らないよう、いじめ等に対する組織的・継続的な対応の実施に努めます。

#### (4) 民間協力者の活動促進

背景にある問題	取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、浦添支部の保護司は定員数を満たしていますが、今後は高齢化等により不足が生じる懸念があります。</li> <li>・保護司については市民の約2人に1人が知っている状況ですが、それ以外の民間協力者に関しては認知度が高くありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司の負担を減らし、活動しやすくするため保護司同士や関係機関との連携促進や、市民の認知度向上を図る必要があります。</li> <li>・保護司以外の民間協力者についても市民に広報し、再犯防止や更生に関わる人々やその取組みに対する市民の理解を促進することが求められます。</li> </ul>

##### [一人ひとりができること]

- ・罪を犯した人の社会復帰を支援する民間協力者（保護司や協力雇用主など）に関する理解を深めます。

##### [地域でできること]

- ・罪を犯した人の社会復帰を支援する民間協力者（保護司や協力雇用主など）に関する勉強会などを行い、理解を深め、協力者としてともに社会復帰支援に取り組みます。

##### [社協の取組み]

###### 社－１）保護司会・更生保護女性会への情報提供

[事業内容] No.5	・罪を犯した人の社会復帰につながるよう、保護司会及び更生保護女性会に対して「自立サポートセンター・てだこ未来」の事業を説明する機会を設けます。
[連携先]	福祉総務課、福祉総務課（室）、保護課

##### [行政の取組み]

###### 行－１）再犯防止に関する広報

[主管課]	福祉総務課
[連携先]	—
[事業内容] No.16	・罪を犯した人の再犯防止、社会復帰に向け、地域の理解と協力を得るために、市広報誌や市ホームページ、SNSなどを通じて「社会を明るくする運動」などの広報活動を行います。

###### 行－２）保護司等民間協力者の活動周知

[主管課]	福祉総務課
[連携先]	—
[事業内容] No.17	・罪を犯した人や非行青少年の立ち直りを支援する保護司等民間協力者の活動を周知・広報することで、保護司等民間協力者の認知度の向上を図ります。

■再犯防止に関わる協力者・団体・施設

No.	保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）により5万2,500人を超えないものと定められている。
1	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、2022年（令和4年）4月現在の会員数は13万3,395人である。
2	協力雇用主	「犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者を雇用し、又は雇用しようとする事業主」のこと。
3	BBS会	Big Brothers and Sistersの略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、2022年（令和4年）1月現在の会員数は4,400人である。
4	更生保護施設	更生保護施設は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行う施設。
5	きょうかい 教誨師	矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、2021年（令和3年）12月現在の教誨師は2,008人（前年：1,925人）である。
6	とくし 篤志面接委員	矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、2021年（令和3年）12月現在の篤志面接委員は1,387人（前年：1,396人）である。
7	少年補導員	街頭補導活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。
8	少年指導委員	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。
9	少年警察共助員	非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。
10	地域生活定着支援センター	保護観察所と連携して、①刑事施設所在地において果たす役割（退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う）と、②帰住予定地における役割（退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う）という2つの役割を併せ持つ。

出典：1～9について法務省「令和4年版再犯防止白書」より。10については一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会「地域生活定着支援センターガイドブック令和2年度版」より。

# 資料編

## 1. 条例・会議規則・規程・要綱

### (1) 浦添市福祉のまちづくり条例

令和2年6月26日

条例第21号

#### (目的)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の社会活動に参加することのできる福祉のまちづくりに関し、市の基本方針を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の推進について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が相互に協働して福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって優しさに満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた者その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- (4) 心のバリアフリー 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての市民が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。
- (5) ユニバーサルデザイン 障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を作り上げることをいう。

#### (基本方針)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針を定める。

- (1) 全ての市民が、福祉のまちづくりに関する理解を深め、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。
- (2) 全ての市民が、自らの意思で自由に行動でき、安全かつ円滑に利用できる都市環境整備を推進すること。
- (3) 全ての市民の社会参加を促進すること。
- (4) 市、市民及び事業者が、主体者として関わることのできる環境の整備を推進すること。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策を効果的に推進するため、国、県その他公共団体及び公共的団体との連携を図るものとする。

#### (市民の役割)

第5条 市民は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら、又は相互に協力して、福祉のまちづくりに取り組むとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された施設、物品又はサービスの利用を妨げないよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら、又は他の事業者等と協力して、福祉のまちづくりに取り組むと

ともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(調査研究及び情報の提供等)

第7条 市は、福祉のまちづくりを効果的に推進するため、必要な情報の収集に努め、調査及び研究を行うとともに、市民及び事業者に対して、その調査及び研究の結果の公表及び提供を行うものとする。

(表彰)

第8条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して優れた取組を行った者を表彰することができる。

(福祉教育の充実)

第9条 市は、児童、生徒等が福祉のまちづくりへの理解を深め、思いやりのある心を育むことができるよう福祉のまちづくりに関する教育の充実に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が、福祉のまちづくりに関し、自主的な活動に取り組むことができるよう生涯のあらゆる教育の場を通じて、多様な学習の機会の提供及び研修の充実に努めるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、福祉のまちづくりに関して必要な人材の育成に努めるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関するボランティア活動その他の非営利活動に参加することを促進するとともに、ボランティア活動を実践できる環境の整備に努めるものとする。

(防災対策の推進)

第12条 市は、第1条の目的を達成するため、高齢者、障害者等が安心して生活を営むことができるよう、防災に関し、自助及び共助の意識の浸透を図るとともに、必要な施策の推進に努めるものとする。

(心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの普及及び啓発)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、心のバリアフリーの普及及び啓発を行うものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、ユニバーサルデザインの普及及び啓発を行うものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、市民及び事業者と一体となって福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(福祉のまちづくりの推進に関する審議)

第15条 福祉のまちづくりの推進に関して必要な事項は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)に規定する浦添市福祉保健推進協議会において審議するものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

## (2) 浦添市福祉保健推進協議会規則

平成7年3月31日

規則第4号

注 平成30年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)第3条の規定に基づき、浦添市福祉保健推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、本市の福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について審議し、答申するものとする。

2 協議会は、福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について、市長に対し必要な助言を行うことができる。

(令元規則8・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉関係機関及び関係団体の構成者等

(3) その他市長が必要と認める者

3 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(令元規則8・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、その者の担任する専門事項に関する審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、及び会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、協議会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第7条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書及び参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面でその意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

2 書面による審議は、指定した期日内に委員の過半数の回答がなければ成立しないものとする。

3 書面による審議は、書面により回答をした委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令2規則50・追加)

(専門部会)

第8条 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条第2項の委員のうちから会長が指名した委員及び同条第3項の専門委員で構成する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

(令2規則50・旧第7条線下・一部改正)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総括的事務については福祉健康部福祉総務課において処理する。ただし、総括的事務以外の事務については、福祉健康部又はこども未来部の当該事務の担当課において処理する。

(平30規則7・一部改正、令2規則50・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(令2規則50・旧第9条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 浦添市障害者福祉都市推進協議会規則(昭和57年規則第12号)は、廃止する。

附 則(平成7年10月27日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第12号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月1日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第25号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月8日規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月19日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年8月20日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 浦添市福祉保健推進協議会委員名簿

委員の任期：令和4年6月24日～令和6年6月23日まで

No.	氏名	役職等	委員
1.	上地 武昭	おきなわ地域福祉研究会 会長	会長
2.	新垣 和歌子	浦添市民生委員児童委員連絡協議会 会長	副会長
3.	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	委員
4.	安里 真弥	浦添市自治会長会 副会長（内間自治会長）	〃
5.	与那覇 涼	うらそえ介護福祉士会 会長	〃
6.	儀間 優紀 肥谷 菊乃※	浦添市地域包括支援センター「さっとな」管理者	〃
7.	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会 会長	〃
8.	牧志 正人	一般社団法人浦添市身体障がい者福祉協会 会長	〃
9.	村田 涼子	社会福祉法人若竹福祉会 理事長	〃
10.	比嘉 真也	社会医療法人へいあん 平安病院 地域医療部長	〃
11.	稲垣 暁	災害ソーシャルワーカー	〃
12.	上原 毅 新川 みき※	浦添市学校保健会 会長	〃
13.	大濱 篤	一般社団法人浦添市医師会 理事	〃
14.	崎濱 秀海※	公益社団法人南部地区歯科医師会 浦添班長	〃
15.	比嘉 隼人	浦添市青年連合会 事務局長	〃
16.	仲座 スガ子	浦添市子ども会育成連絡協議会	〃
17.	宮里 ジュン 宮平 玲那※	浦添市立経塚児童センター 館長 浦添市立森の子児童センター 館長	〃
18.	森田 牧子 又吉 りつ子※	社会福祉法人浦添市社会福祉協議会 常務理事	〃
19.	鈴木 伸章	浦添市ボランティア連絡協議会 会長	〃
20.	瀬戸 建 渡名喜 守聖※	浦添商工会議所 総務課 課長 浦添商工会議所 専務理事	〃
21.	西銘 生弘	中部南保護区保護司会浦添市支部 保護司	〃

※団体の役職・役員変更等に伴う委員の変更

## 浦添市地域福祉計画策定専門部会 委員名簿

No.	氏名	役職等	委員
1.	上地 武昭	おきなわ地域福祉研究会 会長	部会長
2.	西銘 生弘	中部南保護区保護司会浦添市支部 保護司	副部会長
3.	新垣 和歌子	浦添市民生委員児童委員連絡協議会 会長	委員
4.	安里 真弥	浦添市自治会長会 副会長（内間自治会長）	〃
5.	石原 宏紀	浦添市ボランティア市民活動支援センター	〃
6.	池原 千佳子	宮城ヶ原児童センター館長	〃
7.	新垣 耕憲	(有)あい保険工房 代表取締役	〃
8.	宜野座 富夫	浦西自治会自主防災会 会長（浦西自治会長）	〃

### (3) 浦添市福祉保健推進本部設置規程

平成4年7月9日

訓令甲第18号

注 平成28年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 本市における福祉保健行政に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、浦添市福祉保健推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(平31訓令甲4・全改)

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 福祉保健行政に関する施策の効果的な推進に関すること。
- (2) 福祉保健行政に関連する事業の総合調整に関すること。
- (3) その他福祉保健行政に必要な事項に関すること。

(平31訓令甲4・一部改正)

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、福祉健康部長をもって充てる。
- 4 本部委員は、浦添市市政運営会議規程(平成10年訓令甲第3号)第13条第1項に規定する部長会議の構成員をもって充てる。ただし、副市長及び福祉健康部長は除くものとする。

(平31訓令甲4・一部改正)

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ推進本部構成員以外の者を推進本部の会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(平31訓令甲4・一部改正)

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(平30訓令甲6・一部改正、平31訓令甲4・旧第7条繰上)

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(平31訓令甲4・旧第8条繰上)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月27日訓令甲第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日訓令甲第7号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日訓令甲第22号)

この訓令は、平成12年12月26日から施行する。

附 則(平成18年12月22日訓令甲第25号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令甲第15号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月13日訓令甲第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日訓令甲第13号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日訓令甲第8号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日訓令甲第5号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令甲第20号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月27日訓令甲第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月14日訓令甲第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月25日訓令甲第4号)

この訓令は、平成31年2月25日から施行する。

### 第3条関係 組織構成

本部長	副市長
副本部長	福祉健康部長
委員	政策調整監、総務部長、財務部長、企画部長、西部開発局長、市民部長、経済文化局長、こども未来部長、都市建設部長、都市建設部参事、消防長、教育部長、指導部長、上下水道部長、議会事務局長

## (4) 浦添市地域福祉計画検討委員会設置要綱

(令和5年5月12日 市長決裁)

(令和5年6月6日 一部改正)

(令和5年6月30日 一部改正)

(令和5年7月13日 一部改正)

(設置)

第1条 地域福祉計画の策定に必要な検討を行うため、浦添市地域福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、浦添市福祉保健推進協議会(以下「協議会」という。)にその結果を報告する。

- (1) 地域福祉計画に係る基本計画に関すること。
- (2) 地域福祉計画に係る実施計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか地域福祉計画策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は福祉健康部長を、副委員長は福祉総務課長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

3 前項の規定により難いときは、委員長に命ぜられた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(書面による審議)

第6条 委員長は緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書および参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面で意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

(地域福祉計画作業部会)

第7条 委員会に、地域福祉計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会は、第2条に掲げる各事項の具体的内容を検討する。

3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 部会長は会務を総理し、作業部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は福祉健康部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

浦添市地域福祉計画検討委員会名簿

No.	氏名	所属	役職
1.	宮城 智枝子（委員長）	福祉健康部	部長
2.	久保田 道代（副委員長）	〃	福祉総務課長
3.	喜舎場 三弘	〃	福祉総務課主幹
4.	栗國 綱志	〃	障がい福祉課長
5.	宮城 高光	〃	いきいき高齢支援課長
6.	知念 亜希子	〃	いきいき高齢支援課主幹
7.	福原 雅史	〃	健康づくり課長
8.	津嘉山 朝之	〃	保護課長
9.	仲本 力	こども未来部	こども政策課長
10.	比嘉 寿樹	〃	こども未来課長
11.	盛本 克枝	〃	こども未来課主幹
12.	新里 優子	〃	こども家庭課長
13.	眞境名 究武	〃	こども家庭課主幹
14.	高原 尚紀	総務部	防災危機管理課長
15.	宮城 直哉	企画部	企画課長
16.	仲地 政直	市民部	市民生活課長
17.	富山 美那子	〃	市民協働・男女共同参画課長
18.	仲里 哲	市民部経済文化局	産業振興課長
19.	嘉手納 喜幸	都市建設部	都市計画課長
20.	砂川 伸	〃	建築指導課長
21.	山城 学	〃	建築営繕課長
22.	與那覇 政彦	〃	道路課長
23.	徳永 徹	〃	美らまち推進課
24.	川上 あけみ	教育部	社会教育推進課長
25.	手登根 広幸	指導部	学校教育課指導監
26.	金城 徹	〃	こども青少年課長
27.	砂川 恭成	消防本部	消防総務課長

浦添市地域福祉計画作業部会 名簿

No.	氏名	部署	所属	役職
1.	松田 香 (部会長)	福祉健康部	福祉総務課	管理係長
2.	與那城 政也 (副部会長)	〃	障がい福祉課	障がい福祉係長
3.	高嶺 朝洋	〃	福祉総務課	管理係主査
4.	河野 祐哉	〃	障がい福祉課	支援給付係長
5.	平良 昌代	〃	いきいき高齢支援課	介護給付係長
6.	平古場 裕子	〃	〃	介護給付係主査
7.	玉那覇 智子	〃	〃	予防支援係長
8.	前城 未来	〃	〃	在宅支援係長
9.	金城 美奈子	〃	〃	在宅支援係主査
10.	上間 泉	〃	〃	高齢福祉係長
11.	伊禮 輝	〃	健康づくり課	予防係長
12.	比嘉 秀太郎	〃	保護課	保護第1係長
13.	宮城 瞳	〃	〃	保護管理係主査
14.	平良 聡子	こども未来部	こども政策課	政策係長
15.	新垣 あつ子	〃	こども未来課	教育保育係主査
16.	谷成 加代子	〃	こども家庭課	母子父子係長
17.	野辺 将志	〃	〃	家庭相談係長
18.	屋比久 健太	〃	〃	家庭相談係主査
19.	島 幸市	総務部	防災危機管理課	防災危機管理係長
20.	新垣 尋也	企画部	企画課	企画係主査
21.	眞境名 利恵	市民部	市民生活課	市民生活係長
22.	大城 祐子	〃	市民協働・男女共同参画課	協働推進生涯学習係長
23.	金城 紅子	市民部経済文化局	産業振興課	雇用創生係長
24.	仲里 善文	都市建設部	都市計画課	都市交通企画係長
25.	知花 竹彦	〃	建築指導課	審査係技査
26.	大城 郷	〃	建築営繕課	計画工事係長
27.	親里 直幸	〃	道路課	工事係長
28.	神里 悦子	〃	美らまち推進課	公園みどり係長
29.	田場 尚子	教育部	社会教育推進課	社会教育協働係長
30.	玉城 正也	指導部	学校教育課	指導係長
31.	秋島 さおり	〃	こども青少年課	青少年係長
32.	根間 一英	消防本部	消防総務課	総務係長

## 2. 計画策定の経緯

	開催日	内 容
2022 年度	2月1日～ 2月24日	浦添市の福祉に関するアンケート調査
	3月16日	浦添市母子寡婦福祉会ヒアリング
	3月17日	浦添市老人クラブ連合会ヒアリング
	3月20日	浦添市自治会長会ヒアリング 浦添市民生委員児童委員連絡協議会ヒアリング
	3月24日	浦添市女性団体連絡協議会ヒアリング 仲西中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	3月27日	神森中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ 浦添中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	3月28日	浦西中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ 港川中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	3月29日	浦添市福祉保健推進協議会
2023 年度	4月6日	浦添市ボランティア連絡協議会ヒアリング
	5月16日	浦添市地域見守りネットワーク協力団体連絡会
	5月25日	第1回浦添市地域福祉計画検討委員会・作業部会
	5月29日	中部南保護区保護司会（浦添市支部）・沖縄県地域生活定着支援センターヒアリング
	6月～7月	第五次地域福祉計画及び第六次地域福祉活動計画の点検ヒアリング
	6月27日	仲西中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ 浦添中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	6月28日	神森中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	6月29日	浦西中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ 港川中学校区コミュニティづくり推進委員会ワークショップ
	7月11日	第1回浦添市地域福祉計画策定専門部会
	7月21日	第2回浦添市地域福祉計画作業部会
	8月7日～ 8月26日	児童センター利用児童・生徒アンケート
	8月8日	第2回浦添市地域福祉計画検討委員会
	8月25日	第2回浦添市地域福祉計画策定専門部会
	10月2日	第3回浦添市地域福祉計画作業部会
	10月16日	第3回浦添市地域福祉計画検討委員会
	10月24日	第3回浦添市地域福祉計画策定専門部会
	11月1日	沖縄刑務所視察研修
11月10日	第1回浦添市福祉保健推進協議会	
11月20日	第1回浦添市福祉保健推進本部	

	開催日	内 容
2023 年度	1月9日	第4回浦添市地域福祉計画策定専門部会
	1月16日～ 1月31日	パブリックコメント
	2月13日	第2回浦添市福祉保健推進本部
	2月19日	第3回浦添市福祉保健推進協議会*
	2月27日	浦添市福祉保健推進協議会より市長へ答申

※第2回浦添市福祉保健推進協議会は別の議題で開催

## 3. 用語解説

### あ行

#### ■アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族など、対象者の居る場所に積極的に出向いて働きかけること。「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味。

#### ■インフォーマルサービス

地域のボランティアや近隣の支え合いなどの私的なサービスのことをいう。一方、各種機関、サービス事業所による公的なサービスはフォーマルサービスという。

#### ■浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例（手話言語条例）

手話は言語であるという認識に立ち、手話言語等コミュニケーション手段の理解及び理解促進を図り、かつ、手話言語等コミュニケーション手段を保障するための合理的配慮や環境整備を図り、障がいのある人もない人も共につながり、心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする条例。

#### ■NPO（nonprofit Organization）

民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における民間の営利を目的としない社会活動団体のこと。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としている。

#### ■沖縄県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある方をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するために平成9年に制定した条例。目的や定義のほか、施策に関する基本方針及びバリアフリー整備の対象となる施設や整備基準等が規定されている。

### か行

#### ■基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、身体障害・知的障害・精神障害の総合的な相談業務を行う。また、地域の実情に応じて、相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援、成年後見制度利用支援事業の実施などの業務を担う。

#### ■教育相談室「くくむい」

教育相談及び不登校児童生徒の定期相談(来所・電話・訪問)を行う。

#### ■クラウドファンディング

ある目的、志などのため不特定多数の人から資金を集める行為、またそのためのネットサービスのこと。大衆(crowd)と財政的支援(funding)を組み合わせた造語。クラウドファンディングの実施者は、インターネットを利用して不特定多数の人々に比較的低額の資金提供を呼びかけ、必要とする金額が集まった時点でプロジェクトを実行する。

#### ■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

#### ■権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために判断能力が落ちてしまったり、意思無能力者のために、代理人が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び書類の管理など権利の主張や自己決定をサポートしたり守ること。

#### ■子育て世代包括支援センター

妊娠出産から子育て時期まで切れ目のないサポートを行い、あらゆる相談を受け付け、支援を提供する体制を構築することを目的としたセンターで、運営するのは各市区町村。

#### ■こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能をもつ機関。妊産婦、こどもや保護者の意見や希望をできる限り確認したり汲み取ったりしつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。

##### ■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開するコミュニティソーシャルワークを実践する専門職。

## さ行

#### ■自主防災組織

自然災害から地域を守るための住民による任意組織。災害対策基本法に規定されており、自治会組織単位でつくられることが多い。行政の一部という位置づけの消防団とは異なり、構成員はボランティアで、避難訓練や防災研修などの活動をする。

#### ■市民後見人

一般市民による成年後見人であり、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分となった方に親族がいない場合に、同じ地域に住む住民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護サービスなどの法律契約を行う。

#### ■自立支援室「ひなた」

遊び・非行傾向の不登校児童生徒に対する居場所として、学校や社会への適応促進を行う。

#### ■住宅セーフティネット制度

平成 29 年 4 月に公布された住宅セーフティネット法の改正法が同年 10 月 25 日に施行され、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した「新たな住宅セーフティネット制度」が本格的に始まった。

#### ■障がい者自立支援協議会

地域において障がいのある人の生活を支えるため、相談・支援に関して中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築及び推進などに向けた協議を行う組織で、課題解決への具体的な道筋を明確にするとともに、障がい者に関する意識の変革を促す重要な役割を担っている。

#### ■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

#### ■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、本人の同意なく結ばれた不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。

#### ■ソーシャルビジネス

子育て支援、貧困問題、環境保護、まちづくりなどの社会的課題の解決を目的としたビジネス手法を活用した事業活動。

## た行

#### ■第2層生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援などサービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。本市では第2層に「中学校区」を想定している。

#### ■地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動、障がい者と地域社会の交流促進など、様々な活動を支援する場。

#### ■地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域包括支援センター等が主催し、多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行う。

#### ■地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、一定の生活圏域で医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくこと。国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築をめざしている。

#### ■地域包括支援センター

高齢者やその家族等の支援を行うために設置した機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職を配置し、高齢者等の様々な相談に対応するとともに、高齢者の介護予防事業の利用支援、高齢者支援に向けた各種サービス調整、介護保険サービス事業所の支援等を行う。

#### ■地域見守りネットワーク事業

浦添市内の各団体または企業等のうち、浦添市及び浦添市社会福祉協議会と事業の協力に関して協定を締結した「見守り協力団体」と見守りネットワークを構築し、地域住民の見守り、安否確認、声かけ等への対応を行う事業。

#### ■適応指導教室いまあじ

小集団の体験・学習活動を通じた集団生活への適応力向上、登校復帰に向けた支援を行う。

#### ■ てだこ未来応援員

沖縄の子どもの貧困に関する状況に緊急に対応するため、平成 28 年度より実施している内閣府補助事業「沖縄子供の貧困緊急対策事業」における「子供の貧困対策支援員」の通称名。子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や地域等の様々な関係機関と情報の共有、連携を行い、課題を抱えた子どもに必要な支援につなげることや子どもたちが安心して過ごせる新たな居場所づくりの担い手の確保を役割としている。

### な行

#### ■ 日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約にもとづき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業。

#### ■ 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を旨とした活動などのできる場所。

### は行

#### ■ バリアフリー

高齢者や障がい者・児の行動を妨げる物理的な障壁がないこと。車いすが通ることができる通路幅の確保、段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置などが該当する。

#### ■ 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービスをより質の高いものにするため、福祉施設・事業所に対して第三者が評価を行うこと。結果は公表され、施設やサービスの利用者などもその情報を得ることができる。

#### ■ 保護司

犯罪や非行によって保護観察を受けた者に指導・助言を行い更生の手助けする民間のボランティアで、法務大臣から委嘱をされている。

#### ■ 母子保健推進員

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、市町村等の母子保健事業に積極的に協力し、市町村等が行う子育てサービスを妊婦や乳幼児をもつ母親などの対象者に紹介するなど、行政とのパイプ役として、また身近な相談者としての役割を担うボランティア。

## ま行

### ■見守り SOS ネットワーク

認知症等の者が事前に本人情報を登録し、行方不明となった場合、同意にもとづき協力機関等へその情報を発信することで、早期発見・支援介入につなげるための情報連携ネットワーク。

### ■民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援に結びつくよう行政機関との橋渡しを行うボランティアで、厚生労働大臣から委嘱されている。要援護者に対する見守りや相談、情報提供など個別の援助活動はもちろんのこと、要援護者の生活環境の改善や生活支援のネットワーク、そのための機関との連携など地域福祉の推進に向けた活動の担い手。

## や行

### ■ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体状況等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように、製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

## 4. 主な相談先

※2024（令和6）年2月末現在

### （1）地域での生活に関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
自治会	・自治会加入、行事、近隣住民などに関する相談。	※自治会によって異なります。	
民生委員児童委員連絡協議会	・民生委員・児童委員が日常生活に関する相談を受け付け。 ※各地区で担当者が決まっています。担当者の連絡先は右の連絡先から連絡協議会にお問い合わせください。	877-8278	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 ※土日、祝祭日、 12/29～1/3 は お休み。

### （2）家庭や子育てに関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
家庭児童相談室 (浦添市役所2階)	・対象者：0歳～18歳未満のお子さん及び保護者、その他養育者などの関係者。 ・育児、子どもの心身の発達、学校生活、虐待、その他子どもに関する相談受け付け。	876-1707 (直通)	月～金 8:30～12:00 13:00～17:00 来所受付は原則 16時まで ※祝日や年末年始 など閉庁日を除く。
女性相談室 (浦添市役所2階)	・夫や交際相手からの暴力(DV)。 ・結婚、離婚や異性のこと。 ・夫婦、親子、嫁姑、親族間のもめごと。 ・近隣、職場など対人関係のこと。 ・その他一身上のことなどの相談を受け付け。	874-0874 (直通)	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 来所受付は原則 16時まで ※祝日や年末年始 など閉庁日を除く。
子育て世代包括支援センター うららん	・妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う窓口。 ・妊娠・出産・子育てについての相談を保健師や助産師が受け、情報提供や助言、保健相談を受け付け。 ・妊婦さんや産婦さんからの相談を受け付け。 ・妊娠中や産後の心身の健康状態育児、授乳に関する相談。	875-2100	予約受付：月～金 8:30～17:00 (要予約)

名称	対応内容	連絡先	対応日時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話での相談、保健相談センターでの来所相談（要予約）、ご自宅での相談（家庭訪問）。</li> <li>・ご本人だけではなく、配偶者、ご家族からの相談でも可能。</li> </ul>		
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）			
子育て支援センターていんさぐ （PARCO CITY 3階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児をもつ親が気軽におしゃべり（情報交換）したり、子ども同士が遊んだりする場で、子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む）等に対する育児相談を受け付け。</li> <li>・0歳児から就学前までの子育てに関する相談を受け付け。</li> <li>・電話相談や面接のできる相談室有。</li> </ul> ※育児相談（予約制） （来所）毎週木曜日 13時～17時 （電話）月～日 17時まで	870-0874	<b>【親子ひろば】</b> ※無料 月、火、木、金、土、日 10：00～17：00 ※毎週木曜日午後 は育児相談のため、 一般利用はお休み。 ※水曜日、祝日、慰 霊の日、年末年始 はお休み。 <b>【木育ひろば】</b> ※有料 月～日 10：00～18：00 ※60分毎の完全入 れ替え制。

### （3）学校生活に関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
教育相談室「くくむい」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：本人、家族、その他どなたでも相談可能。</li> <li>・小中学生の様々な悩みや問題などを電話で受け付け。</li> <li>・電話での相談が難しい場合などは来所相談、訪問相談も実施。</li> </ul>	876-1296	月～金 9：00～12：00 13：00～17：00 ※祝日や年末年始 など閉庁日を除く。

#### (4) 高齢、障がい、介護、在宅医療に関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
浦添市地域包括支援センター（お住いの地域（中学校区）によって担当のセンターが異なります）			
地域包括支援センター さっとん（浦添中学校区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・福祉等の様々な面から、総合的な支援を行うために地域ごとに設置された相談支援機関。</li> <li>・介護（予防）、認知症、虐待など高齢者やその家族の日常生活の困りごと、各種サービスの利用のしかたなどの相談を受け付け。</li> </ul>	877-3103	月～金 8：30～17：15 ※土日、祝日、慰霊の日及び12/29から1/3までを除く。 夜間休日の緊急連絡体制あり
地域包括支援センター ライフサポート （仲西中学校区）		875-2560	
地域包括支援センター ていだ（神森中学校区）		870-0150	
地域包括支援センター みなとん（港川中学校区）		876-3710	
地域包括支援センター ゆいまある（浦西中学校区）		917-5320	
障がい者（児）基幹相談支援センターてだこの森 （ピアラルうらそえ3階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者（児）の生活全般における相談支援</li> <li>・相談支援事業者へ対しての専門的指導や助言、相談支援事業者の人材育成を行い、相談機関との連携強化</li> <li>・社会的に入院・入所を余儀なくされている方が地域で安心して生活できる体制整備によって、地域生活への移行や定着を推進</li> <li>・虐待や権利擁護に関する相談窓口としても機能。家庭や施設で虐待を受けている障がい者の相談支援・ご本人の代わりに各種契約などをサポート</li> <li>・地域の関係者が集まり、個別事例から地域課題を抽出・共有し、その解決に向けて協議する自立支援協議会の運営</li> </ul>	942-7601	月～金 8：30～17：15 ※土日、祝祭日、12/30～1/3、6/23はお休み。 8/1は電話での対応のみ。
ピアサポートセンター ほと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に身体障がい者（児）及びその家族等に対する相談支援等。</li> </ul>	879-7565	月～金 9：00～17：00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。
生活支援センターあおぞら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に精神障がい者（児）及びその家族等に対する相談支援等。</li> </ul>	879-6644	月～金 9：00～18：00 土曜日 10：00～18：00
相談支援事業所ゆんたく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な精神障がい者（児）及びその家族等に対する相談支援等。</li> </ul>	870-4789	月～金 9：00～17：00

名称	対応内容	連絡先	対応日時
相談支援事業所おりじん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活で困っていることや、福祉サービスの利用案内等、様々な相談を「基本相談」として受付け。</li> <li>・「計画相談」として、障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を作成し、その利用状況のモニタリング(評価、見直し)、サービス事業者等との連絡調整を行う。</li> <li>・ご自身がその人らしい生活をしていけるように、相談支援員と一緒に考えていきます。</li> </ul>	875-1270	月～金 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。
浦添市在宅医療・介護連携支援センターうらっしー (浦添市医師会内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口。</li> <li>・地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療、介護に関する相談の受け付け。</li> <li>・退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携調整や患者・利用者又は家族の要望を踏まえた地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介。</li> </ul>	894-2698	月～金 9:00～18:00 ※祝日や年末年始を除く。

### (5) こころの相談、健康に関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
保健相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児から成人(妊産婦を含む)まで、ライフステージに応じた各種相談(来所・電話・訪問)を受付。</li> <li>・こころに関する悩みや医療受診などの相談を受け付け。</li> </ul>	875-2100 (直通)	月～金 8:30～11:00 13:00～17:00 ※祝日や年末年始など閉庁日を除く。

## (6) 生活に困ったとき、暮らし全般の相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
自立サポートセンターてだこ未来（浦添市役所1階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：経済的に困窮している方（※生活保護受給者を除く）。</li> <li>・生活困窮者の早期発見、自立に向けた相談や支援を行う。</li> </ul>	875-5065 （直通）	月～金 8：30～12：00 13：00～17：00 ※祝日や年末年始など閉庁日を除く
市民相談・消費生活相談室（浦添市役所1階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民相談：月～金 9時～12時、13時～17時</li> <li>・消費生活相談：月・水・金 10時～12時、13時～16時</li> <li>・法律相談 (弁護士相談)：毎週（火） 14時～16時30分 要予約 (司法書士相談)：毎週（水） 14時～16時30分 要予約</li> <li>・行政相談：毎月第1・2・3・4（木） 4時～16時</li> </ul>	851-5059 （直通） ※相談予約	※祝日や年末年始など閉庁日を除く。
ふれあい福祉相談センター（浦添市社会福祉協議会内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一般相談：月～金 9時～16時</li> <li>②弁護士相談：第1、第3水曜 10時～12時（要予約）</li> <li>③司法書士相談：第2水曜 10時～12時（要予約）</li> <li>④家計相談：第2火曜 10時～12時（要予約）</li> <li>⑤カウンセリング相談：第2、第4土曜 13時～15時（要予約）</li> </ul>	870-1333 （直通）	予約受付：月～金 8：30～17：15

## (7) 雇用や労働に関する相談

名称	対応内容	連絡先	対応日時
浦添市ふるさとハローワーク（浦添市役所1階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門の職員が就職に関する相談に応じ、皆様の就職活動を積極的にサポート。</li> <li>・職業相談、求人情報の提供、就職支援セミナーなどの就職関連情報の提供を行う。</li> </ul>	876-0734 （直通）	月～金 9：30～17：00 ※12時～13時は窓口休み。端末操作は可能 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。
ハローワーク窓口「就労支援コーナーてだこ」（浦添市役所3階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク職員が常駐し、働くことの不安・悩み・要望について、個別に相談しながら自分に合った仕事を見つけていく支援を行う。求人活動に関する相談。</li> </ul>	876-0710 （直通）	月～金 9：00～16：00 ※申し込みは随時受付。ただし、相談日時は予約制。

名称	対応内容	連絡先	対応日時
	・対象者：生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者。		※祝日や年末年始など閉庁日を除く。
地域若者サポートステーション相談窓口（浦添市役所1階 市民ロビー）	・対象者：15歳～49歳 若年無業者。ご本人やそのご家族。 ・就労相談		毎月第4火曜日 14時～17時

## （8）ボランティアに関する問い合わせ

名称	対応内容	連絡先	対応日時
ボランティア・市民活動支援センター（浦添市社会福祉協議会内）	・ボランティアに関する相談 ・ニーズに対する仲立ち、情報提供を行い、センターを拠点とした活動が円滑にできるよう支援。	877-8226 （代表）	月～金 8：30～17：15 ※土日、祝祭日、 12/29～1/3、6/23 はお休み。



## てだこ・ゆいぐるプラン

第6次浦添市地域福祉計画  
第7次浦添市地域福祉活動計画  
第1次浦添市再犯防止推進計画

令和6年3月発行

浦添市役所福祉健康部福祉総務課  
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶 1-1-1  
TEL (098) 876-1234 (代表)  
社会福祉法人浦添市社会福祉協議会  
〒901-2103 沖縄県浦添市仲間 1-10-7  
TEL (098) 877-8226 (代表)